

## 平成15年3月4日(火曜日)第1回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第1号

第1回定例会

平成15年3月4日(火)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- (2) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について
- ” 4 議第 2号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 報告第1号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 9 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 10 議第 3号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- ” 11 議第 4号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 12 議第 5号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- ” 13 議第 6号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- ” 14 議第 7号 平成15年度寒河江市一般会計予算
- ” 15 議第 8号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- ” 16 議第 9号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- ” 17 議第10号 平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- ” 18 議第11号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- ” 19 議第12号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計予算
- ” 20 議第13号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計予算
- ” 21 議第14号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- ” 22 議第15号 平成15年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- ” 23 議第16号 平成15年度寒河江市立病院事業会計予算
- ” 24 議第17号 平成15年度寒河江市水道事業会計予算
- ” 25 議第18号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- ” 26 議第19号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- ” 27 議第20号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- ” 28 議第21号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 29 議第22号 寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の一部改正について
- ” 30 議第23号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- ” 31 議第24号 寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の一部変更について

” 32 議第25号 寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結について

日程第33 議第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

” 34 請願第1号 少人数学級を国の責任で制度化し、一県一国立大学1教育学部の原則を維持するための意見書提出について

” 35 施政方針説明

” 36 議案説明

” 37 質疑

” 38 予算特別委員会設置

” 39 委員会付託

散 会

平成15年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

日程の追加

議会案第1号 寒河江市議会議員定数条例の一部改正について

## 第1回定例会日程

平成15年3月4日(火)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月 4日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、固定資産評価審査委員会委員選任議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、施政方針説明、議案説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
			本会議終了後	予算特別委員会
3月 5日(水)	休 会			
3月 6日(木)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 7日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
3月 8日(土)	休 会			
3月 9日(日)	休 会			
3月10日(月)	休 会			
3月11日(火)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月12日(水)	午前9時30分	厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建設委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月13日(木)	午前9時30分	総務委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		文教経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月14日(金)	午前9時30分	厚生委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建設委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
3月15日(土)	休 会			
3月16日(日)	休 会			
3月17日(月)	休 会			
3月18日(火)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
3月19日(水)	休 会			
3月20日(木)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

開 会 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから平成 15 年第 1 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、2 月 27 日及び 3 月 3 日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、市の広報公聴係より写真撮影の申し出があり、議長においてこれを許可しておりますことを申し添えます。

## 会議録署名議員指名

佐藤 清議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 4 番石川忠義議員、23 番伊藤昭二郎議員を指名いたします。

## 会期決定

佐藤 清議長 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から 3 月 20 日までの 17 日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は 17 日間と決定いたしました。



## 諸般の報告

佐藤 清議長 日程第 3、諸般の報告をいたします。

( 1 ) 定例監査結果等報告について

( 2 ) 総務、文教経済、厚生、建設各常任委員会行政視察報告について

このことについては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 4、議第 2 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第 2 号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員のうち、森谷富芳委員が平成 15 年 3 月 27 日をもって任期満了となりますので、同氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 2 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号については、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 2 号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 2 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第 2 号は、これに同意することに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 8、報告第 1 号から日程第 34、請願第 1 号までの 27 案件を一括議題といたします。

## 施政方針説明

佐藤 清議長 日程第 35、施政方針説明であります。

市長から説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 本日、平成 15 年の第 1 回市議会定例会が開催されるに当たり、平成 15 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要を申しあげ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をお願い申しあげます。

私はこれまで、第 4 次寒河江市振興計画の目標とする将来都市像、「自然と環境に調和する美しい交流拠点都市寒河江」の実現を目指し、「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに、市民とともに美しいまちづくりに努めてまいりました。

昨年はその集大成とも言うべき第 19 回全国都市緑化やまがたフェアに全力を傾けました。市内のあらゆる層の皆様から御協力をいただき、まさに市民総参加の取り組みで目標をはるかに超える 76 万人もの方々に、花と緑に囲まれた暮らしのすばらしさと多くの感動を与え、大成功をおさめることができました。そして、寒河江の美しい景観と市民の温かい心を全国に発信できたものと思っております。

緑化フェアの大成功は、これまで築き上げてきた花と緑・せせらぎのまちづくりがベースになったものではありませんが、それ以上にフェアを成功させようという市民の熱き思いと、恵まれた美しい景観のたまものであり、市民の大きな自信と誇りとなりました。

私は、緑化フェアを一過性のものとせず、緑化フェアで得たすばらしい感動と市民の熱意を、いかにこれからのまちづくりに生かしていくかが重要であると考えております。そのため、緑化フェアの終了後、新たに花・緑・せせらぎ推進課を設けたところであり、引き続き花と緑・せせらぎによる美しく活力あるまちづくりに取り組み、市民との協働により広域観光の振興、産業の発展に生かし、交流から定住のまちへとつなげてまいりたいと考えております。

また、昨年は本県の農業にとって青天のへきれきとも言うべき無登録農薬使用問題が発生し、改めて食についての安全の大切さを痛感しました。本市におきましては、無登録農薬を購入した人や使用した人がなく、本市農業者の安全で良品質な農産物の生産に対する意識の高さのあらわれであると思っております。

農業を取り巻く情勢は新たな自由化の波や米政策の改革など、大きな転換期を迎えております。そこで、「寒河江市生産調整に関する研究会」を設置し、今後の水田農業のあり方と新たな生産調整を踏まえた農業振興策について、関係機関、農業者とともに調査研究を進めてまいります。

本市の農業は、これまでも厳しい情勢を切り抜け発展してきておりますので、寒河江の農業に自信と誇りを持ち、安全・安心をキーワードに今後の農業の振興を考えてまいります。

市町村合併につきましては、合併特例法の適用期限まで残り約 2 年となり、県内でも法定合併協議会が設置されるなど、合併を目指した動きが活発化しております。

西村山地方におきましても、昨年西村山広域行政圏合併調査研究報告書がまとまり、合併について首長間でも論議を行っております。私はこれからは広域的な生活圏の中で地域の発展を考える必要があると思っており、これからも充実した行政サービスを提供するためには、市町村合併は避けて通れない問題であるにとらえております。そして、住民の日常生活圏や歴史的、地勢的つながりを考慮したとき、西村山 1 市 4 町が合併し、行政能力が高く財政的にも効率のよい自治体を形成することが望ましいと考えております。

2 月 28 日に開催された西村山広域行政事務組合理事会において、合併問題が協議され、西川町長と朝日町

長から、平成 17 年 3 月を目標に合併を目指す考えが述べられました。私としても合併に前向きな町と合併を進めたいと思っておりますので、寒河江市、西川町、朝日町の 1 市 2 町による任意合併協議会設立に向けた準備会を設置することについて、1 市 4 町において確認されたところであります。残る両町についても門戸を開いておくことといたしました。

今後、1 市 2 町で任意合併協議会設立に向けて準備会を組織し、その事務局に各市町とも職員を派遣することといたしました。合併特例法のさまざまな支援措置を受け、21 世紀の夢のあるまちづくりに大いに生かしてまいります。本年度の早い時期に任意合併協議会、さらに法定合併協議会を設置し、合併特例法の期限内の合併を目指して精力的に取り組んでまいりたいと考えております。

私は、平成 15 年度は転換の中で将来の展望を開いていく年であると考えております。

現在、国におきましては、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討しており、今後、特に地方交付税の大幅な見直しが予想されます。そのため、これまでのように地方交付税に依存することは難しくなり、地方分権がより進展する中、個性ある地域づくりに向け、ますます市町村の力量が問われる時代になってくるものと思っております。

一方、長引く不況の影響などにより、自主財源である税収の伸びは期待できず、財政事情は非常に厳しい状況となっております。地方自治体は地方交付税による財源保障の依存体質からの脱却が求められ、さらに地方行政体制のあり方そのものが見詰め直されるなど、大きな変革の時期を迎えております。

加えて、現下の厳しい財政状況の中、今後は事務事業の見直しを図り、選択に選択を重ね、財政支出について意識の転換を行う中で、市民の要望にこたえていかなければなりません。

このような大きな変革の時期にあって、本市の将来の発展方向をしっかりと見据えて、力を注ぐべきところは着実に対応し、市勢の発展と個性あるまちづくりに全力で取り組む決意であります。

私には市勢の発展と総合的な行政サービスの提供の責務を担う使命があり、より一層の行財政改革を推進し、むだを省き、効率的な行財政運営に努めてまいります。

21 世紀の寒河江市の発展の象徴とも言うべき駅前中心市街地は着実に整備が進み、駅周辺に新しい店舗が次々と建築されております。そして町並みが整然と、しかも美観を保ちながら大きく変わってきており、新たな人と車の流れが誕生しております。本年度も後世に誇れる寒河江市の新しい顔となるよう、平成 16 年度の完成に向け整備を進めてまいります。

今秋に予定している土地開発公社の横道住宅団地の分譲は、今後の市街地拡大の指標となる事業であることとらえており、都市計画道路古河江横道線の整備を進め、団地へのアクセスを容易にし、利便性の高い低廉で優良な宅地を提供してまいります。

市民のまちづくりへの思いが結集されるグラウンドワークは本市が日本の先進地であり、全国に誇れる住民参加のまちづくりであります。本年度は、新たに昭和堰頭首工のせせらぎ親水公園や最上川ふるさと総合公園整備をグラウンドワークの手法で取り組むことが計画れされており、職員体制をさらに充実し、美しい花と緑・せせらぎ空間を市民と一緒にあってつくり上げていきたいと考えております。

長引く不況の中、本市におきましても雇用対策が大きな課題となっております。本年度は、新たに高校生を対象にインターンシップ事業に取り組むほか、緊急地域雇用創出特別基金事業の活用など雇用対策本部を継続しながら、雇用の維持確保に向けた対応をしてまいります。さらに、緑化フェアの成功による交流人口の増大を本市の活性化に結びつけるため、商工観光事業に、より積極的に取り組む必要があり、職員体制を充実して振興を図りたいと考えております。

21 世紀の地方自治体にとって少子高齢化への対応が大きな行政課題であり、市民一人一人が生きがいを持ち、健康で安心して生活できる社会の構築が求められております。本市におきましては、ハートフルセンターを拠点に一貫した保健、福祉、医療のサービスを提供する寒河江型ライフサポートシステムにより、高福祉社



会の形成、ハートフルなまちづくりを推進しているところであり、引き続ききめ細かな福祉サービス、保健サービスの提供基盤の充実を図り、健康長寿社会を創造していきます。

また、雇用環境が一段と深刻化する社会環境を踏まえ、子育てと仕事の両立支援を一層推進するために保育サービスの強化、保育児童受け入れの弾力化など、少子化対策の充実を図ってまいります。

次に、諸般の事業を具現化するための平成 15 年度予算について申しあげます。

現在、日本経済は景気の長期低迷と金融システムの不安等から、戦後経験したことのないようなデフレ不況に直面し、今後の展望に明るさを見出せない状況が続いております。

こうした経済状況の中、国の予算編成におきましても、税収の伸びが期待できず、歳出全体にわたる徹底した見直しが行われおります。地方財政計画においても、税収や地方交付税が前年より大幅に減となっているほか、歳出面においても投資的事業が大きく削減されております。

本市におきましても、地方交付税が対前年比 8.0%の大幅な減となる見込みであることに加えて、固定資産税の評価がえによる減収や市民税の大幅な減少が見込まれます。その一方で、福祉関連経費や公債費など経常経費が増大し、財政状況は非常に厳しいものがあります。

現在、平成 13 年度に策定した行政改革大綱実施計画に基づき、事務事業の見直しと経常経費の削減に努めているところでありますが、人件費につきましては、時間外手当を縮減するとともに、緑化フェアなどの新たな事業について、全体の職員数をふやさずに対応してまいりました。さらに昨年は行政職の退職者を補充せず、経費の削減に努めております。本年度におきましても、行政職の退職者を補充しない中で、職員体制の充実を図るべきところは充実し、減員すべきところは減員してサービスの向上に努めるとともに、厳しい財政状況を踏まえ、特別職の給料や管理職手当を削減してまいります。

予算の編成に当たっては、このような人件費の削減に加え、補助金、負担金の削減を進めるなど、徹底した事務事業の見直しと経常経費の削減に努めるとともに、投資的事業につきましても継続事業も含め徹底した見直しを行い、真に緊急度の高いものを選択いたしました。現下の厳しい財政状況を乗り切り、未来への展望を見出していくことが本年度の課題であり、将来の飛躍のため緊縮予算としたところであります。

その結果、平成 15 年度の当初予算は、一般会計において 139 億 1,000 万円で、対前年比 5.6 %の減となります。また、特別会計と企業会計を加えた総予算額は 326 億 1,516 万 2,000 円で対前年比 1.6%の減となるものであります。

続きまして、施策の大要について、第 4 次振興計画の施策の大綱ごとに申しあげます。

最初に、多種多様な交流拠点づくりについて申しあげます。

昨年 11 月に東北横断自動車道酒田線の笹谷トンネルが 4 車線供用され、交通の流れの円滑化が図られております。また、昨年 9 月に東北中央自動車道の山形上山インターチェンジから東根インターチェンジ間が供用され、本市の産業の振興、経済、文化の交流拡大にさまざまな恩恵をもたらすものと期待しているところであります。

この高速道路の恩恵を最大限活用し、活力ある交流拠点づくりを進めるためには、高速道路に接続する幹線道路網のネットワーク形成が不可欠なものであります。

主要幹線道としての国道、県道の整備につきましては、国道 112 号寒河江バイパス長崎大橋から主要地方道寒河江村山線までの全線 4 車線化が図られるよう努力するとともに、国道 458 号最上橋かけかえの完成に向け、事業促進を図ってまいります。

また、都市計画道路柴橋日田線の J R 跨線橋工事などの早期完成に向け、事業促進を図るとともに、同路線の本町・六供町地内につきましても用地買収など事業の推進に取り組んでまいります。さらに元町地内の寒河江西川線と元町高屋線との交差点改良や、三泉地内の寒河江村山線改良事業、田代地内の田代白岩線未改良区間の整備などについて早期着手が図られるよう努めてまいります。

市道の整備につきましては、市街地間をアクセスする都市計画道路山西鶴田線や市街地周辺の交通緩和を図る浦小路高屋線の整備を継続するとともに、三泉堤防線、中町バイパス線、最上橋明神山線などにつきましても整備を進めてまいります。

さらに、市民生活に密接にかかわる道路網の改良整備や側溝、舗装、交通安全施設等の整備につきましても、緊急度などを勘案しながら整備してまいります。

駅前中心市街地整備事業につきましては、これまで駅前広場や南口交通広場、駐輪場が完成し、利便性の向上が図られ、西村山地域の公共交通の結節点として大きな役割を果たしております。

本年度は、駅前の南北幹線道路である都市計画道路寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線や区画道路の築造舗装工事、美しい町並みを形成するための電線類地中化工事、沼川にかかる新橋のかけかえ工事、駅前交流センターとみこし公園の整備工事などを進めるとともに、店舗等建物移転の完了を目指してまいります。また、地区計画やまちづくりガイドラインに基づき、町並み景観に配慮した魅力ある新たな店舗の建築を誘導するとともに、テナントなどの誘致にも商店街協同組合等と一体となって取り組み、にぎわいが連続する中心市街地の形成を進めてまいります。

良質な居住空間の供給を目指す木の下土地区画整理事業につきましては、昨年、組合設立に向けた準備会を発足し、施行区域 16.7 ヘクタールとする事業計画を策定しているところであり、本年度は、地権者の本同意の取りまとめから組合の設立に向けて進むよう努力してまいります。

街なみ環境整備事業につきましては、これまで南町地内の十日市場通りの歩行者通路、ポケットパークの整備が完了しておりますが、本町地内の旅館街、映画館通りの石畳工事についても順調に進捗しており、湯煙がたなびく落ちついた風情を醸し出しております。本年度は、沼川沿いの遊歩道の整備について用地の確保に取り組むなど事業促進に努めてまいります。

せせらぎと花が織りなす潤いある都市環境の整備についてであります。緑化フェアの成功を一過性のものとせず、今後の本市の活性化に生かすため、引き続きフラワーロード整備事業や花いっぱいまちづくり推進事業など、花と緑・せせらぎのまちづくりに積極的に取り組み、美しい潤いのあるまちづくりに努めてまいります。

さらに、緑化フェアの熱き感動を継続し、緑化意識のさらなる高揚と定着を図るため、花咲かフェアINさがえを開催し、関連産業と連携した広がりを進めながら、本市の魅力を県内外に発信してまいります。

また、やすらぎの川整備事業による寒河江川橋周辺の親水空間の完成や二ノ堰第二地区地域用水環境整備事業による張出歩道などの整備、ふるさとの川整備事業による沼川の整備を促進してまいります。

最上川寒河江緑地につきましては、皿沼地内の最上川河川敷を利用し、水辺と人との触れ合いの場となる憩いの空間、人と水辺の生き物と触れ合える場、地域スポーツレクリエーション活動の場、彩り豊かな人に優しい河川空間づくりをコンセプトとし、全体面積約 22 ヘクタールに多目的水面広場、グラウンド、芝生広場など多くの市民が多目的に集える緑地の整備を計画しております。

昨年は事業認可を得て、測量設計を行うとともに多目的水面広場の掘削に着手しておりますが、本年度はさらに多目的水面広場の掘削工事を進めるとともに、吐き出し口などの工事に着手してまいります。

第 2 に、情報に強い魅力ある産業の創造について申し上げます。

農業の振興について申し上げます。

大詰めを迎えた WTO、世界貿易機関農業交渉において関税の引き下げ方法など、保護削減の大枠が 3 月末までに決定される予定であり、輸入農産物の増大によって我が国農業が大きな打撃を受けることが懸念されております。また、デフレ不況の中、農産物価格の下落傾向や段階的な米の生産調整制度の見直しなど、農業を取り巻く情勢はますます厳しいものになっております。

このような情勢の中において、農業を維持発展させていくには、本市が目標とする施設栽培と観光農業を組

み合わせた寒河江型農業をより推進するため、農業産出額の7割を占める果樹、野菜、花卉などの園芸作物について、より施設化を進め、農業経営の基盤強化を図っていく必要があります。園芸農業の振興につきましては、これまで補助事業等を活用し、積極的に施設整備を推進してきたところでありますが、本年度も園芸農業拡大推進事業や果樹園芸作物生産振興事業に取り組み、施設化の推進と果樹や野菜、花卉などの高収益作物の導入による安定した農業経営の確立を図ってまいります。

BSE問題や食品の偽装表示事件に続いて、昨年発生した無登録農薬問題は消費者の農産物の安全に対する不信と不安を招くこととなり、安全、安心な農産物を求める声は日々高まってきております。本市におきましても、1月に本市と西村山4町、県、JAで組織するさがえ西村山農産物安全・安心対策推進会議を設置したところであり、今後、安全防除指導の徹底、安全確認の徹底、広報宣伝活動等に取り組んでまいります。

国におきましては、減反配分による生産調整を中心とした米政策から脱却し、生産者の自主的な需給調整により作付を行い、消費者重視、市場重視の政策へと転換を図るという、米政策改革大綱を打ち出してきたところであり、平成20年度には農業者が主体となった生産調整に変わることになっております。本年度の生産調整の推進に当たりましては、生産者みずからの取り組みとして円滑かつ確実に実施されるよう、これまで同様、地域とも補償事業を支援し、需要に応じた米の計画的な生産と水田における大豆等の土地利用型作物の本格的生産に努めてまいります。

また、地域農業を維持し、効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、地域の合意形成を図りながら、認定農業者を中心とした担い手に対する農地の利用集積を一層推進していかねばならないと思っております。

環境保全は農業においても重要な課題となっております。本年度も農業用使用済みプラスチックリサイクル推進事業を継続し、リサイクルの推進と環境保全に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、家畜排せつ物の処理につきましては、多くの畜産農家が法律で野積みや素掘りが禁止され、来年11月から管理施設による処理が義務づけられます。そのため、施設整備に対する支援策として家畜排泄物適正処理施設整備緊急対策事業を創設し、環境保全と畜産経営の維持に努めてまいります。

土地基盤整備事業につきましては、寒河江川下流地区国営灌がい排水事業により昭和堰頭首工の周辺整備と高松堰頭首工の整備を進めるほか、寒河江中央地区農農農道整備事業、鹿島石持地区畑地帯総合整備事業、葉山の里地区中山間地域総合整備事業などを積極的に推進してまいります。

農業生産の条件が不利な中山間地域の農業につきましては、引き続き中山間地域等直接支払交付金交付事業を活用し、集落での協議を深め農道舗装や用水路整備を図りながら、将来を見据えた集落営農活動を支援してまいります。

近年、間伐等の森林施業が十分に行われない人工林が発生しており、森林の有する多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念されております。そのため、適切な森林整備を推進するため森林整備地域活動支援交付金事業を活用し、森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援してまいります。また、林業振興を図るため、林道平野山線や林道岩木田代線の整備を継続してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

現下の厳しい経済情勢の中で、本市の産業振興を図るには、金融面での対策が重要な課題の一つであると考えております。本年度は市中小企業振興資金融資制度による融資に加え、緊急対策として新たに市中小企業振興資金貸付金利子補給制度を創設し、これまでの制度資金に対する保証料補給の継続とあわせて企業の経営安定化と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、経営研修や経営診断事業、設立10周年を迎える技術交流プラザを拠点とした中小企業人材育成事業などに取り組んでまいります。

商業の振興について申し上げます。

中心市街地活性化の拠点施設フローラ・SAGA Eが多方面にわたる活用により、市民から親しみのある施設として愛されにぎわいを見せております。昨年、中心市街地の一層のにぎわいと活性化を促進するため中心市街地活性化センター委員会を設置したところであります。

本年度も中心商店街連合会、地元商店街、JRなどと連携し、地域に根差したイベントや祭りなどを積極的に開催するとともに、来訪者などの受け入れ体制の充実を図るなど、フローラ・SAGA Eの効果をより一層商店街の活性化に波及させていきたいと考えております。

さらに現在、フローラ・SAGA Eと一体となっている本町駐車場の出入り口整備を進めており、駐車場の利用が容易になることでにぎわいが増加し、商店街もますます活性化するものと思われま

す。そのほか、リーダー等育成事業、後継者育成事業など、商業団体や商店街組織の強化施策を展開し、商業の活性化を図ってまいります。

工業の振興につきましては、これまで中央工業団地の整備や積極的な企業誘致活動の展開、地場産業の振興により、本市の工業出荷額は順調に増加してきましたが、ここ数年の景気の低迷により、出荷額はやや下降傾向にあります。工業振興は地域経済の活性化、若者の定住を図るための重要な政策課題でありますので、引き続き積極的な企業誘致と地場産業育成、販路拡大事業などに取り組んでまいります。

観光物産の振興につきましては、緑化フェアでの経験を生かしながら、さくらんぼのまち寒河江、花と緑のまち寒河江を県内外に大いにアピールし、チェリーランドや慈恩寺、寒河江温泉、周年観光農業などへの誘客を進めてまいります。

また、近隣市町と連携を図りながら、広域観光のルート化に努め周遊性を高めるとともに、本市の立地条件を生かし広域観光拠点としての位置づけを図りながら誘客を進めてまいります。

さらに、歴史文化型観光として広域的に進められている「雛のみち」や寒河江駅を基地にJRなどとともに進める「小さな旅」、トロッコ風列車「さくらんぼ風っこ号」の運行、整備の進む二ノ堰沿いの散策路の活用などを通して市街地観光への積極的な取り組みを行い、特色ある観光地づくりと物産の振興に努め、激化する地域間競争や観光客のニーズに対応してまいります。

大きなイベントは多くの人が集まり、協力の心や盛り上げようとする気持ちも高まり、市民意識の高揚や連帯感の醸成のほか、町の活性化にも大きな役割を果たすものであります。さらに観光誘客、観光宣伝の上でも極めて有効でありますので、熱い盛り上がりでますます期待の高まる神輿の祭典や最上川に親しむ最上川フェスタ'03など、地域特性に根差した特色ある多様な祭りやイベントを開催してまいります。

チェリークア・パーク事業につきましては、国、県、道路公団、民間が一体となって本市の広域滞在型観光拠点施設として整備を進めているところであります。長引く景気低迷のもとでの金融機関の引き締めや所得の伸び悩みによる余暇利用の変化など、大変厳しい環境にありますが、昨年、民活エリアにおいて待望でありました温泉宿泊施設第1号が営業を開始いたしました。本年度も民活エリアにおける新たな営業開始に向け、積極的に事業者の誘致等を推進してまいります。

第3に、やさしさあふれる高福祉社会の形成について申し上げます。

長寿社会の今日において、市民一人一人が健康的な生活習慣をみずから確立し、ふだんから健康増進に努める1次予防への取り組みが大変重要であります。このため、昨年策定した健康日本21の寒河江市計画に基づき市民の健康づくりに対する意識の一層の高揚と健康的な生活習慣を定着させるため、健康教室の充実や実践指導者による健康運動指導の充実など、市民の健康づくりに対する支援を強化し、健康長寿のまちづくりを推進してまいります。

高齢化の進行とともに、がん、脳血管疾患、心臓病などのいわゆる生活習慣病が増加しており、寝たきりや死亡の大きな原因となっております。本市では、これまで1日人間ドックを初めとした健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図るとともに、検査結果に基づいた適切な保健指導等を行いながら、健康に関する

正しい知識の普及や予防意識の高揚、生活習慣改善の支援に努めてまいりました。特に昨年からC型肝炎検査を導入するなど、年々検査内容の充実に向けており、本年度も生活習慣病の予防対策に引き続き取り組んでまいります。

また、乳幼児期の健康な歯づくりへの継続支援や乳幼児健診の充実、麻疹予防接種の保護者負担金の無料化などの子育ての支援、高齢者インフルエンザ予防の接種人員増など、乳幼児から高齢者までの健康づくりと疾病予防の一貫した取り組みを実施してまいります。

市立病院は、市民の健康を守る拠点施設として診療機能の充実が求められ、これまでも診療に当たる医師の増員を初め、最新の医療機器の導入など機能充実に努めてまいりました。本年度も医療機器の更新を行い、診療水準の向上を図るとともに、医療相談、健康講座、糖尿病教室の開催などにより、地域に根差した病院づくりを進めてまいります。

豊かで活力ある福祉社会の推進について申し上げます。

介護保険がスタートしてことしで4年目を迎えます。昨年は計画的な介護サービスの提供基盤の整備と介護保険の円滑な運営を図るために今後5カ年の計画として第2期介護保険事業計画を策定したところであります。介護サービスを有効に活用し安心して生活できるよう、より一層制度の周知に努めるとともに、利用者に喜ばれる質の高い介護サービスが提供されるよう、事業者への支援、指導を強めてまいります。

さらに、在宅介護センター等関係機関との密接な連携のもとに、介護予防・地域支え合い事業への積極的な取り組みと、介護保険制度との一体的な運用を図り、高齢者の生きがいづくりや介護予防など、在宅高齢者の自立した生活を支援してまいります。

また、本年度中には、民間事業者による介護付有料老人ホームの開所が見込まれており、本市における介護サービスの提供基盤は一層充実することになります。

今日の核家族化の進行や共働き家庭の増加、厳しい雇用情勢など、子供を取り巻く環境は大きく変化しており、子供たちが地域の中で伸び伸びと健やかに育つための社会基盤の整備と子育て支援の必要性がますます高まっております。

昨年、子育て支援の情報発信のためハートフルセンターに子育て支援センターを設置したところであり、本年度もファミリーサポートセンターや児童センターと連携して子育ての支援体制を強化してまいります。

また、引き続きNPO法人による子供の一時預かりや、子供と高齢者の触れ合い事業への支援、認可外保育施設の保育基盤の強化、延長保育に対する支援など、多様な保育ニーズに対応する保育基盤の強化を図り、安心して子育てできる環境を整えてまいります。

市立保育所につきまして、本年度はなか保育所みいずみ分園の設置やにしね保育所の園庭拡張などの設備整備を行うとともに、地域交流事業や障害児保育の実施、延長保育の充実、積極的な児童の受け入れなど、地域に密着した子育て支援と安心して働くことができる環境整備のため、機能充実と弾力的な運営を行ってまいります。

放課後児童対策として実施している学童保育については、昨年の西根小学校学区に続き、本年度は柴橋小学校学区に本市で五つ目の学童保育所が誕生する予定であり、その開設と運営を積極的に支援するとともに、各施設における学童保育環境の一層の充実に努めてまいります。

障害者施策は、障害のある人もない人もお互いが尊重し合い、ともに生活し活動できる社会を実現する必要があります。社会保障制度の基礎構造改革が進む中、本年4月から障害者福祉サービスの一部が利用者本位の選択的な利用契約による支援費制度へと移行されることから、利用者の視点に立った円滑な移行とサービスの充実に努めてまいります。

障害のある方が地域で生き生きと生活していく上で、自立と社会参加の促進が一層求められております。このため、重度障害者の移送サービスなどの実施に加え、新たに手話奉仕員派遣事業を実施するとともに、紙お

むつ支給事業などの継続的实施により社会参加と在宅生活を支援してまいります。

さらに昨年4月から市町村に事務移管された精神障害者保健福祉に関する事業については、引き続き居宅介護事業や地域生活援助事業などを実施し、地域において日常生活を支えることにより、精神障害者の自立と社会復帰の促進を図ってまいります。

第4に、心なごむ生活環境の形成について申し上げます。

廃棄物処理対策につきましては、一般廃棄物処理実施計画に基づき、適正で効率的な分別収集運搬を行うとともに、生ごみ処理機などの購入や集団資源回収に対する助成を行うなど、循環型社会の構築に向けた取り組みを行ってまいります。

また、合併処理浄化槽の普及促進や、主要排水路の堆積物処理により公共用水域の生活雑排水による水質汚濁の軽減に努め、公衆衛生の向上を図るほか、騒音、悪臭などの近隣公害問題につきましても適切に対処してまいります。

交通安全対策につきましては、社会情勢の変化を踏まえつつ、生涯を通した交通安全教育の充実に努めるとともに、住民の自発的、主体的な参加を促し、関係機関・団体との緊密な連携を図りながら、市民と一体となって交通事故の防止活動を展開してまいります。

特に子供と高齢者のとうとい人命を交通事故から守るために、幼児と高齢者の交通安全教室や高齢者交通安全の集いを開催するなど、きめ細かな事故防止対策を実施してまいります。

消防防災対策につきましては、水利確保のために消火栓や耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、継続的に小型動力ポンプ普通積載車の更新を行うなど、消防力の充実に努めてまいります。また、市独自の地域防災訓練を実施し、災害に強い安全なまちづくりと市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

下水道の整備につきましては、本年度から新たに187ヘクタールを対象区域に追加し、合計1,160ヘクタールの事業認可区域について計画的に整備を進めてまいります。

本年度は洲崎地内の汚水幹線管渠の整備を初め六供町、内の袋、仲田、落衣、島地区などの面的整備を行うとともに、処理場につきましては、昨年に引き続き汚泥かきよせ機械設備の更新工事を行ってまいります。また、特定環境保全公共下水道事業で進めている三泉地区についても引き続き幹線管渠と面的整備を進めてまいります。

水道は、市民の健康で文化的な生活や経済活動を支える重要な基盤施設であり、常に安全で安定した水道水の供給が強く求められております。将来の水需要の増加等に対応するため、昨年より、第4次拡張事業により施設の拡充強化に取り組んでおり、本年度は木の沢配水池増設工事を継続事業として実施するとともに、新たに慈恩寺配水池の増設計画についても着手してまいります。また、老朽管更新事業等による配水管網の整備拡充と電気計装設備の更新を行い、安全で良質な水道水の安定供給を確保し、市民サービスの向上に努めてまいります。

第5に、新しい世紀を切り拓く人づくりについて申し上げます。

本市では、教育目標を「心広く、個性豊かで郷土を愛し、たくましく21世紀に生きる人間の育成」と定め、家庭や地域、各関係機関との連携を図りながら、教育環境の整備など市民の生涯にわたる学習を積極的に支援しているところであります。

学校教育について申し上げます。

本市は、感性豊かでみずから学び、たくましく生きる児童生徒の育成を学校教育の目標として掲げ、豊かな心とみずから学び、みずから考える力、たくましい体を持つ児童生徒の育成を目指しております。そのために感性教育を初めとした心の教育や国際理解教育、教育相談機能、特殊教育の充実、コンピューター等を活用した情報教育や地域に開かれた学校づくりの推進などに重点的に取り組んでまいります。

教育改革が進められる中、昨年より新学習指導要領と学校週5日制が完全実施されましたが、教育活動全体

を通してゆとりの中で生きる力をはぐくむことを目指し、地域や家庭と連携した特色ある教育活動の展開と、個性を生かす教育の充実に努めるとともに、教職員の意識改革と資質向上が図られるよう市教育研究所などでの研究研修活動を推進してまいります。

また、保護者が希望すれば一定の条件のもとで学校選択ができる特認校制度の実施や、通学区域制度の弾力的運用の導入に当たっては趣旨の徹底を図り、児童生徒のよりよい学習環境の整備に役立ててまいります。

学校施設につきましては、安全で快適な教育環境整備を推進し、子供たちが楽しく学べるゆとりと潤いのある学校づくりに努めてまいります。

醍醐小学校改築事業につきましては、校舎の起工式を昨年5月に、上棟式を12月に実施するなど順調に工事が進んでおり、21世紀を担う子供たちと地域の生涯学習の核になる多目的に利用可能な地域の風が行き交う学校の姿が見えてきております。

本年度は校舎については、7月の完成を予定しており、2学期の開校を目指すとともに、体育館について10月完成を目指して事業を進めてまいります。さらに平成16年度に計画している水泳プールの建設、グラウンド敷地整備の測量・設計業務委託を債務負担事業として進めてまいります。

生涯学習の推進について申し上げます。

本格的な少子高齢社会を迎え、社会の変化に対応したまちづくり活動に積極的に貢献する人材の育成を図るため、生涯学習の推進が重要な課題になっております。このため、学習ニーズに対応した生涯学習講座を開設するとともに、生涯学習支援事業やまちづくり出前講座をより一層推進し、市民の学習活動を支援してまいります。

市民が質の高いすぐれた芸術、文化に触れることは生活を豊かにし、新たな文化を創造する力を生み出すものになります。本年度は名刹慈恩寺における野外演奏会や日本におけるトルコ年を記念し、イズミール交響楽団演奏会を実施するほか、子供の感性を豊かにする幼児演劇教室「ピノキオ」の公演を行い、すぐれた芸術文化鑑賞の機会を提供してまいります。

また、芸術文化団体等への活動発表会場の提供や、市内の合唱団、吹奏楽団が一堂に会して実施する社会人音楽祭など、市民が創造し参加する芸術文化活動を支援してまいります。

本年度は第18回国民文化祭・やまがた2003の年であり、本市では、稲作芸能の祭典と花と水辺のフェスティバルを開催いたします。稲作芸能の祭典では、古くから全国各地に保存、伝承されている田植え踊りや田楽踊りなどの競演を通じて文化の交流を図ります。また花と水辺のフェスティバルではせせらぎと自然の花の散策を楽しんでいただくとともに、花と水辺でのコンサートなどを実施してまいります。

本市は、国の重要文化財に指定されている本山慈恩寺を初め、数多くの歴史遺産や文化財に恵まれております。この貴重な遺産を保存伝承するため、指定文化財の保護育成を図るとともに、市内遺跡の確認調査を実施し埋蔵文化財の保護に努めてまいります。

市史編纂事業につきましては、郷土資料の編纂叢書を発行するとともに、寒河江市史下巻、近代・現代編の資料収集と編集作業を進めてまいります。

市立図書館につきましては、多くの市民に親しまれ生涯学習の拠点施設としてその機能を十分に発揮しております。昨年は、幼児期から本に親しむきっかけづくりとして乳幼児健診時に絵本の紹介、貸し出しと読み聞かせを実施してきたところであり、本年度もさらに内容の充実に努めながら事業を継続してまいります。

また、市民のニーズに合った図書資料等の購入を計画的に進めるとともに、人形劇の集いや図書館フェア、ブックテーマコーナー、展示事業などの自主事業を実施するほか、ボランティア団体との連携による定期的なお話会の開催など、利用者の立場に立った事業を展開し、魅力のある図書館づくりを目指してまいります。

スポーツの振興について申し上げます。

生涯を通して健康で明るく生きがいや潤いのある充実した生活を送る上で、スポーツの果たす役割はますます

す大きなものになってきており、日常生活の中でそれぞれの個性やライフスタイルに応じてスポーツに親しむようになってきております。スポーツは自己管理のできる健康法であるとともに、仲間づくりや生きがいづくりにも役立つなど、現代の生活において欠くことのできない文化的な営みと言えます。

現在、総合型地域スポーツクラブの育成を中心に位置づけたスポーツ振興基本計画の策定に取り組んでおりますが、これに先駆け昨年7月に村山地区広域スポーツセンターの拠点施設として本市体育施設が指定されました。今後、体育協会や体育指導委員会、学校等と連携を密にして指導者の育成や市民と競技者が一体となったスポーツ教室、講座、研修会などの取り組みを積極的に展開し、市民が多様なスポーツを日常生活の中で楽しむことができる豊かな生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

第6に、参加、交流、創造による小さな世界都市の創造について申し上げます。

国際化の推進について申し上げます。

昨年はワールドカップサッカー大会が日韓共催で行われ、日本中の人々は日本代表の活躍に声援を送りました。また、本市の姉妹都市のある韓国、トルコ両国の代表もすばらしい成績を残し、両国の活躍に心を踊らせました。

本市におきましても、チェリーランドトルコ館に応援団が集い、たくさんの人々が熱戦に大きな声援を送り、会場さながらに盛り上がりました。このようなことが全世界で行われ、世界の人々との共通の体験は外国人との相互理解を生み、国際的感性の醸成に大いに役立ったものと思っております。

また、昨年は日韓国民交流年でもあり、姉妹都市の韓国安東市で開催された、安東国際仮面舞フェスティバル2002において、市指定無形民俗文化財である旭一流内楯獅子踊りが披露され、各国の参加団体と友好、交流が図られました。今後も各種団体や個人などによる市民主導の国際交流推進と、国際性豊かな人づくりに努めてまいりたいと思っております。

本年は、日本におけるトルコ年であり、日本全国でトルコに関する種々のイベントが開催されます。本市におきましては、トルコ国立イズミール交響楽団による寒河江公演を開催し、芸術文化の環境づくりや国際性の涵養による人づくりに努めてまいります。

本市を取り巻く国際化の波は近年著しく進展しており、国際化に対応した人材育成が求められております。このため、引き続き外国語指導助手ALTの配置や外国語教室などへの助成を行うなど、より多くの人々に外国人と触れ合う機会を提供してまいります。

また、本市の在住外国人は300名を超えており、特に国際結婚によって多くの外国人女性の方が定住していることから、身近な日常生活を支援するため中国語、韓国語、英語、ポルトガル語の4カ国語による暮らしのガイドブックの配布などを行い、外国人が住みやすく、そして優しく迎えられるようなまちづくりを進めてまいります。

昨年開催された緑化フェアでは多くのボランティアの御協力をいただき、人々にぬくもりのある心豊かな地域性と新鮮な感動を与えたことと思っております。これらのボランティアの輪をさらに広げ、だれでも参加活動できる環境づくりを推進するため、引き続きボランティアフェスティバルを開催するとともに、定期的なボランティア情報誌の刊行、ボランティア養成講座や交流会を開催し、ボランティアの育成と意識の醸成に努めてまいります。

本市における情報化施策の推進につきましては、寒河江市情報化計画を策定したところであり、今後「e市さがえ」の実現に向け、電子市役所の構築や情報の高度利用などを視野に入れ、住民サービスの向上が図られるよう努めてまいります。

本年度8月には、住民基本台帳ネットワークシステムが本格稼働し、住民基本台帳カードの交付が開始されます。このカードを受けている場合、全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになるとともに、転入転出の特例処理で窓口の手続が簡略化されます。



さらに本年度、国と地方公共団体を通信回線で結ぶ総合行政ネットワーク（L G W A N）に接続し、国と地方公共団体の情報の共有、交換等による地方行政の高度化、効率化を図ってまいります。

広報公聴活動につきましては、本市が取り組む各種施策について広く市民に周知を図るため、「市報さがえ」を中心により一層の充実を努めてまいります。近年の情報通信技術の普及に伴い、インターネットによる情報提供が重要になってきており、市のホームページをさらに見やすく充実するとともに各種ダウンロードサービスの拡大に努めてまいります。

また、山形新聞社が編集して本市が発行する電子メール情報提供サービス「寒河江市ふるさとだより」について登録者が 250 人を超え、反響も大きくなっております。この事業は昨年県内初の取り組みとして実施したのですが、登録者は北海道から沖縄まで国内全域にわたり、アメリカやフィリピン在住者もおります。今後さらに登録者がふえることが期待され、本市を大いにアピールできるものと思っております。

以上、平成 15 年度の市政運営に臨む私の基本理念と施策の大要について申しあげましたが、厳しい行財政状況が続く中で、今後とも未来の寒河江市の発展に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、議員各位と市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 10 時 50 分といたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 50 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 36、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第 1 号及び第 2 号の損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明を申し上げます。

報告第 1 号は、本年 1 月 24 日午後 5 時 48 分ごろ、市内八幡町地内において、市道上に出ていた市管理の公園内の松の木からの落雪により車に損害を与えた事故について、報告第 2 号は、本年 2 月 3 日午前 10 時ごろ、市内中央一丁目地内において、市所有の消防ポンプ車の公務運転中に発生した交通事故について、それぞれ示談書を取り交わすに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、御報告申し上げます。

次に、議第 3 号平成 14 年度寒河江市一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、山形県信用保証協会貸付金及び各特別会計繰出金等の減額をするほか、介護予防等拠点整備事業費などを計上するものであります。

その結果、2 億 4,117 万 4,000 円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 153 億 5,454 万円となるものであります。

第 2 款総務費については、臨時職員賃金 382 万 8,000 円、都市計画税課税資料整備業務委託料 250 万円を減額するのが主なものであります。

第 3 款民生費については、介護予防等拠点整備事業費として 1,445 万 9,000 円、生活保護費として 1,237 万 4,000 円等を追加計上するほか、介護保険特別会計繰出金 2,352 万 9,000 円を減額するのが主なものであります。

第 4 款衛生費については、合併処理浄化槽設置補助金 61 万 8,000 円、寒河江地区クリーンセンター分担金 1,201 万 3,000 円を減額するのが主なものであります。

第 5 款労働費については、山形県労働者信用基金協会保証料補給金 10 万円を追加計上するものであります。

第 6 款農林水産業費については、寒河江川下流地区地域用水機能増進事業工事請負費 1,069 万 9,000 円を減額するものであります。

第 7 款商工費については、山形県信用保証協会貸付金 8,285 万 8,000 円、市産業立地促進資金貸付金 2,900 万円をそれぞれ減額するものであります。

第 8 款土木費については、急傾斜地崩壊対策地元負担金 1,260 万円を追加計上するほか、県単独道路改良事業等地元負担金 954 万 3,000 円、駅前中心市街地整備事業特別会計繰出金 5,145 万 8,000 円、柴橋日田線整備事業負担金 540 万円、全国都市緑化やまがたフェア実行委員会負担金 2,420 万 6,000 円をそれぞれ減額するものであります。

第 9 款消防費については、西村山広域行政事務組合消防費分担金 902 万 3,000 円を減額するものであります。

第 10 款教育費については、陵南中学校暖房用油配管漏改修工事請負費等に 120 万円、市スポーツ少年団全国大会等参加補助金に 120 万円を追加計上するほか、寒河江中部小学校特別教室増築事業費 1,106 万 2,000 円を減額するものであります。

第 11 款災害復旧費については、農業用施設災害復旧工事請負費 836 万 5,000 円を減額するものであります。

第 12 款公債費については、市債の利子等を減額するものであります。

これらの歳出予算に対する歳入については、市税を 900 万円、繰入金を 1 億 1,179 万 9,000 円、諸収入を 1 億 1,222 万 9,000 円、市債を 8,900 万円それぞれ減額し、地方交付税を 3,376 万 1,000 円、国庫支出金を 907 万 4,000 円、県支出金を 51 万 7,000 円、繰越金を 3,750 万 2,000 円追加し対応することといたしました。

第 2 表債務負担行為については、果樹農家等経営安定緊急対策資金利子補給を平成 14 年度から行うため設定するものであります。

第 3 表地方債については、臨時財政対策債ほか 3 事業債の限度額を変更するものであります。

第 4 表繰越明許費については、介護予防等拠点整備事業ほか、3 事業の年度内完成が不可能なために、翌年度に繰り越しをするものであります。

次に、議第 4 号平成 14 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、公債費等の減額並びに県道路整備負担金の追加等による歳入歳出予算の調整を行うものであります。

その結果、2,280 万円の減額となり、予算総額は歳入歳出それぞれ 12 億 8,420 万円となるものであります。

歳出予算については、建物等地区内移転補償費 780 万円、市債利子及び一時借入金利子を 1,500 万円減額するものであります。

歳入予算については、県道路整備負担金 2,865 万 8,000 円を追加し、一般会計繰入金 5,145 万 8,000 円を減額するものであります。

第 2 表繰越明許費については、建物移転並びに寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事等の年度内完了が困難な状況となったために所要額を翌年度へ繰り越しするものであります。

次に、議第 5 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、事務処理システム等修正委託料を 287 万 5,000 円追加するとともに、寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計への繰出金を 223 万 5,000 円、保険給付費を 1 億 9,436 万 6,000 円、それぞれ減額するものであります。

これに対する歳入予算については、国庫支出金を 5,248 万 5,000 円、支払基金交付金を 6,411 万 5,000 円、県支出金を 2,429 万 6,000 円、繰入金を 5,283 万円、それぞれ減額し対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 1 億 9,372 万 6,000 円の減額となり、18 億 4,357 万 1,000 円となるものであります。

次に、議第 6 号平成 14 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護認定審査会判定会議の開催回数の減に伴い、委員報酬を 403 万 7,000 円、委託料等を 93 万 1,000 円、それぞれ減額するものであります。

これに対する歳入予算については、河北町、西川町、朝日町及び大江町の負担金を 406 万 5,000 円、本市介護保険特別会計からの繰入金を 223 万 5,000 円それぞれ減額し、繰越金を 133 万 2,000 円計上し、対応するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 496 万 8,000 円の減額となり、2,353 万 2,000 円となるものであります。

次に、議第 7 号平成 15 年度寒河江市一般会計予算について御説明申し上げます。

今日の日本経済は不良債権の処理に端を発した金融システムへの不安や構造改革のおくれなどから景気低迷が長期化しており、再浮上の展望が見出せない厳しい状況にあります。

このため政府は、平成 15 年度の予算編成に当たり、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るた

め、改革断行予算と位置づけた平成 14 年度予算の基本路線を継承し、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成 14 年度の水準以下に抑制するとともに、予算の配分に当たっては、歳出構造改革を推進するとの基本的な考え方を踏まえ、活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる分野への予算の重点的な配分を行うこととしたところであります。

このような中で、平成 15 年度の地方財政計画においても、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより、歳出総額の計画的な抑制を図る一方、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、循環型社会の構築、地球環境問題への対応、少子高齢化対策等について財源の重点配分を図ることとしております。

また、歳入面では、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本に地方財政対策を講じることとなったものであります。

その概要であります。地方税については、恒久的な減税を引き続き実施するとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の構築に向け、法人税の外形標準課税の導入、特別土地保有税の課税停止、個人住民税について配偶者特別控除（上乘せ分）の廃止、地方たばこ税率の引き上げなどの措置を講じることとしているところであります。

また、地方財源の不足見込み額のうち、建設地方債の増発を除いた残余については平成 14 年度に引き続き、国と地方が折半して補てんすることとしたところであります。

平成 15 年度の本市の一般会計予算は、以上のような地方財政対策を踏まえ、また今後における中長期の財政状況を念頭に、財政の健全性を確保しつつ、限られた財源の重点配分と経費の徹底した節減、市債や財政調整基金の効率的活用を図りながら事業の推進に努めることとしております。

このような中で、本年度は転換の中で将来の展望を開いていく年と位置づけ、多くの来場者に感動を与えた全国都市緑化やまがたフェアのポスト事業としての花咲かフェア IN さがえの開催や、醍醐小学校改築事業などの重要プロジェクトを初め、高度情報化時代への対応や農業生産基盤の整備、商工業環境の整備、市民生活に密着した社会資本の整備、さらには少子高齢化に向けた諸施策の実現など、新しい視点と斬新な発想で各般の事業に取り組むこととしているところであります。

その結果、平成 15 年度一般会計予算規模は、139 億 1,000 万円となり、平成 14 年度当初予算と比較して 5.6%の減となりましたが、この減額の主な要因は、醍醐小学校用地取得事業完了による減額と事務事業の見直しを徹底した結果であります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

増減率につきましては、平成 14 年度当初予算対比で申し上げます。

歳入予算の第 1 款市税については、市民税が景気の低迷により 7.1%の減、さらに固定資産税は平成 15 年度は評価がえの年となることから 4.4%減となり、市税全体では 4.5%減の 47 億 862 万 3,000 円を計上いたしました。

第 2 款地方譲与税については、自動車重量譲与税が地方への譲与割合が引き上げられることなどから 6.6%伸びの 1 億 6,100 万円を計上いたしました。

第 3 款利子割交付金については、昨年度に引き続き郵便定期預金の利子所得が落ち込むことから、46%減の 2,700 万円を計上いたしました。

第 4 款地方消費税交付金については、消費需要の回復が期待できないことから、2.6%減の 3 億 9,950 万円を計上いたしました。

第 6 款地方特例交付金については、今年度の実績や景気低迷による税収の落ち込みなどを勘案し、10.3%減の 1 億 4,350 万円を計上いたしました。

第 7 款地方交付税については、平成 14 年度に引き続き、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振りかえる措置が講じられることから、地方財政計画上では総額で昨年度比 7.5%の大幅な減となっており、本市においても、同様の理由から 8.0%減の 39 億 1,000 万円を計上いたしました。

第 11 款国庫支出金については、児童福祉費負担金や公立学校施設整備費補助金が伸びたことなどから、11.6%増の 9 億 5,477 万 8,000 円を計上いたしました。

第 12 款県支出金については、児童福祉費負担金や社会福祉費補助金が伸びたことなどから、3.1%増の 5 億 3,368 万 2,000 円を計上いたしました。

第 13 款財産収入については、土地売払収入が見込めなくなったことから 46.9%減の 6,281 万 4,000 円を計上いたしました。

第 15 款繰入金については、38.1%減の 2 億 9,684 万 4,000 円を計上いたしました。減額の主な要因は全国都市緑化やまがたフェアの経費に充てるために繰り入れた財政調整基金繰入金の減であります。

第 17 款諸収入については、商工費貸付金元利収入に係る山形県信用保証協会貸付金が原資貸付から保証料補給に切りかわったことにより、22.8%減の 4 億 6,036 万 9,000 円を計上いたしました。

第 18 款市債については、将来にわたる公債費負担の軽減を考慮し、投資的事業の重点化などにより発行額を極力抑制する方針で計上いたしました。その主な内容として、土木債を初めとした投資的事業に係る分として 7 億 3,530 万円、市民税減税補てん債として 7,100 万円、さらに地方交付税減額の振替財源となる臨時財政対策債として 9 億円であります。

次に、歳出について申し上げます。

厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の根本からの見直しを行い、徹底した歳出の抑制に努めるとともに、退職職員の不補充や特別職給料と管理職手当の削減を行うほか、市単独補助金、負担金についても見直すとともに、物件費については 10%のマイナスシーリングを実施するなど、経常経費を厳しく抑制しております。

性質別に申し上げますと、人件費については 2.1%減の 31 億 8,852 万 6,000 円を計上いたしました。

物件費については、徹底した削減により 2.3%減の 17 億 7,067 万 2,000 円を計上いたしました。

扶助費については、児童扶養手当の増額などに伴い 9.2%伸びの 10 億 1,889 万 1,000 円を計上いたしました。

補助費等については 14.5%減の 18 億 2,089 万 1,000 円を計上いたしましたが、これは全国都市緑化やまがたフェア開催負担金の減額によるものが主なものであります。

投資的事業については、実施計画に基づき事業の徹底した選択のもと、農業生産基盤整備事業や（仮称）横道住宅団地にアクセスする古河江横道線街路事業、さらには醍醐小学校改築事業などの大規模事業に取り組むことにしました。

主な事業としましては、民生費では、柴橋学童保育所整備事業として 790 万円を計上したほか、衛生費では、合併処理浄化槽設置費補助事業に 649 万 8,000 円を計上いたしました。

農林水産業費では、継続事業の寒河江川下流地区地域用水機能増進事業に 1,515 万円、園芸農業拡大推進事業に 1,297 万 6,000 円、施設園芸担い手農業者育成支援事業に 2,915 万円を計上いたしました。

土木費では、市道浦小路高屋線道路改良事業に 4,000 万円、その他の道路改良事業に 1 億 2,100 万円、最上川寒河江緑地整備事業に 7,000 万円、街路整備事業に 1 億 7,000 万円、街なみ環境整備事業に 4,745 万 5,000 円、さらに市民生活に直結する事業の側溝、舗装、用悪水路整備事業に 1 億 1,980 万円を計上いたしました。

教育費では、醍醐小学校改築事業に 5 億 8,825 万 5,000 円、小中学校整備事業に 1,839 万 1,000 円を計上いたしました。

その結果、投資的事業の総額は 15 億 5,635 万 1,000 円で、24.9%の減となるものであり、減少の主な要因は醍醐小学校改築用地取得事業が完了したことによるものであります。

繰入金については、駅前中心市街地整備事業特別会計に 3 億 8,025 万 1,000 円、公共下水道特別会計に 8 億 9,292 万 1,000 円、国民健康保険特別会計に 2 億 340 万円、老人保健特別会計に 2 億 5,163 万 5,000 円、介護保険特別会計に 3 億 188 万 8,000 円を計上したのが主なものであります。

第2表は、農業総合振興資金利子補給を初め、6件の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、減税補てん債など17億630万円の地方債の限度額を定めるものであります。また、短期融資を受ける一時借入金の限度額を17億円に定めるとともに、給与費支出の際における流用可能事項についてもあらかじめ議決を得ようとするものであります。

次に、議第8号平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、寒河江市の顔として品格と個性ある潤いと活力に満ちた中心市街地の形成を図るため、各種事業を推進しております。

平成15年度につきましては、都市計画道路の整備及び電線類の地中化、新橋のかけかえ工事などを行い、事業の推進を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、平成15年度歳入歳出予算総額はそれぞれ12億3,360万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、市街地整備費については、寒河江川橋最上川ふるさと総合公園線、寒河江駅西浦線、みこし公園等の整備及び電線類の地中化、新橋のかけかえ工事請負費等に6億5,740万円、公共施設充当用地取得費及び建物等移転補償費に3億900万円、電線類地中化電線宅地引込設計業務委託料等に1,800万円のほか、事務費など7,541万1,000円を計上いたしました。

公債費につきましては、市債の元金償還金及び利子等に1億7,328万9,000円を計上いたしました。これに対する歳入予算は、国庫支出金3億7,870万円、県支出金として公共施設管理者負担金6,174万8,000円、一般会計繰入金3億8,025万1,000円、県道路整備負担金7,600万円、電線類の地中化及び新橋添架担金200万円、市債3億3,490万円を計上いたしました。

第2表は、地方債の限度額などを定めるものであります。また一時借入金の限度額については15億円と定めるものであります。

次に、議第9号平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

下水道は安全で快適な生活環境づくりのための社会基盤施設であり、良好な水環境の保全、さらには地域の定住、活性化を図るためにも早急かつ計画的な整備促進が強く求められているところであります。

全市の生活排水については、生活排水処理施設整備計画に基づき、効率的かつ効果的に事業の推進を図っているところであり、普及率、水洗化率のさらなる向上を目指し、事業内容の精査及び諸経費のより一層の節減に努め予算編成をいたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額はそれぞれ27億8,500万円となるものであります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、建設総務費に職員の人件費及び普及促進費など1億361万1,000円を計上いたしました。

公共下水道管渠建設費には補助事業として4億3,120万円、単独事業は4億2,980万円を計上し、特定環境保全公共下水道管渠建設費には補助事業として2億9,390万円、単独事業は1億1,290万円を計上いたしました。

浄化センター管理費には、維持管理業務の委託料などに1億8,543万1,000円を、浄化センター建設費には補助事業として6,060万円を計上いたしました。

公債費については、下水道高資本費対策の借換債を含めた元金償還及び利子等に11億4,090万3,000円を計上し、また予備費には300万円を計上いたしました。

歳入予算の主な内容は、受益者分担金及び負担金に6,833万円。使用料及び手数料に4億1,206万円。国庫支出金に4億2,907万8,000円。一般会計繰入金に8億9,292万1,000円、また、市債については、公共下水道事業債等に9億6,260万円を計上いたしました。

第2表は、排水整備等設置改造資金利子補給の債務負担行為を設定するものであります。

第3表は、地方債の限度額などを定めるものです。また、一時借入金の限度額については、8億円と定めるものであります。

次に、議第10号平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ883万7,000円であり、前年度当初予算に対して11万8,000円の増となっております。

歳出予算は、水道施設の維持管理等に要する一般管理費245万2,000円、公債費635万5,000円などを計上したものであります。

歳入予算は、水道使用料492万9,000円、一般会計繰入金390万6,000円などであります。

次に、議第11号平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国民健康保険は地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に極めて重要な役割を果たしております。本市における被保険者は景気の低迷の影響による社会保険離脱等により若年層が増加しており、全体として引き続き増加傾向にあります。

国民健康保険特別会計は、平成14年度に国民健康保険税の案分率を見直したものの、平成15年度は所得割額の算定方法の見直しと、固定資産税の評価がえに伴い、国民健康保険税の大幅な減収が見込まれ、療養給付費等が増加する中で依然として厳しい状況にあります。

このような中で、国民健康保険税の収納率の向上及び医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し、被保険者の健康保持増進を図るなど、本会計の健全財政の維持と効率的な事業運営に努めてまいります。

平成15年度国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ32億2,600万円で、前年度当初予算と比較して4億1,100万円、14.6%の増額となります。

以下、予算の概要について御説明申し上げます。

歳出予算の主な内容は、保険給付費20億9,029万円、老人保健拠出金7億8,500万円、介護納付金1億6,700万円、高額医療費共同事業拠出金5,712万7,000円であります。

歳入予算の主な内容は、国民健康保険税が11億5,404万円、国庫支出金10億5,500万8,000円、療養給付費交付金5億9,040万2,000円、高額医療費共同事業交付金が5,770万円で、繰入金は一般会計繰入金2億340万円、基金からの繰入金8,334万1,000円であります。

次に、議第12号平成15年度寒河江市老人保健特別会計予算について御説明申し上げます。

老人保健医療受給者の医療給付を目的とした平成15年度老人保健特別会計予算は、歳入歳出それぞれ40億9,150万円で、前年度当初予算と比較して2,450万円、0.6%の増加となっております。

歳出予算の主な内容は、医療諸費が40億7,990万6,000円で、99.7%を占めており、総務費については1,102万3,000円を計上いたしました。

これに対する歳入予算は、支払基金交付金26億3,199万1,000円、国庫支出金9億6,625万4,000円、県支出金2億4,131万4,000円、一般会計繰入金2億5,163万5,000円などを計上いたしました。

次に、議第13号平成15年度寒河江市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介護保険は制度施行後3年が経過し、市民の中に着実に普及定着しており、福祉サービスの充実、向上に大きな役割を担っております。

平成15年度の介護保険特別会計予算は、受給者数の増加とサービス提供基盤の充実に伴う給付額の増加に対応するとともに、安定した財政運営を行うべく予算編成を行ったところであり、予算総額は、歳入歳出それぞれ19億6,800万円となるものであります。

歳出予算の主な内容は、総務管理費に4,706万1,000円、要介護等認定費に2,514万4,000円、介護サービス等諸費に18億1,800万円、支援サービス等諸費に3,729万円であります。

これらに対する歳入予算は、介護保険料に3億3,802万1,000円、国庫負担金に3億7,325万7,000円、国庫補助金に1億2,419万1,000円、支払基金交付金に5億9,721万1,000円、県負担金に2億3,328万

6,000 円、一般会計繰入金に 3 億 188 万 8,000 円を計上いたしました。

次に、議第 14 号平成 15 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算について御説明申し上げます。

介護認定審査会は、被保険者について保険給付の要件である介護の必要性の有無及びその程度を審査、判定するための機関であり、介護保険制度を円滑に運営する上で重要な役割を担うものであります。このため、審査判定業務の公平性の確保と効率化や、本市及び西村山地域 4 町共同で設置した寒河江市西村山郡介護認定審査会の円滑な運営を図るべく予算編成を行ったところであります。

平成 15 年度は、延べ 208 回の審査判定会議を見込んだ結果、予算総額は歳入歳出それぞれ 2,770 万円となるものであります。

歳出予算の主な内容は、介護認定審査会委員報酬 1,769 万 3,000 円、介護保険専門員報酬に 371 万 8,000 円であります。

これに対する歳入予算は、各構成町の介護認定審査会共同設置負担金に 1,779 万 6,000 円、本市介護保険特別会計からの繰入金に 990 万 2,000 円を計上いたしました。

次に、議第 15 号平成 15 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算について御説明申し上げます。

平成 15 年度寒河江市財産区特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ 114 万 5,000 円となるものであり、前年度当初予算と比較して 3 万 8,000 円の減となっております。

歳出予算は、各財産区とも管理運営のための経費を計上したものであります。特に高松財産区におきましては、高松地区に対する地区振興費補助金に充てるため、一般会計への繰出金 36 万 4,000 円を計上しております。

歳入予算につきまして各財産区について申し上げますと、高松財産区が 65 万 3,000 円、財産売払収入 9 万 2,000 円、財産調整基金繰入金 13 万 1,000 円、生活環境保全林事業負担金 21 万円などが主な内容であります。

また醍醐財産区は 18 万 9,000 円、三泉財産区は 30 万 3,000 円であり、主なものは繰越金、寄附金などです。

次に、議第 16 号平成 15 年度寒河江市立病院事業会計予算について御説明申し上げます。

市立病院につきましては、地域医療の中核をなす病院として多様化する医療ニーズにこたえ、また良質かつ高度な医療を提供するため、最新式医療機器を導入するとともに、医療相談、健康講座、糖尿病教室を充実させ、市民に親しまれる病院づくりを目指してまいりました。

今後におきましても、施設機器の継続的整備を進めるほか、広く診療体制の整備を図り、医療供給水準の一層の向上に努めてまいります。

このような視点に立ち、平成 15 年度の市立病院事業会計予算は医療機器の新規導入、更新を効率的に行うことによって、年々高度化する医療ニーズに的確にこたえるべく編成したところであります。また、経営面でも財政基盤の強化による健全経営に努め、市民がいつでも安心して受診できる病院づくりに努めてまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第 2 条の業務の予定量につきましては、病床数 160 床で、年間患者数を入院患者 4 万 7,946 人、外来患者 10 万 2,582 人と見込み、建設改良事業では医療機器及び備品購入事業に 5,000 万円を計上いたしました。

第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、収入総額が 27 億 8,162 万 9,000 円で、このうち、医業収益は 25 億 4,106 万 3,000 円、医業外収益は 2 億 4,056 万 6,000 円を計上いたしました。

支出総額は 27 億 8,162 万 9,000 円で、このうち医業費用は 27 億 1,745 万円、医業外費用は 6,167 万 9,000 円、特別損失 150 万円、予備費 100 万円です。

第 4 条の資本的収入及び支出については、収入総額が 4,662 万 6,000 円で、このうち企業債は 4,400 万円、他会計負担金 262 万 5,000 円、固定資産売却代金 1,000 円です。



支出総額は2億920万円で、このうち建設改良費は5,000万円、企業債償還金1億5,920万円を計上いたしました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,257万4,000円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものであります。

第5条の企業債は、起債の目的、限度額、起債の方法等について定め、第6条は一時借入金の限度額を2億円と定めるものであります。

第7条は予定支出の各項の経費を流用することができる金額について定め、第8条は議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものであります。

第9条は一般会計からの負担金額を2億3,000万円と定めるものであり、第10条は棚卸資産の購入限度額を9億1,100万円と定めるものであります。

第11条は重要な資産の取得について定めるものであります。

次に、議第17号平成15年度寒河江市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道は、市民が健康で文化的な生活や社会経済活動に欠くことのできない最も重要な基盤施設であることから、常時、安全で良質な水道水の安定供給が強く求められております。

平成15年度の水道事業会計予算はこのような視点に立ち、安全な良質水の確保と安定供給の維持、水道水の有効利用の促進並びに効率的な事業運営による健全経営の維持を重点目標として編成したものであります。

そのため、配水池の増設、電気計装設備の更新や配水管網の整備拡充などを主眼とした第4次拡張事業の推進を図るとともに、下水道工事等に並行する配水管布設がえ工事等についても積極的に取り組んでまいります。

以下、予算の大要について御説明申し上げます。

第2条の業務予定量は、これまでの実績、今後の需要動向などを考慮して、給水戸数1万2,038戸、年間総配水量674万2,000立方メートル、1日平均配水量1万8,420立方メートルと定めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出については、収入総額13億5,170万2,000円、支出総額11億6,470万1,000円を計上いたしました。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入総額5億1,786万8,000円、支出総額12億785万円とするものであり、支出の主なものとして、木の沢配水池増設の継続工事、配水管布設及び布設がえ工事、慈恩寺配水池増設の測量設計委託などの建設改良費10億6,596万8,000円、企業債償還金1億4,088万2,000円などを内容とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し6億8,998万2,000円の不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんする予定であります。

第5条は、配水池増設及び配水管布設工事のために企業債を起こすもので、その限度額を定めるものであります。

第6条は、一時借入金の限度額を定めるもので、その額を3,000万円とするものであります。

第7条及び第8条は、支出予算における流用に関して定めるものであります。

第9条は、量水器等の棚卸資産について、その購入限度額を2,000万円と定めるものであります。

次に、議第18号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

行政改革推進のため、市長等の給料及び一般職の職員の管理職手当の額について所要の改正をしようとするものであります。

なお、市長、助役及び収入役の給料については、さきの特別職報酬等審議会の御審議をいただき、その答申を得ているものであります。

次に、議第19号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

市立病院の運営組織の整備を図るため、診療主幹の職務を設けることなどに伴い、所要の改正をしようとする

るものであります。

次に、議第 20 号寒河江市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法の一部改正並びに身体障害者補助犬法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定に伴う規定整備を行うものであります。

次に、議第 21 号寒河江市公民館に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

南部地区公民館上高屋分館の新設に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 22 号寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険の介護報酬が改定されることに伴い、費用の徴収額を改正しようとするものであります。

次に、議第 23 号寒河江市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

第 2 期介護保険事業計画の策定に伴い、平成 15 年度から平成 17 年度までの保険料率を設定したことにより、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第 24 号寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

建築敷地内にある建物の移転がおくれ、工程に変更が生じたため、工期について変更しようとするものであります。

次に、議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結について御説明申し上げます。

寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）については、別添資料のとおり、去る 2 月 20 日、10 社による指名競争入札を執行した結果、寒河江市建設共同企業体、代表者 株式会社高松木材取締役社長高橋武正が 2 億 8,245 万円で落札いたしました。現在施工中であります校舎建築工事の請負業者と同一業者が落札していることから、近接工事扱いとして間接費を調整した後の金額は 2 億 7,594 万円となります。今回の契約の工期は平成 15 年 3 月 31 日としておりますが、最終的な工事完成は平成 15 年 11 月 31 日の予定であります。

本請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場電気設備工事）の入札の結果等は、別添資料のとおりであります。

次に、議第 26 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について御説明申し上げます。

田代辺地の公共的施設整備については、平成 13 年から第 6 期田代総合整備計画に基づき実施してまいりましたが、消防施設の追加措置をする必要があるため、同計画を変更しようとするものであります。

以上、24 議案を提案申し上げますが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

質 疑

佐藤 清議長 日程第 37、これより質疑に入ります。

報告第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

報告第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 10 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 11 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 12 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 13 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 14 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 15 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 16 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 17 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 18 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 19 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 20 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 21 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 22 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 23 号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 2 点お尋ねをしたいというふうに思います。

保険料の値上げでありますけれども、今現在も滞納者がいるわけでありまして。現行での滞納の状況、滞納額はどうなっているのか。そして、どういう状況の人が滞納なされているのかということが 1 点です。

それから 2 点目であります。今回増額をするわけでありまして、そうした場合、現行での滞納されている方々などに対する配慮といいますか、そういうふうな点はどのようになされるのかということの 2 点、お尋ねをしたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 お答えいたします。

滞納額は、数字的に把握しておりませんが、小額の状況になっております。たしか全体で 50 万円以下だったと思います。これらの人方に対しては、私どもの職員が臨戸訪問をいたしまして滞納の内容について本人に申しあげ、できるだけ早い機会に保険料を納入していただきたいということで臨戸訪問をいたしております。

それから、今後の保険料の改定に伴った場合の現在滞納している方に対する対応はどうかというようなことでございますけれども、家庭の事情等々あるかと思っておりますけれども、応分の負担についてはお願いをしたいというふうな基本的な考え方で対応しなければならないというようなことになるわけでございますので、それらの方に対しても事情をお聞きしながら、納付について御理解をいただきながら何とか頑張ってもらいたいというふうな対応をしてみたいと思います。

以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 滞納されていることが理由で、介護保険のサービスを受けるに支障が出たというケースがこれまでであるのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 そういった方はございません。一般的には 10% の 1 割負担というようなことになってございますが、内容は、今手持ち資料を持っていませんけれども、それなりのいわゆる所得者といえますか、収入に対する方の減免等の措置もございまして、それらの内容でそれぞれ対応させてもらっているという状況でございます。以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 引き上げでありまして、今も滞納者がいるというふうなこと、そういう中で、さらに今度はサービスを受ける方で支障などが出ると悪いというふうに思いますので、これから委員会で審査があるわけでありまして、制度的に引き上げになる中で市民の方がサービスを受けるに支障が出るなどということがないように、審査の際には十分当局も受けとめていただいて検討されるように要望しておきます。

佐藤 清議長 議第 24 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 25 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第 26 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 52 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 予算特別委員会設置

佐藤 清議長 日程第 38、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第 3 号及び議第 7 号から議第 17 号までの 12 案件については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いをます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第 3 号及び議第 7 号から議第 17 号までの 12 案件については、議長を除く 23 人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 39、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務委員会	議第 18 号、議第 19 号、議第 20 号
文教経済委員会	議第 21 号、議第 25 号、議第 26 号、請願第 1 号
厚生委員会	議第 5 号、議第 6 号、議第 22 号、議第 23 号
建設委員会	議第 4 号、議第 24 号
予算特別委員会	議第 3 号、議第 7 号、議第 8 号、議第 9 号、議第 10 号、議第 11 号、議第 12 号、議第 13 号、議第 14 号、議第 15 号、議第 16 号、議第 17 号

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 0 1 分

再 開 午後 2 時 0 0 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

本日、佐竹敬一議員外 4 名から議会案第 1 号寒河江市議会議員定数条例の一部改正についてが提出されました。

この際、議会案第 1 号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、この際議会案第 1 号を日程に追加し、議題とすることは可決されました。



議会案上程

佐藤 清議長 議会案第 1 号を議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 議会案第 1 号について提出者から提案理由の説明を求めます。佐竹敬一議員。

〔21 番 佐竹敬一議員 登壇〕

佐竹敬一議員 ただいま議題になりました議会案第 1 号寒河江市議会議員定数条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正により、平成 14 年 9 月定例会におきまして定数条例が可決され 24 名となったわけですが、その後の近隣市の動向や市民の声を聞くにつけ、このままでよいのかという同僚議員が多く、定数 24 名を 3 減、21 に改正をしようとするものであります。

今、地方自治体は長引く景気低迷により厳しい財政状況にあります。本市も同様の状況にあります。このような中、市当局は経常経費の削減、退職者の不補充、組織機構の見直し、特別職報酬・管理職手当等のカットなど、行財政改革と効率的な事務事業の執行に取り組んでおります。

また、日本の人口は 2007 年をピークに生産年齢人口は減少し、超高齢化社会を迎えると言われております。寒河江市においても財団法人統計情報研究開発センター試算によると、平成 27 年には人口 4 万 2,000 人に減少するという報告もあります。

このような経済社会状況の中、市議会も民意を踏まえ率先して改革を進めることが必要であると思っております。少数精鋭でも住民の意見の反映は十分可能であり、住民のニーズに沿った議会活動は可能であると思っております。

また、住民の意向としても自主的な議会運営の効率化を求める声が多くあり、このことが地方行財政改革の後押しとなるものと考えます。今後とも市民の声を大切に一層の議会の活性化に努めてまいりたいと思っております。

何とぞ議員皆様方の御理解をいただき、満場一致で賛同をお願い申し上げます。

寒河江市議会議員定数条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

## 委員会付託

佐藤 清議長 委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 1 号については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ます。これに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第 1 号については、委員会付託を省略することは可決されました。

## 質疑、討論、採決

佐藤 清議長 これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 1 号に対する質疑はありませんか。遠藤議員。

遠藤聖作議員 今の提案理由の説明に関して幾つか質問をしたいと思います。

昨年の 9 月定例議会で、満場一致で平成 15 年からの一般選挙に 24 名定数で施行するという可決したことは、皆さん自身のことでありますので御承知のことと思います。その際も 2 カ月近くにわたって会派の代表者等で議論を積み重ねてきた結果の満場一致だったわけでありまして、それからまだ半年もたっていないというふうな状況の中で、情勢が変わったというふうな一言で片づけられておりますけれども、問題なのは、一般選挙があと一月強後に控えている今の時期に重大な定数の変更ということをやることの是非であります。

現職議員だけで今の時期にこの重大な問題を決めていいのかというようなこともありまして、私どももさがえ民報などで市民にお知らせをしたわけですが、大変な反響がありまして、どうもやり方が異常だと、おかしいと。もっときちっと議論をしてほしいという声が多く寄せられておりまして、インターネットのホームページでもこのことを知らせたのですけれども、それにも多数の書き込みが寄せられておりまして、現職議員だけでこういう問題をやっていいのかというふうな意見が多数あったということ。

それからもう一つは、市の行政改革に議会として貢献する貢献の仕方でありまして、定数を減らすことが貢献になるのかという問題であります。当然、議員定数が減れば市民と接する議員の数が減るわけでありまして、多くの幅広い多種多様な意見を市政の場に反映させるという点での物理的な人数が減ってくるわけですので、その点での弱点が当然出てきます。

一方、行政改革に貢献するという意味は人件費の節約と議員の報酬の節約ということになると思うのですが、議会の果たす役割は果たしてそこにあるのかということでもあります。この点については、以前からも議論していたところでありまして、行政のいわば無理、むだをチェックするのが議会の仕事でありまして、そこにメスを入れる仕事を議会がやらなければ、幾ら定数を減らしてもその点での議会の役割は果たせないという点があると思います。

そういう点で、この間の寒河江市議会はどうだったのかという自己点検抜きに定数だけを減らしていくというようなことではおかしいのではないかと。市民の理解も得られないのではないかと。このことでもあります。

それから、代表者会議等で議論された中で、立候補者の数が少ないと、だから選挙にならないのではないかと。その分定数を減らして選挙すべきだというふうな議論が紹介されて、それが非常に大きな力を得たようであります。しかし、このことも、では、立候補者が少なければその都度定数を減らしていくのか……

佐藤 清議長 質疑は簡潔にお願いします。

遠藤聖作議員 幾つかありますので、我慢して聞いてください。

そうすると一体定数というのは何を以て基準にするのかということが当然議論になるわけですが、それについても明確な減らす側からの議論はなかったわけでありまして。

とりあえずそういうことについての提案者からの御意見を賜りたいと思います。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今の質問の中に、もっと議論をしてもっともっと……、議員だけで議論していいのか、この問題を現在の議員だけで決定していいのかというような問題点の御指摘もございました。

この問題については、私はやはり議会という一つの与えられた議員の構成の問題になるわけがございますので、議会議員が議会の中で議論するということが私は当然のことではないかなというように思いますし、また、

議会のチェックあるいは議会の弱点につながるのではないかという御指摘もございますけれども、チェック機能については少数精鋭であっても何らチェックの衰えというものには決してつながらないと私は思います。(「そうだ」の声あり)やはり議員はそれなりに議員としての自覚を踏まえて懸命に議員活動をしながら努力していくというような立場に立って努力するというのが、私は大切なのではないかなというように思うわけでございます。

また、このたび定数が21名というような提案の理由が明確ではないというようなことでございますけれども、法定定数が30名から26名に減らされた当時、その指数は13%というようなことで割合が出ておるようでございますし、また今回もその前例を大体見習う中で大体13%程度の削減というような考え方で提案をしたわけでございますし、また近隣の市町の議員の定数状況などを見ますと、やはり東根あたりは22名であり、上山やあるいは南陽市あたりは20名、それから尾花沢あたりは20名というようなことで、決して市のチェックや議員の弱体、あるいはそうした議員の機能が低下するというようなことは私は決してないというように思っております。

そんなところかと思えますけれども、私はそのように考えております。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 9月に決定をしたばかりという問題についての質問には余り回答になっていなかったというふうに思います。

それから、市町との比較ということが今出されましたけれども、それは少ない方を例えればそうなりますけれども、お隣の河北町は20名であります。そういういわば自主的、自発的に決定していく権限は議会にはあると思うんですけれども、例えば尾花沢などは寒河江よりもはるかに人口が少ないわけで、同じ市でありますけれども、だからそういういろいろな特殊な事情を踏まえながら議員定数というものは決まっていくわけでありまして、単純比較はできないのではないかと。

それより何より、市の行財政に貢献をしていくというふうな観点から言えば、定数を減らすのと同じ意味が、一つは議員報酬の削減にあるわけです。こういう点でのメス、みずから痛みを分かち合うといえますか、そういうふうな方になぜ目がいかないのか。そういう点での議論が十分なされなかったという点を私は強く言いたいわけでありまして。

数が少なくなればなるほど行き届く目が少なくなる、これは常識であります。できるだけ多くの人の目で物事を見て欠点を補い合ったりしていくというのが民主主義の基本なわけでありましてけれども、この数を減らせば減らすほど、そういう点での弱点が当然出てくるわけでありまして。

以前、寒河江市議会は、私が初当選したときは30名でした。その後、26、24とどんどんと定数が減ってきたわけですが、そうすることによってだんだんと小さくまとまるといえますか、会派をつくったりして十分な議論がなされないような状況が現実にあったわけでありまして。もっとフリーな議論、もっと率直な言い合いというものが多いたときはできたわけですが。そういう点での私の体験からいっても議員はもっと多い方がいい。

そしてお金がないのであれば、みずからの報酬を削ればいい、そういうぐらいの取り組みで民主主義を守っていくという姿勢がなければいけないのではないかと。

そのうち議会なんか要らなくなるというか、そういう暴論まで出てきかねない心配すら感じるわけで。もう少しそこら辺で提案者の再考を促したいというふうに思います。その点についての回答をお聞きしたい。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 先ほどの質問で、9月に決定したばかりでまた改正とはどういうことだというようなお話でございますけれども、確かに9月に24名というようなことで定数がそのまま決定したわけございましたけれども、やはり遠藤議員も御承知のとおり、まさしく社会情勢は大きく変わって、この6カ月間の中でも大き

く変わってきているというように私は認識しております。(「そのとおりだ」の声あり)

と申しますのは、やはり非常に落ち込んだ景気が長引いているというような状況。あるいはまた交付税とかいろいろな財政的な面についても削減されていると。そしてまた税収の伸び悩みやそうした点なども大きく市民税収に影響し、しかも特別職の皆さん方なんかみずから報酬審議会にかけまして削減をし、あるいは管理職手当なんか削減して、そして非常に努力されていると。

9月にはそういふうに決まったわけですけども、その後いろいろと議員の皆さん方も地方選挙を前にしていろいろと市民との触れ合いが多くなってきているというような状況の中で、市民の皆さんから出てきているのは、やはり非常に定数問題に関心があると。

一つのきっかけになったといいますか、そんなことをどういうふうに市民がとらえたかわかりませんが、お正月に出た山新の新聞等にも寒河江の議員定数が24名に満たなかったということなんか大きな反響になったのかというように思いますけれども、そうした関係上、市民の皆さん方は議員の定数は定数割れではないかと、選挙などする必要はないのではないかとというようなことを非常に盛んに言われておるような状況下に実はあったわけです。

そんな中で、定数割れで今後推移することは私はあり得ないというようなことを思っておったのですけれども、やはり市民の皆さん方の定数削減というものに対する関心度が非常に高い、これはやはり議員として、議会の一員として見捨てるということは、聞かないふりをするとすることは私はできないのではないかと。

そうしたことを踏まえて、緑政会の皆さん方の意見を集約して、ここに議会案として出ささせていただいたというようなことでございます。

それから、議員定数を減らさずに報酬の方を逆に下げてもいいのではないかとというようなお話などもございましたけれども、私は少数精鋭というふうな形の方が逆にいいのではないかと。そしてやはり議会の活性化というものを充実させていくべきではないかというように私は考えております。(「そうだ」の声あり)

そういうことで、私は提案をさせていただいたわけでありまして。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 これで3問でしょう。

佐藤 清議長 はい。

遠藤聖作議員 ついでですから3問させていただきます。

何かすごく先が見えない話をしているなというような気がします。要するに情勢の変化というのは、実は不景気にしても、消費不況にしても十数年来の深刻な事態で、議場でも私は特に毎回この問題を取り上げておりますけれども、起債の繰り上げ償還の問題とか、高利市債の解消とか、それからむだな事業の見直しとか、そういう点を事あるごとに取り上げてきたのも、いわばそういう市の財政状況、あるいは国を取り巻くいろいろな状況が悪化しているからやるべきだという点を指摘してきたわけでありまして、何もこの半年間で急激に変わったとかというような問題ではないわけでありまして、だとしたら先が見えない話だなというふうな気がします。むしろそれを定数削減に利用したというふうな気がしないでもない。この半年間の出来事だとすればあるのではないかと。

それから、少数精鋭の方がいいと言いますけれども、そうすると報酬は上げろということなのか。私は、議員は特権者の集まりではないわけでありまして、素朴な住民の代表、住民の声を市政に届ける、そして市政の誤りなき運営をチェックしていくというのが議会の役割、議員の役割でありまして、何も高い報酬をもらうとかいうことを期待したり、あるいは何か特権的な恩恵を受けることを目的にして議員になっているわけではないわけでありまして、こういう困ったときには率先して身を削る。つまり報酬を削るということも選択肢の一つとしてまずあるべきではないかと。

何も数を減らして住民と行政のパイプを細くして、あるいは民主主義のいわば基本である議員の働きを少な

くしてしまうことがいわゆる市の行財政運営に貢献することにはならないというふうに思うわけでありまして、これは会派代表者会議の中でも平行線をたどったことでありますが、ぜひそこを再考するべきではないかというふうに指摘をして質問を終わります。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 今、報酬のことについて、報酬を上げるということなのかというようなお話もございましたけれども、決して報酬を上げろとか上げるべきだとか、私は考えておりません。(発言者あり)

それから、市民の声が議会にあるいは行政に届かなくなるのではないかというような御指摘もございましたけれども、3名減ったからといって、行政に市民の声が届かなくなるというようなことは決してないと私は思っております。(「そうだ」の声あり)

佐藤 清議長 ほかにございませんか。内藤議員。

内藤 明議員 それでは、私の方からも質問をさせていただきたいというふうに思います。

今いろいろ質疑がなされましたが、議員定数を削減することによってもなお市民とのパイプが細くなるわけではないというふうに言われました。しかし、現実的に3名減れば3名分だけ、それは市民との触れ合いがなくなるわけでありますから、そうしたことの事実は事実として、それは否めないのではないかなと私は思っております。そうした視点でのやはり再考を私は促したいというふうに思います。

それから、前に地方分権推進委員会等で分権が拡大されまして、いわゆる自治体の長、寒河江で言えば市長の権限が相当強大になってきているわけでありまして、分権が推進していきますとますますそれが大きくなっていくわけでありまして、そういうことでの議会に対する役割もまた大きくなるというふうなことであります。そこで、皆さんも御承知であります、議会の機能を強化させるために調査費の充実であるとか、あるいは議会事務局の充実であるとか、地方分権委員会はいろいろな視点での定義をしたことは御承知のとおりであります。

そういうことで、もっともっと議会としても研さんを積んで、地方自治の発展に寄与するような、お互いに切磋琢磨をするような、そうしたことを求めてきたというふうに私は思っております。そういう点からすると、議会みずからが削減をして、そうした機能を、自分の首を自分が締めていくような形でのやり方はいかなものかなと、こういうふうに思うわけでありまして、そうしたことについての御見解を承りたいというふうに思います。

それから、いま1点であります、これもございましたが、9月に全会一致で24名という定数が決定をされました。今、多分立候補を決意なさっている方はそのことをもって24名で戦われると、こういうことの中で活動を続けられるのではないかなと、こういうふうに思っております。したがって、選挙直前にして定数を変えるということは、市民全体の合意が果たして得られるのかなと、こういうふうに思いますし、そうした方々への周知といいいますか、全体の周知期間も非常に少ないというふうなことからして、これまでこうしたことがあったのかどうかわかりませんが……(「質疑。討論ではないですよ」の声あり)

佐藤 清議長 静粛をお願いします。(「質疑らしくしてください、質疑らしく」の声あり)静粛をお願いします。

内藤 明議員 質疑をしておりますので、少し黙って聞いてください。(「討論は通告するもの……」の声あり)討論じゃないよ。討論ではない。(「討論ですよ」の声あり)私見を述べて質問しているのだよ、何を言っているのだ。

佐藤 清議長 静粛をお願いします。質疑は重複部分を避けて議事進行に御協力をお願いします。

内藤 明議員 はい、わかりました。

ということで、そのことについて果たしていかなものかなと、こういうふうに思います。これについて法的にどうなのか、私はわかりませんが、選管の見解があればぜひ示させていただきたいというふうに思います。

以上。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 今、定数が減ればやはり市民の声が行政にパイプとして細くなるというような御指摘でございましたけれども、減らすだけがいいのではないのではないかとというようなお話がございました。

それでは、例えば 30 人いれば 30 人いただけ、それだけの民の声が大きく反映していくのかというようなことになると、これは全く未知数、わからない。何もデータの的にあらわれているわけでもないし、何もわからない。これは議員個々の活動状況、それから努力したその議員たちの働き方の状況によって民の声を行政に反映できるということでございますので、私は少数精鋭であってしかるべきだというふうに思っております。

それから、自分たちで自分の首を締めるようだというようなことでございますけれども、何も私たちは議員をいつまでもどこまでもやっていかなければならないということ、あるいはそんな自分が職業的なことでやっているというようなことでもなく、民の声を反映しようというようなことで市民の代弁者として市民の声を届けるために努力しているわけですが、市民の皆さん方の意見が減らすべきだということを受けて、私たちはやっているわけでございますので、(「そうだ」「議会で何だ」「退場だ」「議会に対して何だ」と呼び、その他発言者あり)

佐藤 清議長 傍聴者は静かにしてください。(「規律を守りなさい。何言っているのだ。発言権を持っていないのだ、あなたは」の声あり) 静粛にお願いします。(「議長、出してください」「退場させてください」「何を言っているのだ、おまえ」「議員も不規則発言多過ぎる」の声あり)

傍聴者は静かにしてください。

佐竹敬一議員 口を挟むな。

そういうことございまして、議員は何も自分が自分の首を締めるために私たちは減らすのだと、そんな認識は全く持っておりません。これはやはり市民の声を吸い上げて、そしてお諮りして、それを決定してほしいというようなことで議案提案しているのであって、私は何も自分の首が締まるので減らすのは嫌だというようなことは私たちは考えておりません。

それから、これまで活動してられる立候補を予定されている方、この方々に対して余りにも日数的にも短いというか、日にちがないのではないかとというようなことなどもありますけれども、まさしくこれは新聞等でもなんかも山新の方で掲載されておまして、その時点で減るのだというような、一般的な方々が聞かれていると思いますし、またこれから 40 日間という告示までの期間もまだございます。私は十分問題なく、我々も第一線で並んでおるわけでございますので、我々が優先であって新しく立つ人が不公平だというようなことには私は当たらないと思っております。

佐藤 清議長 質問者は提出者のみに限定して下さるようお願いいたします。内藤議員。

内藤 明議員 提案者に申しあげたいのですが、質問者の意見をよくとらえてお答えいただきたいというふうに思うのですが、私は自分の首を自分で締めるというふうに例えたのは、私たち議員の職を失うということを行っているわけではないんです。

議会の持つ機能と権能、これを、繰り返すことにはなりますが、地方分権推進委員会等では、議会の機能を高めて、それで市当局と対等に渡り合うような研さんを積んで地方自治の発展に寄与しなさいよ、寄与するべきだと、こういうふうに言われているわけですね。そのことをもって、議会の人数を減らすということはそれだけ市民とのつながりもなくなる。そういうことで市民から吸い上げる行政に対する意見等も少なくなる。こういうふうな形になるのではないかなというふうなことを思って心配しているわけでありませう。

ですから、自分の首を自分で締めるというのは、機能や権能についてそれぞれ当局に対等して一方で渡り合えるようなことを期待されているのかかわらず、それが少なくなるということはいかなるものかなと、こういうふうに思って提案者に御質問をしたところでありまして、その点のところは誤解のないようにしていただ



きたいというふうに思います。改めてそのことをお伺いしたいというふうに思います。

あとまた、先ほどの全会一致をもって決めたことに対する御答弁もいただきました。みずからが数カ月前に決めたことをみずからが否定するような形では、私は議会に対する信頼が失われていくのではないかなというふうに思います。そのことについて改めて御見解を示していただきたいと思います。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 地方分権の御質問がございましたけれども、やっぱり地方分権ではそのように活力のあるような行政と議会というものが切磋琢磨し、いろいろとしていかなければいかんというふうなこともあると思いますけれども、やはり3名が減になったからそれが損なわれるというようなことは、私は思いません。これはやはり市民から厳正な審判を受けて、そして議員になった以上はそれなりの責任というものがあるわけでございますので、それなりの議員の自覚が一つの大きな問題になってくるのではないかなというふうに思います。

また、9月に決めただけでまた改正というのはちょっとおかしいのではないかなというふうな御指摘もございましたけれども、やはり先ほど遠藤議員の方にも申しあげましたとおり、諸般の事情は大きく変わってきていると。世の中が大きく変わって6カ月前から変わっているというような状況も我々は考慮して提案をさせていただいたというふうなことでございます。(「そのとおり」の声あり)

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 諸般の事情が変わったと言いますが、何もそんなに変わっていないんですね。私はそういうふうに思っていますけれども。

それから、先ほど、平成27年には4万2,000人になるというような報告があるということの一つの根拠とされたわけでありまして、おかげさまで寒河江は年々発展の一途を遂げておりまして、人口の伸びを見ましてもここ数年ずっと伸びてきているわけですね。そうしたことからすると、例えば削減率の13%というふうな数値も、前回は13%削減したから今回も13%というふうな数値はいかがかなというふうに思いますし、その点について改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

先ほど言われましたとおり、近隣が20人だからあるいは22人だからというふうなことをもって同一的に考えるのはいかがなものかなというふうに思います。するにしても独自のやはり見解を持つべきであるというふうに思いますし、そのことに対する御見解もあわせてお伺いしたいと思います。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 諸般の事情が大きくは変わっていないというふうなお話でございますけれども、9月の議会で決定したわけですが、あれから6カ月間がたっているわけです。やはりこうした予算あるいは市のいろいろな15年度の予算なんかを見ますと、やはり9月から見れば大きくこのように予算的な問題も変わって大きく落ち込んでいるというふうなことで、また特別職の皆さん方もいろいろな努力で報酬の減額もしているというふうなこともありますし、やはり私はそう大きく世の中がひっくり返るようなことはないだろうけれども、変わっていることは事実だというふうに思います。

また、平成27年にはやはり人口も今よりも減るというようなデータが出ていることも事実でございます。ですから、それはただめくらめっぽうに私は言っているわけでもございません。

それから、13%というのは、この前も13%だったから今回も13%というのはいかがなものかと。これは言われても、13%がうちの緑政会の皆さん方とお話し合いをしながら妥当な線ではないかというふうなことで13%ぐらいの3名という減に達したわけでございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 簡潔に提案者に質問をしたいと思います。

5点についてお尋ねをいたします。

一つは、被選挙権を保障するという立場で、昨年の9月議会で定数を24名に議会としては決定し、議会だ

よりで全家庭に周知をしました。したがって、それに基づいて、平成 15 年 4 月 27 日の選挙は任期満了の選挙であるわけでありますから、議員に立候補したい人はその 24 という定数を根拠に準備に入っているというように思うのです。そういう意味で、今現職の議員で、提案者は 40 日あるので大丈夫というふうな話でしたけれども、きょう議場にいられる議員の皆さんはそれぞれ初陣を戦っているわけであります。最初の選挙というのは本当に 40 日で準備できるのかという意味からの、被選挙権を保障するという立場で、提案者や緑政会の中ではどういう議論がなされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから二つ目です。こういうふうにごの間、2 名から 3 名減らすのだというふうな話が寒河江のちまたに流れました。そしてきょう初めて正式には議案として上程されているわけであります。そしてきょう本日決めているわけでありますけれども、この間 4 月の選挙に立候補をしたいという形で準備されておられた方々が、いや果たして何ぼになるのかわからないという、こういう不安の中から結果的に立候補を抑える作用になってしまったというふうな部分については、提案者の皆さんはそういうことを把握しているかどうか提案者にお尋ねをしたいと思います。(発言者あり) まず聞いてください、私は質問をしているのですから。

それから次ですが、今、緑政会の提案では市民の方々から情勢変化でやっぱり減らすべきだという声が多かったということで、広報誌「緑政」でもそういう書き方がされています。そこでお尋ねしたいのですが、緑政会の 15 名の皆さん、やっぱり減らせ、減らせ、減らせというふうなことだけで……、もっと慎重にしたらいいのではないかというような声というのは届いていなかったのかどうなのか。そういうことが緑政会でも提案をするという、絞り込んでくるという過程の中で、支持者の皆さん、市民の皆さんで、そういう声が寄せられたのか寄せられなかったのか。そういうことが緑政会の会議の中で出されたのかどうかということであります。

それから、先ほどの提案の際に、佐竹議員からは満場一致で賛同いただきたいという、提案の最後にありました。本当に議員で議会のことを考えてやっていくのであれば、やはりこういう問題というものはみんなでもっともっと時間をかけて議論するべきだというふうには私は思うんです。しかし、緑政会を見ても、会派代表者会議での話を見ても、15 人で会派として単独でも提案しますという、こういう姿勢であったわけであります。したがって、この辺について、本当に満場一致で、議員みんなで寒河江市の議会の将来を考えて、寒河江市の将来を考えながら定数の問題をやって、皆に御賛同いただきたいというのであれば、再考を促したい。このことについて提案者の見解をお尋ねして私の質問、まず 1 問目としておきます。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 今、選挙に出られる被選挙人のことを緑政会で考えたのかというようなお話でございますけれども、これは緑政会の中でだれが出るなとか出張れとか、それからだれが出張ってくるであろうとかというようなことは全く予想もできないし、予想もしておりません。

そんな中で、我々は今議員の立場としてどういうふうにしていくべきかと、市民の声がこういうふうになくなってきているのにもかかわらず、ただ知らないふりをしていいのか。そして 24 名が立候補して、選挙がもしなかったらそのまま 24 人無投票当選というような形になっていいのか。私は先ほども申しあげましたけれども、市民の厳しい選挙戦の中で与えられた権限と議席というものは非常に重要なものであって、そうして議員というものは選ばれるべきだというように私は思っております。

それから、立候補者を抑える形になるのではないかというようなことなどもありますけれども、決して立候補者を抑えるなんていうような気持ちはさらさらございませんし、市民の皆さん方から議会あるいは行政に関心を持たれる方なんかは大いに立っていただいて、切磋琢磨して選挙戦をやって、そして厳正に選ばれてくるのが当然議員として価値のある議員だと私は思っております。(「そうだ」の声あり)

それから、緑政会で慎重にこうしたことを検討したのかというようなお話などもございますけれども、全く先ほどから申し上げましたとおり、市民の声というものを重視して私どもは真剣に話し合いをしてきました。

そうしたことで、我々がだれが出てくるとかだれが出てこないとか、あるいはだれかを抑えるとかそんな気

持ちはさらさら持っておりません。立候補する権限は市民に皆与えられておりますのでどうぞひとつ大いに切磋琢磨して立っていただきたいというのが我々の願いでございます。

それから、緑政会で……何ですか。失礼しました。（「満場一致で」の声あり）この提案ですか。（「さっき満場一致でと……」の声あり）ではちょっと、もう一遍川越議員から。

佐藤 清議長 川越議員、もう一度。

川越孝男議員 1問目の補足ですか。

佐藤 清議長 2問目に入ってもらって結構です。1問目を補足しながら2問目もしてください。

川越孝男議員 では、まず最後のものから、補足というか、佐竹議員からあったので。

先ほど佐竹議員から提案理由の説明がなされました。そして最後に（「緑政会に何とか」の声あり）そういうふうに言いますから。全会一致で賛同をいただきたいというふうなことがあったわけですがけれども、だとすれば、議会として歩み寄っていくというか、そういうふうな姿勢が必要なのではないかとということで、ただ、この間会派代表者会議にも出され、あるいは「緑政」という広報誌も出ていますけれども、会派代表者会議でも15名の緑政会は単独でも議員定数削減3名というものを提案しますというふうになっていたわけだ。そして、きょうここでの提案理由の最後に、議員みんなの一致で賛同していただきたい。だから、そういう歩み寄る姿勢というのは佐竹議員は持っていたのだろうなというふうに思って、きょう提案されたこの改正案を再考いただきたいと私は申しあげて、その考えはありますかということなんです。一番最後の部分は。

それから、2問に入っているわけですので、お聞きします。

先ほど申しあげた緑政会の議員は市民の声を聞いて定数削減をしてきたという趣旨は、言っていることはわかるんです。しかし、緑政会に入っている皆さん方に市民から「いや、もっと慎重にするべきではないか」とか、「去年の9月に24人と決めたのだからそれを議会として守る道義的な責任があるのではないですか」とかというような声は、緑政会の皆さんには寄せられているのではないのですか、いないのですかと。そういうことが緑政会の会議をしたときに佐竹議員の方に報告などがあるのですか。私はあるのではないかと。私のところにも減らすべきだということと守るべきだというのは、支持者の中にも二つの声があります。というふうなことで、緑政会にはどうなんですかというふうなことを聞いたのです。質問ですので、後で私の見解はまず言っていないで、お尋ねだけをしていますので、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、立候補を瀬踏みをしていたというか、そういう方々が24のつもりで、だとすれば出たいのだけれども、いや21に、3とか減らされるらしいのではないかと、そしてこれが本決まりらしいという中で、やはり立候補を断念をしたという方がおります。

したがって、私はより多くの方が立候補して、その中から選ばれるというふうなものがないのではないかなと、そういうふうな点についてはいるいなくて、そういう現実な作用に対して緑政会ではどういうふうに話になったのでしょうかということでお尋ねをしています。

さっき1問目のない部分がありましたので、そういうことでお尋ねをします。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 今、川越議員からお話がありましたけれども、緑政会で9月に決めた24名を市民の方々が定員削減しろだけではなくて、これを守るべきだという市民はいなかったのかというようなお話でございますけれども、緑政会の会員からはこうしたことについてのお話は出ませんでした。

それから、代表者会議でいろいろな話が出たわけでございますけれども、緑政会が今提案して、最後に満場一致でひとつ採択を願いたいというように提案者の説明の中にあつたと、だから再考する気があるのかというような御指摘もあつたようですけれども、これは代表者会議の中でいろいろと議論してまいりました。3回ほど議論したわけでございますけれども、その中で、私は3名というようなお話を申しあげました際には、皆さん方から3名でなくてももう少し何とかならないかとか、あるいはもう少し妥協してこのようにしようとかとい

うような話し合いまでは全くならずに、ただ「私どもは反対です」というような一方的な反対の御意見でございましたので、私どもはそれでは緑政会単独で提案させていただきますというようなお話になった経緯は、これは川越議員もよく御存じだと思います。

それから、24名から21名に削減されると、そういうような、立候補者が、24名だと立候補してもいいと思って準備したけれども、今度減らされるようになる状況だからやめたというようなことは、私はこれは議会で取り上げる問題ではないのではないのか、その人の、立候補する人の意識の問題ではないかなと。（「そうだ」の声あり）これはそうした情熱を持ってやろうというような方であれば、3人でも5人でも、何ぼ少数精鋭でも私はやるのだというような意識がなかったら議会に出てくるなんていうのは不可能ではないかと、私はこのように思います。（「そうだ」の声あり）

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 質問の部分ですので、意見というふうなことを差し控えながらお尋ねをするわけでありませうけれども、今最後に言われた、立候補する人は、被選挙権が25歳以上の人は一定の要件を満たせばあるわけでありませうけれども、しかし、さっき1問目でも申しあげたのですが、私どももみんな選挙に出たとき、最初というのはあるわけですね。本当に気持ちがあっても準備期間とかあるいは定数が何ぼだというのが、準備した段階で24と思っていたのが、立候補する直前に、きょう決まれば21になるわけでありませうけれども、どうなるかわからないという、こういうふうな中に置かれるということは、逆に言えば、法的には問題ない。議会の中で決定すれば、多数決で決めれば条例は改正も制定もできるという、これは一つのものとしてありませうけれども、政治的、道義的なものとしてその辺の部分があるのではないかとということと、現実に私どももいろいろ話をしてきている過程の中で、定数がどうなるかわからない、話をしているときにももちろん24という条例に基づいてしているのですけれども、（「同じ質問ではないか」の声あり）ちょっと待ってください。というふうなことになるということについては、佐竹議員はその本人の、立候補する市民の問題だというふうな話でした。しかし、私はそうではなくて、議会としての議員定数を決めるということに、9月議会で決めたこととの、政治的、道義的な責任、この問題について緑政会の方々にもそういうことについても市民から話は無かったかと、そのことについてもない。

あと現実的にも……

佐藤 清議長 川越議員、簡潔にお願いします。

川越孝男議員 市民の立候補する人だけではなくて、緑政会の皆さんはそういう作用が起きているというふうにはとらえていないのですかということ、提案者と賛同者はとらえていないのですかということでお尋ねをします。

佐藤 清議長 佐竹議員。

佐竹敬一議員 道義的責任、そうしたことを提案者あるいは賛同者は感じていないのですかというような質問になると思ひますがけれども、議会というのはやはりその状況を踏まえ、あるいは政治なんていうものはやはりある程度生き物であって、これは何もこういうふうに決まったからどうしてもそれをどこまでも守っていかなければならないというようなことではなくて、必要に応じて改正したりあるいは議論をしたり、そういうふうな形の中でやっていくということが一つの議会制民主主義だと私は思っておりますので、こういうふうなことに對して道義的な責任は私は感じていないというふうに思っております。

佐藤 清議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。賛成討論ですか、反対討論ですか。(「反対です」の声あり) 佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は日本共産党を代表し、議員定数条例の一部改正案に反対の討論を行います。

今回、緑政会より議員定数を 3 議席削減して 21 とし、ことし 4 月の市議会議員選挙より適用するとの案が提案されましたが、市議選まであと 1 カ月余と迫った時期の提案であり、無謀と言わざるを得ません。

昨年 9 月の定例議会では、地方自治法改正による議員定数をこれまでどおり 24 とする。平成 15 年 4 月の市議選より適用する、といった条例が全会一致で可決されたばかりです。にもかかわらず、半年もたたないうちに 180 度態度を変えて定数削減の提案をすることは余りにも無定見で議会の良識が疑われます。

削減の理由として情勢が変わったとか、市の財政危機を踏まえたなどと言っていますが、立候補予定者が少ないから定数を削減するというのであれば、多くなれば定数をふやさなければならないといった理屈が成り立つわけで、そういった御都合主義がまかり通ることは許されません。(「そのとおりだ」の声あり)

議会の役割の一つには、市民のさまざまな意見をくみ上げて市政に反映させることであり、議員の数を減らすことは多様な意見や少数意見が届かなくなり、強者の論理がまかり通ることにつながります。

議会にかかわる経費を見直すためというのであれば、議員の数を減らすというのではなしに、みずからの報酬を削減すべきと考えます。定数を減らして議員報酬を引き上げるというのであれば本末転倒と言わざるを得ません。(発言者あり)

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

佐藤暘子議員 もう一つの議会の役割は、行財政運営が適切に行われているかどうかをチェックする重要な任務があります。経費の節減を言うのであれば、巨額のお金をつぎ込む大型事業の見直しや投資効果を厳しくチェックし、市民の目線に立った大胆な改善を提案することこそ根本的な解決策であり、議会の役割であると考えます。(「そうだ」の声あり)

日本共産党市議団は、議会みずからの機能を弱体化させる議員定数の削減には反対であることを表明し、討論を終わります。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。新宮議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。(「賛成討論です」の声あり)

〔13 番 新宮征一議員 登壇〕

新宮征一議員 私はこのたび、個人的見解はもとより、緑政会の幹事長という立場にあることから、会派を代表してただいま議題となっております議会案第 1 号寒河江市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

なぜ今さら削減かと、こういう御意見もあるようですが、先ほどから提案者も言っておりますように、世の中は動いております。時は流れております。まさに激動の時代であり、この半年間で世相は大きく変わったのであります。(「そうだ」の声あり)

確かに財政事情の厳しさは以前から予測をされていたこととはいえ、地方交付税の大幅な削減、そして不況による大幅な税収の落ち込みなどが数字的にも如実にあらわれ、より現実的なものとなってまいりました。今こそ行政改革を積極的に進めなければならない最も大事な時期に来ていると思うのであります。(「そうだ」の声あり)

今回の定数条例の改正によって議員が 3 名削減されることになりましたが、これは確かに私たち議員にとっては非常に厳しいものであります。しかし、寒河江市政と市議会の改革発展のため、そして西村山圏域の合併発

展をも視野に入れたものであり、このような大きな視点に立って、私は大いに賛成したいと考えるものであります。(「そうだ」の声あり)

議員定数を削減すべき理由としては、大きく分けて次の二つの観点があると考えます。一つには議会の機能改革、もう一つは市民の声や社会経済情勢からの観点であります。

まず議会の機能改革の観点から申しあげますが、3点挙げられます。

その第1点目は、削減することによって、少数精鋭化による議員の資質向上と議会内における議論の充実化と合意形成のスピード化が図られることであります。少数精鋭とは精鋭が少数集まるという意味のほか、少数にすることによって自然に精鋭になるとの逆説もあり、充実した密度の濃い議論ができ、協議がスピーディーに運ばれます。

2点目は、議員一人一人の権限と責任が大きくなり、より一層全市的な活動への期待が持たれるということであり、議員は市民全体の代表であると同時に地域の代表的な色合いも否めません。人数が減れば1票の重みが増すことを再認識し、今まで以上に広い視野に立って活動していく必要が強く求められると思うのであります。

3点目は、選挙において、より一層の政策論争を判断材料とした投票が期待できることであります。定数が減れば当然当選ラインが上がることから候補者には厳しくなりますが、より多くの得票を得るためにはこれまで以上に自分の政策を訴える必要が出てまいります。

次に、市民の声や社会経済情勢の観点から申し上げますが、これも3点挙げられます。

その1点目は、近隣市の定数削減の実態を見て、寒河江市民は本市においても削減すべきではないかとの意見が非常に多いということであり、削減すべきという声が非常に大きいということであり、(「反対意見はなかったのか」の声あり)

佐藤 清議長 静粛をお願いします。

新宮征一議員 議員は住民の代表であり、市民の声を代弁しなければならないとよく言われますが、今こそこうした大多数の市民の声を真摯に受けとめ、その負託にこたえることこそが我々議員に与えられた最大の責務であると思うのであります。(「そのとおり」の声あり)

その2点目は、現在の社会経済状況は極めて深刻な状況にあることは御存じのとおりであります。民間企業にあっては大幅なリストラが行われ、勤労者にとっては非情とも言える厳しい対応を強いられております。一般企業がスリム化と効率化を進めている中において、我々議会も思い切ったスリム化、効率化が必要であると考えます。

3点目は、今話題になっている西村山圏域の合併を視野に入れたとき、定数の激変緩和策としての効果があるということであり、合併した場合、一定期間、議員定数の特例などはあるものの、最終的にはトータルでの定数は減ってくるのが予想されるわけであり、これを見据えて、今からある程度減らすことにより激変緩和策としての効果が得られるものと思うのであります。

以上、議員定数を削減すべき理由について幾つか述べました。

本来であればここで討論を終えようと思ったのですが、だれが書いたか書かせたかは別として、最近になって佐藤市長と緑政会を誹謗中傷する記事を書いた文書が一部新聞に折り込みされました。その内容はあることないことを勝手に書き立てたもので、全くの事実無根であり、怒りを通り越し、あきれ果てて反論する気にもなれないのですが、ここでゆがんだ判断をされては困りますので、この際、あえて申しあげておきます。

最も問題なのはこの議員定数削減問題が出てきたのは、緑政会に対する佐藤市長の差し金から始まったとか、先ほどから出ておりますけれども、議員報酬の引き上げをちらつかせたとか、極めて我々の緑政会、市長に対して誹謗した内容であります。

私たち緑政会は先ほど述べました理由のとおり、自発的に発案したもので、この問題に関し市長とのやりと

りなどは一切ございません。自信を持って断言しておきます。(「そうだ」の声あり)

また、緑政会は議会制民主主義の破壊者であるかのように書かれておりますが、我が緑政会こそ、定数削減すべきという寒河江市民大半の意見を最も尊重し、市民を代弁する立場からの提案であり、これこそ民主主義の理念を忠実に守っている集団であると同時に、我々緑政会はいたずらな誹謗中傷に屈するようなひ弱な会派ではありません。(「そうだ」の声あり)

どうか、緑政会以外の議員の皆さんもあのようなでたらめな記事に惑わされることなく、良識ある判断のもとに議員みずから率先し、議会を改革する第1歩とするために、ぜひとも全会一致をもって可決願いたいと思います。

皆様の御賛同をお願い申しあげ、討論を終わります。

佐藤 清議長 傍聴者に申し上げます。傍聴者は発言できませんので、今度違反すれば退場させます。

ほかにございませんか。伊藤 諭議員。反対討論ですか。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は社会民主党市民連合を代表し、議員定数条例の一部改正に反対の立場で討論を行いたいと思います。

議員定数が何名が妥当かという問題は古くて新しい問題であります。民主主義の原点は何といても直接民主主義が基本であります。しかし、自治地域の拡大、民主主義の発展に伴い、人間の英知として間接民主主義がとられるようになってきたのであります。その代表が議会制民主主義であると思います。

そういう立場からいえば、民主主義の原則からいえば、各界各層あるいは各地域を代表した多くの議員が選出されることが望ましいのは当然であります。しかし、一定の制限を設けるのは間接民主主義をとっている以上やむを得ないと思いますが、現在の24という定数は、昨年9月議会で全会一致で決定した定数であります。しかも、決定するまで会派代表者会議で2カ月余にわたり十分検討し、議員懇談会で了承し、議員提案という形で決定した条例であります。朝令暮改のように軽々しく扱われるべきものではありません。

また、きょう改正案の提案者であります佐竹議員は当時も今も緑政会の会派代表者でありまして、会派代表者会での一人として議論してきた中心的な議員であります。こうして決められた条例を半年もたたずに改正をしようとするのであっては議会の権威が問われる問題であります。(「そうだ」の声あり)

また、改正するにしてもそれ相当の理由が必要であると思うわけではありますが、提案理由を見ますと、情勢の変化とは言っていますが、昨年9月以降、条例を改正しなければならないほどの情勢の変化は見当たらないのであります。

定数条例を制定するに当たっては、当時も周辺の自治体の定数の状況、先ほどありましたけれども、東根や上山や南陽市の状況などもきちっと把握した上で判断し決定したのであって、その後のその他の自治体の変化はほとんどないのであります。

さらに、3月議会で定数を削減し、周知期間も全くない中で4月の選挙から適用とする改正案は、試合の直前にルールを改正するに等しいものであり、公正な改正とは言えないものであります。まさに、公平、公正であるべき選挙に汚点を残す改正であると言わざるを得ません。

また、先ほど遠藤議員の質問にもありましたが、人口4万3,000人の寒河江市の議員定数が提案どおり削減されれば21人となります。人口2万1,000人の河北町の議員定数20人と比較したとき、だれが見ても著しく均衡を失していると言わざるを得ないと思います。

一方、市の財政が厳しいので議会としても協力しなければならないというのであれば、財政事情が好転すれば定数をもとに戻すのかという議論も出てきます。

いずれにしろ財政問題を議論するのであれば、平成15年度の予算の中でむだな事業はないのか、例えば最上川寒河江緑地整備事業の中で、本年度の予算は7,000万円ですが、総事業費9億円もかかる多目的

水面広場、いわゆるカヌー競技場の事業が本当に必要なのかどうか。市民の声を聞いて、延期、中止を含めて検討するのが議会人としてまず先ではないのでしょうか。（「そのとおりだ」の声あり）

また、先ほどの議論を聞いておりますと、人口減少が予想されるなどの見通しもあると、こういうこともありました。人口がやはり激減をすればそれはそのときにまた考えるべきものであって、それを先取りをして議論をするというのはナンセンスな議論であるのではないのでしょうか。

また、少数精鋭という言葉も何回か出されました。私は、少なくすることによって本当の意味での少数の議員が集まるのかどうか、疑問であります。大きい地盤を持つ者が、あるいはそうした代表のみが当選をすることにもつながりかねない危険な状況も考えられるわけであります。（「そんなことないよ」の声あり）

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

伊藤 諭議員 危険だという言葉は取り消します。そういうことにもつながりかねないおそれが考えられません。

こうしたことから、私は議員定数条例の一部改正にはどうしても納得できない、そういう立場で反対の討論を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 ほかにございませんか。那須議員。賛成討論ですか、反対討論ですか。（「賛成です」の声あり）

〔20番 那須 稔議員 登壇〕

那須 稔議員 議案第1号の寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場から意見を申し上げます。

今、民間企業は長引く不況の中、不良債権や含み損などを抱え、かつて経験したことのない危機的な経営状況を迎えております。まさに企業の存亡をかけて、リストラ、構造改革、不採算部門の切り捨て、生産部門の海外移転など、あらゆる手だてを講じて経営の体質改善に血のにじむような努力をしております。

一方、地方自治体は不況による地方税の低迷、地方交付税の削減、公共施設等のいわゆる箱物の建築に対する地域総合整備債の廃止、国の聖域なき構造改革による先行き不透明な地方税財政とひきかえ、財源不足を補うための地方債などの増嵩など、切迫した財政状況を踏まえ、行政改革を徹底的に推進することにより活路を見出そうとしております。

本市においても、行革大綱に基づき事務事業の見直しと経常経費の削減に努めているとともに、人件費についても時間外手当を縮減し、新たな事業についても全体の職員数をふやさずに対応するなど、行政組織のスリム化と効率的な事務事業の執行に積極的に取り組んでいるところであります。

いうなれば、行政改革は市民の総意であり、市民の参画により行政と市民がともに汗をかき、むだをなくし、市民本位のまちづくりを企画することであり、まさに後世に負の財産を残さないためのラストチャンスであります。

当然のことながら、議会も行政改革の実現に最大の努力をすべきであり、執行部に対して行革を求めることだけでなく、議員は議会の組織、議会運営についてもみずから行革を推し進める責務を有すると思っております。（「そのとおりだ」の声あり）

また、全国、そして県内の多くの市町村議会においては、広域合併を見据えた形で議員定数の削減の方向で検討されて、決定されていることは御承知のことと思います。

このようなことから、議員定数削減については社会の趨勢であり、多くの市民の声でもあります。私が所属する公明党も、議員削減については、党勢拡大のためには定数削減には反対の立場をとる姿勢ではありません。

当然、地方自治法で定められている法定定数がありますが、社会情勢、時代の変遷によって各自治体の定数も変わってきているものであり、県内の自治体においても法律で定められた数より少なくなっているのが現状であります。そして、今後、自治体の広域合併が進んでいくこともあり、議員の定数削減は避けられないもの



と考えているところであります。

もとより、議員の定数を減らすことによって議会も行政改革に真剣に取り組んでいることを市民に理解していただく契機となり、議会と市民の相互信頼が高まるのではないかと思うところです。

もちろん、私たち議員はこれまで以上に議員として研さんを積み、みずからの資質向上を図るとともに、市民の声を市民の代表として市政に反映すべく、行政改革、さらには議会の活性化に向けて最大の努力を払うことが求められると思います。

また、議員数が減ることは、議会が市民の皆さんの広範な意見を吸い上げるのに支障を来す、あるいは市民の皆さんがかゆいところに議員の手が届かなくなるのではないかなどのご事情も承知をしております。私は、議員活動の質と量を高めることにより、そのことに対して十二分に補うことができると考えているところであります。（「そうだ」の声あり）

昨年9月議会定例会で寒河江市議会議員定数条例の設定を現行の24としたわけですが、以上のことから、議員定数現行24を3人減らして21とする議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について賛成するものであります。

市民の皆さんの御理解と議員の皆さんの御賛同をお願い申しあげ、以上で賛成の立場からの討論といたします。

佐藤 清議長 これにて討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

散 会 午後 3 時 2 9 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

## 平成15年3月6日(木曜日)第1回定例会

## 出席議員(24名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	那須稔	議員
21番	佐竹敬一	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	井上勝	議員

## 欠席議員(0名)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年3月第1回定例会

議事日程第2号

平成15年3月6日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成15年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年3月6日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	寒河江市情報化計画について	パソコン設置の機種を選定と予算について 庁内ラン・セキュリティポリシーの実施時期について 情報通信技術講習会の充実について 議会中継システムについて	7番 柏倉 信一	市長
2	構造改革特区の取り組みについて	規制緩和を通じた新しい事業やサービス、農業支援等の今後の取り組みについて	8番 鈴木 賢也	市長
3	農林業振興の研究会設置について	変革する農業、農業経営の方向性と寒河江型農業の位置付けについて		市長
4	エコファーマーの取り組みについて	エコファーマーを利用した寒河江型農業の取り組みについて		市長
5	中学校給食の実施について	中学校給食の実施を求める親たちの声をどのように受けとめるのか 周辺市町の実施状況、時代の流れ、需要と必要性について 心と体を育む中学校給食の意義について 平成10年に文部省体育局が出している「食」に関する指導の充実についてをどのように受けとめているか	16番 佐藤 陽子	教育委員長
6	食の安全安心について	土壌残留毒性対策の充実について	11番	市長
7	土地利用について	開発行為に伴う事前指導の対応について (イ) 建築基準法に照らして (ロ) 寒河江市開発指導要綱について	高橋 勝文	市長
8	行政改革について	昭和47年から行われてきた地籍調査事業を平成15年度から廃止としているが、40%を超える未調査の対応について	2番 松田 孝	市長
9	福祉政策について	憩いの場「老人福祉センター」の諸課題について (イ) 時間の延長について (ロ) 料金について		市長
10	スポーツ振興について	若年層を中心にローラースポーツやバスケットゴールが流行しているが専用の施設整備について		教育委員長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第 2 号によって進めてまいります。

## 一 般 質 問

佐藤 清議長 日程第 1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は 1 議員につき答弁時間を含め 1 時間 30 分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力を願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。



## 柏倉信一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 1 番について、7 番柏倉信一議員。

〔7 番 柏倉信一議員 登壇〕

柏倉信一議員 おはようございます。

先般、議員定数削減問題で激論と熱気に包まれた本議場ではありますが、日付もかわり、気分を一新して、新たな課題に通告番号に従い質問に入らせていただきます。

ことし 1 月 21 日、定例議員懇談会に寒河江市情報化計画を策定した旨報告されました。

私が、昨年 9 月議会で提言した G I S 地理情報システムも検討課題として記載されており、私の持論である地方都市こそ情報に強くなくてはならない。時差や距離感を克服していく最大の武器となる情報技術に着目していることは喜ばしい限りです。

平成 15 年度当初予算編成は、市税全体で 4.5%、地方交付税 8% 減となる厳しい予算編成となる中で、教育文化事業で情報教育推進事業に 3,821 万 8,000 円、総合行政システムに 951 万 6,000 円、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業に 1,255 万 1,000 円、ホームページ更新、市民パソコン講座開設などに 471 万 5,000 円となっており、数少ない絞り込んだ重点事業の中に、厳しい財政状況の中で計上されたことに、「e 市さがえ」の実現に向けて意気込みを感じ、敬意を表する次第です。

さて、その寒河江市情報化計画の何点かについて、私の考え方も含めて質問させていただきます。

行政内部における情報基盤の整備の中で、パソコンを必要とする職員については、1 人 1 台の配置を可能な限り、早期実現に努めることとあります。行政改革を進める上で、職員の削減は避けて通れないところであり、職員の負担は当然重くなるわけですので、事務作業の効率を上げるため当然の措置と思いますが、庁舎内を見ると、パソコンの機種は圧倒的にノートパソコンが多いようですが、私は役所で使用するパソコンは価格の面、パソコンの機能、セキュリティ対策、職員の健康上などの点で、デスクトップが向いていると考えます。

特に、情報化計画の中で、システムやネットワークを操作する職員の操作者カードとして IC カードを使用し、市行政内における個人情報の保護対策とする旨、記載のとおり行政における内外からのセキュリティ対策は大変重要であり、デスクトップの方が管理上楽であると考えます。

そこで伺いますが、今後のパソコンの設置はどの程度の予算を必要とするのか、また私の申しあげた機種の選定については、どのように考えておられるのか伺います。

次に、ネットワークは情報化の基礎基盤であるとの認識から、庁内 LAN を早急に整備するとありますが、具体的にいつごろをめどにしておられるのか、セキュリティポリシーの策定とあわせて伺いたいと思います。

次に、講習会などの充実による人材の育成について伺います。

当然のことですが、どんなにハード面が整備されても市民が情報機器を十分使いこなすための知識能力がなければ意味がなく、市民の知識能力向上が情報化推進のかぎとなるのは当然であります。こうした観点から、恒常的な知識、技術の習得の機会を提供する意味で、講習会の充実を挙げていると解釈しておりますし、的を射たものと言えます。

しかし、現実的には、若年層はパソコンを習得することは容易ですが、年をとってくるとチャレンジするのは、勇気の要るところです。恐らく本議場におられる大半の人がそう考えておられるのではないかと思います。パソコンアレルギーはまず、活字が思うように打てないのが第一関門でしょうと、少なくとも私の場合はそうでした。幸いにしてよい講師に恵まれ、恥を忍んで 3 週間お世話になり、俗に言うブラインドタッチ、すなわち文字盤を見ないで 10 本の指を使いこなすようになりました。やってみると昔のそろばんのようなもので、体で覚えるとそう大したものでもありませんが、それから急速にパソコンに興味を持ち始めました。

また、パソコンを難しく見せる原因は二つあると言われます。一つには専門用語であり、二つにはパソコンを使えない人から見て、人が操作するパソコンのスピードにあるとも言われます。二つともなれてしまえば大して難しいものではありません。

情報通信技術を習得する上で何よりも大切なのは、これからのライフスタイルはもちろん、いかなる職種の仕事上でも、無論我々議員もそうですが、パソコンは必要不可欠であるとの認識を持つことだと考えます。少し大変なのは情報通信技術の分野では技術の進歩が著しく、機器の性能は驚異的なスピードで向上しているため、ついていくのが非常に困難であるということです。こうした点を踏まえ、講習会の中身について質問をします。

1 番目に、情報技術のこれからの必要性をどのような方法で市民に周知を図るのか、開催の案内はどのような方法にするのか。

2 番目に、講習会は有料か無料か、また、有料の場合は幾らを予定しているのか。

3 番目に、初心者向けの講座にブラインドタッチや公共施設の予約システムなど、行政手続に関する操作方法を加えるべきと思うが、取り組み方について。

4 番目に、パソコンの初心者に対してピンポイントでアドバイス、サポートする専任者を市役所内部に置いてはどうかと思うが、考え方について。

5 番目には、さまざまな団体に要請があった場合、出前IT講習会をやってはと思うがなど。

以上、5点について市長の見解を伺いたいと思います。

次に、議会中継システムについて伺います。

議会の情報提供を拡大し、議会を身近なものとするため、審議内容をリアルタイムで市民に伝えるため、インターネットを介した議会の中継システムの導入を検討する旨、記載されておりますが、情報公開の時代であり、行政の抱えている問題点、寒河江市が直面している事件について、いち早く市民に理解をしていただく上で、また、我々議員の本来の仕事を理解いただく意味でも大変重要なことと考えます。これまでも、議会だよりを通じて審議内容が市民に報道されておりますが、限られたほんの一部しか掲載できない部分があり、ぜひ早期に実現すべきと考えますので、実施時期はいつごろを予定しているのか伺って、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、現在のパソコンの配置状況を申しあげますと、端末として利用しているものも含めると、必要とする職員への充足率は約 70%でございます。導入総台数は 239 台と数えられております。その中では、ノートブック型を圧倒的に多く導入しております。

情報化計画の中では、国県とのネットワークを介した情報交換や、行政事務の効率化、迅速化などのため、必要とする職員については、可能な限り早期に 1 人 1 台の配置を行うこととしており、現在のパソコンの充足率から見ますと、今後残りの約 30%について順次配置を進めていくこととなります。

御質問が、機種を選定と予算についてもございました。常時パソコンを利用し、業務を行っている場合には、OA デスクなどを配置の上、デスクトップ型を導入しておりますが、それ以外につきましては、机上の設置スペースの確保が困難なことや、事務効率などを考慮した上で、ノートブック型を選択し、導入しているものでございます。

ノートブック型とデスクトップ型の予算の御質問もありましたが、デスクトップ型を選択した場合には、新たな場所の確保とそれに伴う OA デスクなどの調達が必要となりますが、それでもノートブック型を選択した場合に比べ導入経費はほぼ同程度か、幾らか低くなると思っております。1 人 1 台のパソコン配置を実現するため、残り約 30%の導入経費としましては、機器の性能や価格も変動しておりますが、ノートブック型の場合、およそ 2,000 万円、デスクトップ型では、1,600 万円程度と考えております。さらに、デスクトップ型を導入した場合は、机等の備品購入費として 300 万円から 400 万円程度かかるのではないかと考えております。

セキュリティーの面でございますが、デスクトップ型が有利ではないかとのお話がございましたが、デスクトップ型に限らず、個人情報を取り扱うシステムに関しては、保管方法も含めた各種のセキュリティー対策を施しております。その場合には、個人情報保護対策審議会に諮り、そのセキュリティー対策等についても審議をいただくなど、万全を期しているところでございます。それ以外のパソコンについては、専ら文書作成や資料作成などに活用しており、個人情報などは記録保管しないようにしているところでございます。

次に、市内 LAN とセキュリティーポリシーの件でございますが、本庁舎内の LAN につきましては、今年度において準備を完了しており、インターネットによる情報検索や、電子メールによる文書の交換、周辺機器の共有といった内容で使用しているわけですが、市が保有する情報の共有化や庁舎内外の連絡通信の効率化、さらには各種の業務を効率的に処理し、しかも、情報通信機器の高度な利用を図っていくためには、本庁舎以外の市の施設ともネットワークを構築していく必要があります。5 年間の計画年次内の整備を図ることを目標としているものでございます。

本庁舎内の LAN のセキュリティーについてでございますが、LAN には個人情報を取り扱うパソコンの接続を認めないなど、個人情報の保護に留意しておりますし、さらに外部から侵入などのネットワークに対する脅威をなくするため、ウイルス対策などの対策を施しております。

ネットワーク上のコンピューターの安全性を維持するための対策規定であるセキュリティーポリシーにつきましては、平成 15 年度構築予定の国や地方自治体を相互に通信回線で結合する総合行政ネットワークシステム、いわゆる LGWAN の運用開始までに策定する予定でございます。

次に、情報通信技術講習会の充実についてのお尋ねがございました。情報化を円滑に推進し、IT を用いた情報の活用を行うためには、機器及びソフトウェア等についての一定の知識や技能が必要であり、市民が情報通信機器を十分に使いこなすための知識能力向上策が情報化推進のかぎになると考えております。

これまで技術交流プラザや、フローラSAGAE、それから文化センターを会場といたしまして、複数の課が担当して開催していたものを平成14年度からは企画調整課が一元的に担当し、市民の方がよりわかりやすいように体系的に組みかえて実施したところでございます。講習会の開催案内は、今申しあげましたとおり、市民にわかりやすくするため、年度当初、市報に年間スケジュールを発表し、さらに開催一月ほど前に募集案内記事を掲載しております。15年度では、14年度よりさらに開催回数が増などを行い、さらなる充実を図ることにしております。

情報通信技術の必要性を市民にどのような方法で周知していくかというようなことでございますが、初心者向け講習会の冒頭で、その必要性を説明しているところでありますが、今後においてはその時間をふやすなど、さらに説明していきたいと考えているところでございます。

そのほかには、広く一般の市民の方にパソコンの便利さや有用性を直接体験の上、感動を実感していただくため、市の施設にパソコンの体験コーナーを設置することなども一つの方法であると思っております。

次に、パソコン講習会の受講料のことでございますが、これまでも講習会につきましては、受講料無料で開催しております。ですが、テキストなどの教材費は御負担もしくは購入していただいております。今後においても同様の負担はお願いしていく考えでございます。

講習会の内容についての御質問でございますが、初心者向け講習会では、全くパソコンに触れたことがない方が基本操作、それから簡単な文書作成、インターネットによる情報の検索、電子メールの使用ができるようになることを目標に開催しております。

いわゆる目で見ないでキーをたたき、ブラインドタッチを講習会の内容に含めてはどうかということではございますが、まず初心者向けの講習会では、基本操作などが身につくような講習内容とすることが重要と考えておりますので、これらをマスターした方の次の課題であると思っております。なお、公共施設予約システムにつきましては、何らかのシミュレーションのような形で講習会の内容に組み入れられるか検討してまいりたいと思っております。

次に、パソコン初心者をサポートする職員配置のお話でございますが、パソコン初心者をサポートする職員の配置につきましては、パソコンの疑義に対するサポートを業としている業者がいることから、市がそうしたことに携わるのはいかがなものかと考えております。

それから、出前IT講習会でございますが、出前によるIT講習会はパソコンの移動設置とか、通信回線や電源の確保といった問題がございます。すぐには実施することは難しいものと思っております。当面、設備が整っている文化センターなどに来ていただければ、講習会を開催できるのではないかと考えております。

次に、議会中継システムについてでございます。市議会の情報提供を拡大し、議会をより身近なものとするため、審議内容をリアルタイムで市民に伝えることができる議会中継システムは有効な手段であると思っております。このような中継は、テレビやケーブルテレビで行うのが一般的でございますが、お話にありましたようにインターネットを介し、安定した中継を行うためには、配信設備の整備やそれを操作する職員をどうするかなどの諸条件を整える必要があることから、今回策定した情報化計画の中では、将来に向けた課題としているものでございます。

以上でございます。

佐藤 清議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 答弁ありがとうございました。

先般、3月3日の全員協議会、そして議会開会日に示された平成15年度施政方針の中で市長は、1市2町の広域合併を平成17年3月をめどに進めることに強い意欲を示しておられます。

今後、合併問題は、議場において本格的に議論されることと思いますが、合併となれば、私の住んでいる日田から始まり幸生、田代、西川町の大井沢と志津、朝日町の太郎という広範囲にわたるまちを包括することになります。そうしたことも含めて合併ということになれば、税務計算を初め、各課にある書類の一元化や連絡系統、指示系統、こういったものを徹底していく上で、また、合併の大きなメリットとなる行政のスリム化を進める上で、情報通信技術は非常に大切な部分になるのではないかと、私としてはそんな意味合いも頭に置いた中で、このたびの質問をさせていただいた次第です。

機種を選定については、いろいろ話をすると長くなりますので、私の意図するところとはちょっと違うのかなというふうに思っておりますけれども、今、申しあげたようなことも想定しますと、扱うデータ量というのは相当なものになるわけで、機種の中でもノート型というのと、デスク型というのでは、いわゆるわかりやすく言うならば、倉庫の量が大きいのがデスクトップなわけですから、そういったものも含めるとデスクの方がいいのかなというふうに思っております。

L A Nとセキュリティポリシーの件をお聞きしました。これは、ちょっとL A Nの方がまだおくれるような話でございますので、私が考えたのはセキュリティポリシーとL A Nと同時に進まない大変なのかなと、今の市長の答弁をお聞きしているとポリシーの方が先に行くというようなことのようにございましたので、ポリシーの方が先に行くということであれば、問題はないと思いますが、いずれにしても、これだけ役所の中の資料が膨大になっているわけですから、L A Nの構築もぜひ早期に導入していただきたいものだなというふうに思います。

セキュリティーにはいろいろな問題がありますけれども、私の知っている民間会社の社長にお聞きした話によると、パソコンが壊れたので修理に出したと、修理した先でデータを全部コピーされてしまった。ある意味では犯罪行為に匹敵するようなものですが、今はパソコンの中からデータを抜き出して消した状態で修理に出しても、それでも、情報の中身を取り出すというような方もいらっしゃるようでございます。そんな意味合いも含めてセキュリティポリシーの重要性というものを再度提言させていただきたいなというふうに思います。

講習会の件に関しては、何点か質問をいたしました。前に一般質問をさせていただいたときも申しあげましたが、これからは、民間においても当然のことですし、行政においてもそうですが、情報技術の活用というのは、物すごい勢いで進んでいくのではないかと。反面、デジタルデバイド、いわゆる情報格差というのが逆に出てこないのかなというふうに、私は一番懸念しているところです。知らない者が損をして、知っている者だけが得をすると、使えるやつだけが得をして、使えない人は損をすると、簡単に言うならばそういうふうな表現になるだろうなというふうに思いますけれども。そんな意味で、ぜひ市民にパソコンの必要性、いわゆる情報技術の必要性というものを強く訴えていくべきではないのかなというふうに思うわけでございます。

市長の答弁では、パソコンのアドバイザーの設置や、出前IT講座、民間にゆだねる、あるいは文化センターに機器が整備されているというようなことで、そちらの方の利用を進めるという答弁だったと思いますが、民間企業の場合、さまざまなある程度の制約もついてくるわけで、パソコンメーカーが開催する講座ということになれば、そのメーカーのパソコンを購入するとか、さまざまな制約があるようにも思います。

酒田市の地域情報化計画を見ると、市民の情報リテラシー、情報能力の向上を目的にパソコンの初心者に対するサポートを行うパソコンボランティアとパソコンボランティア団体を育成し、その活動を支援していくというのが記載されております。認識を強く持っていただく意味で、我が寒河江市も市長はグラウンドワーク、

得意でございますので、パソコンボランティアとか団体の育成、支援というふうなものに取り組むつもりはないのか、見解を伺いたいと思います。

議会の中継システムについてもお聞きしました。これまでも申しあげてきましたとおり、情報技術の利用、これはかなり進んでいます。何回も申しあげますが、これはますます拍車がかかるというふうに思われるわけで、我々議員の中でも、そしてまた、会派としてもホームページを開設している人も出てまいりました。さまざまな問題、予算等々も含めてあろうかと思いますが、1問でも申しあげたとおりでございますので、できる限り早い時期に議会中継システム等、検討していただけるよう提言をしておきたいというふうに思います。

パソコンボランティアの育成、支援について市長の見解を伺って、2問にさせていただきます。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 セキュリティーのポリシー、これはやっぱり個人情報が出ては困るわけですから、その辺についてはこれからも十分力を入れてまいりたいと思っております。

それから、市民には等しく、多くの方々にこの IT 時代の中で情報化というものを十分活用して、豊かな生活というものができるということを思っておるわけですから、そのために行政ができるものを今、申しあげたようなことでいろいろ考えておりますけれども、これからもそういう方向に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、パソコンボランティアの組織ということですが、これは寒河江市というのはいろいろボランティア活動、奉仕活動が盛んなまちだと、まあトップをいっておるのじゃなかろうかなと、このように思っております。いわゆる読み聞かせとか、あるいは花・緑隊での諸活動と、いろいろな分野で行われておるわけですから、パソコンに対してというのはまだ聞いておらないところからでございますけれども、これから非常に熟達した方が初心者に教授するということが出てくる、あるいは同好の士が、そういうボランティア活動をやってみようというようなことになれば、それは大歓迎でございますので、行政としてもそういうお話がございましたならば、それらに力をかけてまいりたいと思っております。

それから、議会の中継に対しましては、1 問で答弁申しあげたとおり、これからの検討の課題とさせていただきます。

以上です。

佐藤 清議長 柏倉議員。

柏倉信一議員 情報通信技術の重要性は十分理解いただいている中での情報化計画ではないかなというふうにも理解しているわけで、その中身に関しては、大変すばらしいものだというふうに思っておりますが、これは全部実現するというようなことになると、相当予算も要るのかな、労力もかかるのかなというふうに思われる中であります。なおかつ、この分野に関してはまさに日進月歩の勢いで進んでいると、こういった中でございますので、これは全部が全部、実現していくということは大変なことであろうというふうにも思います。

いずれにしましても、合併のことも申しあげましたけれども、行政のスリム化、あるいは情報技術の習得というような意味からしますと、これからは非常に重要な分野になってくるというふうに思いますので、情報化計画のなお一層の推進を提言させていただいて、質問を終わります。



## 鈴木賢也議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 2 番、3 番、4 番について、8 番鈴木賢也議員。

〔8 番 鈴木賢也議員 登壇〕

鈴木賢也議員 おはようございます。緑政会の一員として、通告番号 2 番、3 番、4 番について質問いたします。

構造改革特区の取り組みについて、構造改革特区の提案が 2002 年 8 月から 9 月にかけて農水省内閣官房から発表になりました。

この構造改革特区とは国が自治体、大学、諸団体などに呼びかけ、場合によっては、さまざまな特例や法律に優先される規制緩和の提案を募集したものであります。農水省の食と農の構造改革特区は 89 件、内閣官房構造改革推進室の特区は農、工、商にわたって 426 件であります。そのうち、農業、農村関連は 94 件で最も多く、その半分以上は農地法、農振法を規制緩和し、定年帰農特区、青年帰農特区、農村空間まるごと活用特区というもので、特区提案全体の中でトップクラスが農的ライフスタイルの創出に関するものであります。

国があらかじめモデルを示し、発展を目指す制度から地方公共団体や民間事業者などがそれぞれの地域の実態に合わせて、規制改革を立案したものであります。構造改革特区というものの考え方にかかわるものとして、例えば、消費者ニーズの名のもとに農産物が高ければ、海外農産物を輸入するとか、国内のネギの値段が高いから、中国から輸入するなど、生産者を応援していくという基本姿勢を持った市場も少なくなりました。

昭和 40 年初めにスーパーができるのと前後して、野菜の指定産地が全国につくられました。これは、いわば都市の消費者を支えるために 40 年近くもそのまま続いております。寒河江市のネギも指定産地になっております。今後、どのように振興するのか見ていたいと思います。

また、地産地消は比較的経営規模の小さな農家の主婦の方々が直売所を通じて消費者に供給しています。これらの供給農家は、1 日 1,000 円ちょっとの売り上げを目標に、月々小遣いになるかならないかの四、五万円の売り上げをしているとのことであり、仲間は全国平均で見ると 50 人ぐらいの参加であります。50 人で月 200 万円、年 2,400 万円の売り上げになっています。これらは、農家販売、規制を離れた農産物直売所であり、その取り組みはいわば農産物直売特区であります。

県内自治体の状況では、天童市は田園集落再編特区として市街化調整区域での開発許可要件の緩和を求め、酒田市は農業振興地域での観光農業の設置特区、山辺町は農ある暮らしの特区として農地の適用緩和、高畠町はグリーンツーリズムを特区として旅館業法の改正などを提案して具体的な規制緩和を求め、農ある暮らしに果敢に取り組んでおります。

また、全国的に農業生産、医療分野、学校などへの株式会社を参入させる特区構想も提案されております。寒河江市においても農業従事者の高齢化、後継者難、耕作放棄地の増加、減反増加などいろいろな問題を把握し、新規就農者特区を設定し、農地取得面積を緩和するべきではないかと思いますが、市長の考えをお聞きします。

農林業振興の研究会設置について、変革する農業に対応するため、その方向性を考えなければなりません。生産者、消費者、農協、土地改良区、市場、学経者による実際的な研究会を組織し、市のマスタープランを見直し、誤りのないよう市長の諮問機関として強力に推進してはどうか、お尋ねいたします。

エコファーマーの取り組みについて質問します。県は環境にやさしい農業を進めるために、無登録農薬問題を教訓にエコファーマー育成に力を注ぐ方針で、事業推進に当たっています。例えば、都道府県では、1 位の熊本県ではメロン、スイカの産地で 3,375 人、2 位はイチゴ、キュウリで栃木県 2,911 人、山形県は茨城県に次いで 4 位であります。県内においても鶴岡市、酒田市ともメロン栽培農家の認定者が目立つのが特徴で、

全県的には水稲、トマト、ネギ、キュウリ、リンゴ、ブドウ、西洋ナシなどの多様な品目で取り組みが進んでおり、1,000人の大台になっております。

エコファーマーが農産物を出荷する際に活用する統一マークは、おいしい山形推進機構のシンボルマーク「ペロリン」をあらわし、マークとともに品目名、表示責任者、連絡先を明記するよう指導し、安心、安全なものを出荷するとしています。また、農業経営という点でも十分検討の価値があるとしています。

本市でもさくらんぼ、ネギ、食用菊、里芋などの多くのブランド品があります。本市みずからのエコファーマーの推進と、その取り組みについて市長の見解をお聞きします。

1問とします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、農業特区の問題についてお答えいたします。

御案内のように、構造改革特区は、地方公共団体や民間事業者の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域のことであり、地域の思い切った規制緩和により、地域経済の活性化につなげようとするものでございます。

御案内のように、昨年 8 月までに地方公共団体等から 426 件の特区の提案がなされ、12 月には特区で実施することができる規制の特例措置等を盛り込んだ構造改革特別区域法が成立し、特区実施を希望する自治体は 4 月から国に対し、認定を申請できることとなります。

この構造改革特区につきましては、地方や民間の望む規制緩和の声をいかに取り上げ、より実効性のあるものとするかが問われており、国に対して地域の活性化につながる大胆な改革を望むものでございます。

さて、本市において農地取得面積を緩和する新規就農者特区というものを設定してはどうかというようなご意見でございます。農林水産省に係る構造改革特区について、昨年 8 月末までの第 1 次募集に対する提案は、94 の特区構想で 349 件あったようでございますが、そのうち農業生産法人以外の多様な法人の農業参入、いわゆる株式会社などが農地を借りて農業経営を行えるようなことや、市民農園の開設者の範囲に係る規制緩和措置などが構造改革特別区域法に盛り込まれたところでございます。

また、御質問の農地取得の下限面積、県の場合ですと 50 アールでございますが、下限面積の引き下げにつきましては、農林水産省は当初、平成 15 年度中に全国的な制度の見直しとあわせて検討することとしておりましたが、都市出身者や離職後に就農を希望する人のニーズを受け、その後も特区の要望が多かったことから、2 月に特区の設定により下限面積要件を緩和できるようにする方針を明らかにしております。

なお、対象区域としては、担い手不足、農地の遊休化が深刻で農地の保全、有効利用を図ることが必要な地域において、地域の農地利用に支障が生じないように設定し、10 アール以上の下限面積を設定することとしておるようでございます。

現在、本市においては、農業従事者の高齢化や後継者不足に対処するとともに、農業担い手の経営安定を図るため、地域における担い手の育成と農地の利用集積を積極的に進め、地域営農を推進しているところでございます。

農地取得面積を引き下げる新規就農者特区につきましては、Uターン者や、退職後に農業に取り組みたい方などの新規就農の確保、耕作放棄地の拡大防止などに寄与する面もあるかと思われませんが、一方で、それによって細分化した農地が大規模経営を行う担い手の農地と混在化するおそれがあり、現在取り組んでいる地域営農の推進に弊害となることも懸念されます。

また、国の細部にわたる要件がこれから示されることや、該当させる地域をどのように考えるかについて十分検討する必要があることなどから、本市におきましても農地取得面積を引き下げる構造改革特区の設定については、地域営農の取り組みも踏まえて、生産調整に関する研究会などの場を通じて、今後、勉強させていただきたいと思っております。

次に、農林業振興の研究会設置のことでございます。

御案内のように、農業を取り巻く情勢は、農薬問題、米政策改革、WTO、加えて農業従事者の高齢化、担い手不足など多くの課題を抱えております。こうした中で、特に米生産調整については、昨年 12 月に国から米政策改革大綱が示されたところであり、今回の改革は水田農業を取り巻く環境の変化に対応し、生産調整を中心とした減反政策から脱却し、担い手農業経営者を主役とした消費者重視、市場重視の政策への転換を図るものでございます。

改革の目標として大きく二つ掲げられております。一つは、米づくりの本来のあるべき姿を平成 22 年度まで実現する。二つ目には、平成 20 年度からは農業者、農業団体が主役となる需給調整を国と連携して構築することになっております。これらの目標を達成するため、平成 16 年度から各政策について段階的に実施する計画になっております。

このようなことから本市といたしましては、施政方針の中でも申しあげてまいりましたが、本市独自の寒河江市生産調整に関する研究会を立ち上げ、今後の水田農業のあり方、生産調整を踏まえた農業振興策などについて県、生産者、農業団体等の関係機関とともに調査研究を進めることとしております。

その研究会に消費者や市場関係者などを加えて広く意見の集約を図ってはというような御意見でございますが、この研究会においてこれからの農業振興策についていろいろと検討されるわけでございますので、テーマによっては、助言者などとして意見をお聞きすることについては、検討してまいりたいと思っております。そして、この研究会で得られた成果については、今後、ますます厳しさが増すと予想される本市の農業振興に反映させ、現在の寒河江型農業に新たなプラスブランドをつくり、魅力を高めるものを構築してまいりたいと思っております。

次に、エコファーマーについてのお尋ねにお答え申し上げます。

国民の環境に対する関心や食品の安全安心志向が高まる中、自然循環機能が十分に発揮され、環境に調和した持続性の高い農業生産を推進するため、平成 11 年に持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律が制定されたところでございます。

この法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学農薬を低減した農業に取り組もうとする農業者がその導入計画を県に提出し、いわゆるエコファーマーとして認定されることになるものでございます。認定されますと、御案内かと思いますが、有利な資金の貸し付けや税制上の支援措置が受けられるほか、山形県独自の取り組みとして、今後県が作成するエコファーマーの統一マークを出荷する農産物に使用できるなどのメリットがあるようでございます。

県においては、農業基本条例の重点施策として環境と調和した持続性の高い農業の展開並びに安全かつ安心な農産物の生産及び供給の推進を掲げておりますが、エコファーマーを環境保全型農業の重要な担い手と位置づけ、その拡大を図っていくこととしております。

県内でこれまでに認定を受けたエコファーマーは、ことし 1 月末で 1,027 名に達しておりますが、そのうち本市ではブドウ栽培農家 10 名が昨年認定を受けており、さらにことし 2 月に 8 名が認定を受け、現在 18 名となっております。御案内のとおり、昨年発生した無登録農薬問題などにより、安全安心な農作物に対する消費者の意識は一層高まってきておりますが、今後は環境や安全に対する取り組みに積極的な産地が販売上、優位に立つものと思われれます。

このため、本市におきましても、安全な農産物の供給体制を確立し、消費者に信頼される産地づくりを推進するため、さがえ西村山農産物安全・安心推進対策会議を通じて、農薬の適正使用の啓発や残留農薬の事前分析、防除履歴の記帳の指導などに取り組んでいるところでございます。

また、生産者団体において、安全安心、高品質農産物生産対策として、県の特別栽培農産物認証制度や、全農安心システムなどの減農薬栽培の取り組みも検討されておりますが、これらの取り組みとあわせ環境保全型農業の担い手であるエコファーマーにつきましても、県や関係団体と連携しながら、認定制度の普及拡大を図ってまいります。

さらに今後は、来年度に立ち上げる生産調整に関する研究会の中で、施設栽培と観光農業を組み合わせた従来の寒河江型農業に加え、エコファーマーを生かしたブランドの定着など、新たな視点に立って農業を取り巻く情勢の変化に対応した新しい本市農業の構築について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

佐藤 清議長 鈴木議員。

鈴木賢也議員 大変なる御答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

佐藤市政がこれまで推進してきました、寒河江型農業はさくらんぼ、バラを初め、すばらしい経営体であります。しかし、これからは寒河江型農業として持続していくために最も大事な時期になってきたと、私は思っております。

また、遊休農地や耕作放棄地がふえているのも現況であります。農業従事者の高齢化も進んでいます。その他、いろいろな問題がありますが、その一つの施策として特に新規就農者特区を設定し、農地取得面積を一層緩和すべきではないかと私は質問いたしました。

新聞報道によりますと、我が国の食糧自給率は 4 年続けて 40%、国土が狭いため耕地を拡大するのは簡単ではありませんが、遊休農地や耕作放棄地を活用すれば自給率目標 45%まで上げることが可能だと言っています。また、耕作放棄地もふえていけば自然環境への影響も大きいとしております。

農林水産省によりますと、耕作せず放置されている遊休農地の耕作を促すため、耕作放棄が続く市町村が地域農業の振興を図る上で著しく支障があると判断した場合、その農地を特定遊休農地と定め、通知を受けた所有者はみずから耕作を始めるか、賃貸、譲渡するなどの計画を 6 週間以内に市町村に提出しなければなりません。もし、提出しなかったり、うその計画を届けたりした場合、10 万円以下の過料を科すとしております。それは、農業を営む意欲がある農家に土地が集約されていくよう促し、全農地の約 1 割とされる遊休農地の利用を図ろうとするものであります。そのため、農業経営基盤促進法を改正する方針であるとしております。

私の集落農業の実態を見てみますと、農業認定者、20 歳代で 1 人、30 歳代で 1 人、40 歳代で 4 人、50 歳代で 4 人、後継者は 7 人と少なく、ほとんどの農業従事者は 65 歳から 70 歳であり高齢化が進んでおります。市においても農業担い手に耕地の集約を図り、大規模農業や法人化を進めていますが、耕作放棄地は今以上にふえることは確実であります。

そこで私は、販売農家の育成も大切であります。一方、自給的農家の育成も最も大切な時期になってきたと思います。農業をやりたい方が活躍できる環境を整備していくことが行政の役割であり、規制を緩和して新規就農者を育成しなければなりません。新規就農者は少しずつ自分の能力の変化に応じて賃借したり、譲渡するなどして農業を継続し、農産物直売を発展していただき、また地産地消の推進の原動力となっていただきたいと思っております。

このほかにも構造改革特区として、タラの芽、タケノコ、ワラビ、アケビなど山菜栽培特区や、枝物、花木生産の特区、イワナ、カジカ、カニなどを対象とした養殖特区など、いろいろな地域、地帯別に挙げられます。これらを利用した寒河江型農業の維持と継続を考えていくことも必要ではないかと思っております。全国、県に先駆けてやっていただきたいと願います。

今、農業者は減反政策の変更、WTO の米問題、農薬による残留土壌汚染など、大変な不安を抱えております。県においても残留土壌汚染の検査はさくらんぼ、キュウリ、西洋ナシ、食用菊、ハウレンソウ、ブドウ、キャベツ、リンゴ、白菜など、2003 年には検査対象を 20 品目とする情報であります。

当市においてもネギ、食用菊、里芋、トマトなどの生産は連作障害や、農薬や肥料のやり方に生産者は大変な不安を抱え込んでおります。このことは、市の行政においても寒河江市の農産物の安全性を確保するため指導啓発をしていただき、将来に備えていただきたいものであります。構造改革の構想は、失敗してもやり直すことができる特区法でありますので、また、エコファーマーを育成し、寒河江型農業の方向性を考え推進していただきたいと思っております。

これで以上、私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問でも答弁申しあげましたけれども、現在、寒河江市では、農地の集積というものを図ってやりやすい農業にして、効率の上がる農業をやっていこうかと思っているわけでございます。ですけれども、農地を見ますと、中山間地等の方におきましては、放置されたところの田んぼというのが非常に多くなってきております。

そしてまた、担い手を見ましても高齢者が多くなっているような状況なわけでございますから、そうしますと、これまで農地の集積を図って大規模農業を専業農家がやりやすいような農業経営というものを考えてきたわけでございますが、今回そういう農地の下限面積を 50 アールから 10 アールに下げようとして、どなたでも入ってきてやりやすいと、やってもらいましょうかと、こういうような考え方でございますから、今までの寒河江市のとってきたものとのギャップが出てくると、かように思っておるわけでございます。

しからば、具体的に下限面積を引き下げる区域をどこまで、あるいはどの地域を国なりが考えているのかというようなことは、まだ明らかにされていない状況でございます。では、寒河江市でその対象地域となるものがどこに出てくるのか、あるいは考えられるのかというようなことは、これからの問題だろうと思っております。ですから、その辺のところも十分見きわめながらこの特区の受け入れというものを考えてまいりたいと思っております。

そういう中で寒河江市型の農業というもの、あるいは農村というものをこれまで以上に寒河江型農業としてきたものに対しまして、プラスアルファしたところの新しいところの構築というものを探していかなくならないかなと思っております。

いろいろこれまで、さくらんぼ以外におきましても花だ、菊だ、バラだということでいろいろ取り上げて施設園芸と観光農業というようなものとの組み合わせで寒河江型農業出てきたわけでございますけれども、それ以外のものとしての、それ以上にプラスしたところの寒河江型農業と、エコファーマーというようなものも十分頭に入れて、これからはやっぱり安全安心というような時代になってきていますから、これらを十分考慮したものを寒河江の農業というものにしてブランド力を高めていくようなことを考えていかなくならないと思っております。

その辺のことにつきましては、今度研究会を発足することにしていきますから、十分議論していただくかなと、このように思っておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 10 時 50 分といたします。

休 憩 午前 10 時 35 分

再 開 午前 10 時 50 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 佐藤暘子議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 5 番について、16 番佐藤暘子議員。

〔16 番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党と中学校給食の実施を切実に望んでいる市民の声を代表し、通告してある内容について質問してまいりますので、教育委員長の誠意ある答弁をお願いいたします。

中学校給食実施を求める運動が全市的に広がったのは平成 3 年 1 月のことでした。中学校給食をぜひ実施してほしいと願う母親たちが中学校給食を実現する市民の会を立ち上げ 3,300 名を超す署名を集め、その年の 6 月定例会市議会に請願書を提出しました。しかし、その請願書は採択されず継続審査となりました。同年 9 月定例会市議会においても再び継続審査に付され、引き続き審査をしていくということになりました。

教育委員会は同年 11 月、寒河江市内の小中学校に中学校給食に関するアンケート調査を実施しました。その結果は、小学校の父母の 94.7%、中学校の父母の 85.9%が中学校給食はある方がよいと答えているのです。二度にわたる継続審査を経て、平成 3 年 12 月の市議会において中学校給食の実現を求める請願は、満場一致で採択されました。この間、議会では私を含め同僚議員による「中学校給食実施について」のたび重なる質問が行われております。

議会での採択を受け、教育委員会は平成 4 年 8 月、中学校給食検討委員会を発足させました。しかし、この検討委員会では請願が採択されたにもかかわらず、中学校給食を実施するかしないかも含めた検討をするというものでした。検討委員として選ばれた人たちは、小中学校からの代表、PTA 関係、校医関係、各種団体代表など 15 名でしたが、その中で女性はたった 2 人だけ、しかもその中には毎日弁当をつくっている母親や調理師、栄養士などは入っていない片手落ちの人選と言わざるを得ないものでした。

検討委員会は、平成 7 年 1 月に 18 回の検討の結果として、中学校の完全給食実施には現在のところ、差し迫った必要性は見当たらない、との結論を出しました。

この検討委員会の結論をもとに、教育委員会は平成 7 年 3 月末に寒河江市立中学校において完全給食は実施しない、との結果を発表しました。しかし、その後も中学校給食を求める父母の声は依然として強く、私たち日本共産党市議団及び同僚の議員たちは市民の願いを実現すべく議会の場で教育委員長の考えを伺ってまいりました。しかし、教育委員長は判で押したように従来の方針を繰り返すだけでした。

ことしに入って 1 月のある日、市内の 1 人のお母さんから電話がありました。「寒河江市では、なぜ中学校給食がないのかお話を聞きたい」とのことでした。

私のところに訪ねてこられたのは市内に住む 3 人のお母さんたちでした。そのうち 2 人のお母さんは「中学校では給食があったので、当然どこでもあるものと思っていたが、嫁いできた寒河江市には中学校給食がないと聞いてびっくりした。なぜなのか、どうすればできるのか」と、真剣に私に尋ねるのです。また、寒河江市で生まれ育ったという 1 人のお母さんは、「自分は父子家庭で育ったので弁当はばあちゃんがつくってくれた。ばあちゃんがつくってくれる弁当は黒っぽいものが多く、人前で食べるのが恥ずかしく、いつも隠しながら食べていた。弁当のことで引け目を感じながらつらい思いをした。多感で難しい年ごろの中学生時代だからこそ、皆が一緒のものを楽しく食べられる給食をぜひ実施してほしい」と、堰を切ったように話されたのです。

私は、平成 3 年に署名運動が始まったことから、教育委員会が中学校給食は実施しないと結論を出した一連の経過を説明しました。しかし、彼女たちは教育委員会が実施しない理由の一つとして挙げている愛情弁当論について、「弁当を持たせることが子供への愛情表現であり、親子のきずなだとする考えは、もう時代には通用しない。世の中が大きく変化しており働きに出ている母親が圧倒的に多くなった。働く時間帯も早朝や深夜という人もおり、そういう人たちに対して何がなんでも弁当をつくれと言うのは、弁当をつくったことのない



人の言うこと。弁当を持たせることで親と子のきずながつながれていると言うのであれば、給食を実施しているところでは、親子のきずながないということになるのではないか。実際はそんなことはない、弁当であろうと、給食であろうと、子供への親の愛情に変わりはないはず、教育委員会はどのように考えているのだろう。直接話を聞いてみたい」と、それがお母さんたちの一致した意見でした。

2月21日、お母さんたちと教育委員会との話し合いが行われることとなり、どのような話し合いになるのか、私も同席を申し入れたのですが許可されず、やむなくお母さんたちと教育委員会側との話し合いになったところです。その後聞いた話によれば、お母さんたちは約10名、教育委員会側からは学校教育課長と副主幹が出席したとのことですが、教育委員会として中学校給食の実施を強く求めているお母さんたちの率直な声をどのように受けとめられたのか伺いたいと思います。

次に、周辺市町の実施状況、時代の流れ、需要と必要性について伺います。

寒河江市周辺の中学校給食の実施状況は、山形市、上山市、天童市、山辺町、中山町の東南村山管内27校中、完全給食実施校は24校で実施率は90%になっています。西村山1市4町では完全給食を実施しているところは今のところありませんが、大江町、朝日町では昭和50年代に既におかず給食を実施しております。さらに、西川町では平成15年度より実施することを明らかにしておりますし、河北町でも新町長は中学校給食の実施を公約しておりますので、実施の方向に進んでいくことと思われま

す。時代の波は、いや応なく私たちの暮らしを変えてきております。生活スタイルや文化、価値観にも年代によって大きな差が出てくることはやむを得ないことかも知れません。核家族が増加し、両親の共働き、遠距離通勤や変則勤務など、親たちの職場環境も時代とともにさま変わりし、厳しさを増しております。

看護婦をしているあるお母さんは、「夜勤や深夜勤のときなどは子供に弁当をつくってやるのができない」と悩んでおります。そのほかにも父子家庭や母親の病気などで子供に弁当を持たせることが困難な家庭が存在します。そんな子供たちが、コンビニ弁当を持参することもやむを得ないことです。

今、生徒たちが持参する弁当の中身についてある学校職員は、「見た目はきれいだがほとんどが冷凍食品などの既製品で野菜が少ない」と言っております。親がつくった弁当だから愛情いっぱいの百点満点の弁当とはいかないのです。むしろ揚げ物やハンバーグといった高脂肪、高カロリーのバランスに欠けた食事が、子供たちの健やかな成長を阻害していると言われていま

す。今、文部科学省は、こうした食の乱れによる心身への影響を重視し、各都道府県に対する指導を強めています。寒河江市の教育委員会が中学校給食は実施しないと結論を出してから既に8年が経過しました。周辺の状況、社会情勢、実施を求める声に対し、教育委員長はどのような見解をお持ちか伺います。

次に、心と体をはぐくむ中学校給食の意義について伺います。

私は今回、中学校給食を実施している天童市の学校給食センターが、平成13年度に市内四つの中学校の3年生646人を対象に行った、給食に関するアンケートの調査報告書を見せてもらいました。アンケートの設問は6項目あり、7項目には9年間の給食への感想や思い出など自由に書いてくださいというものでした。

第1問、「皆さんにとって給食は楽しかったですか」、に対しては、「楽しかった」、「まあまあ楽しかった」を合わせると全体でも94%を占めています。

第2問、「給食を食べてよかったと思うことは何ですか」の問いには、全体では「栄養のバランスがとれて体によいと思った」の回答が66.5%と最も多く、「みんなと一緒に食べて楽しかった」の回答も男子で61.9%、女子では約70%と多く、同じものをみんなで食べることが、安心感や喜び、一体感につながるのではないだろうかとコメントされていました。

前回の調査よりも大幅にふえたのが「家で食べられないものが食べられた」という回答が43%あり、姉妹都市を初め、外国の料理や郷土食などを積極的に取り入れてきたことがこの結果につながってきていると思うとコメントされていました。

さらに7問目の9年間を通しての給食に対する意見や感想などを書く欄には80%以上の生徒が何らかのメッセージを書いております。

教育委員長もこの生徒たちの感想を読んでおられると思いますが、生徒たちの素直で率直な思いが述べられており、大変感動的なものでした。共通して述べられていることは、給食の時間が大変楽しかったこと、おいしかったこと、そして、給食センターの皆さんに対する感謝の気持ちです。

一例を挙げるならば、男子生徒で「おいしい給食ありがとうございました。家では食べられないものを給食で食べられた。もう給食が食べられなくなると思うと残念です。ホームページとかでメニューの作り方を載せてください」と。また、「好き嫌いがなくなった」、「家では嫌いなものは一切食べないので、給食のおかげで栄養を偏りなく食べられてよかった」、「中学生になって栄養のバランスについてわかったので、残さず食べた」、「みんなと話しながら食事するのは学校だけのことだったのでとても楽しかった」、「中学校に入学し、だんだん朝食を食べられなくなった私にとって、お昼の給食はうれしいものでした」、「給食はとてもおいしかった、今の学校給食を家族に食べてもらいたい。高校になっても栄養について考えながら昼食を食べたいと思います」、「9年間好き嫌いが多かったけれど、今はほとんど好き嫌いがなくなった。この成果は大人になっても病気に負けない体で生きていられることにつながるでしょう」、「みんなで食べる楽しさを長い間教わった」、「毎日学校に来ることの楽しみの中に給食を食べる楽しみがあった」等々、この感想文からは、給食の時間が生徒たちの心を開放し、友達と談笑しながら楽しく給食を食べている様子がうかがえます。

さらに生徒たちは、自分の健康について考えるようになり、栄養のバランスについて考え、好き嫌いをしないで食べるようになったとか、大人になってからも中学校給食で身につけたバランスのとれた食事を心がけていくと述べています。まさに、小学校給食に裏打ちされた中学校給食において心と体を成長させ、将来にわたり健康な体を維持するための基礎的な生活習慣や栄養管理、明るい社交性などを身につけていると思えるのですが、中学校給食の意義について教育委員長の見解を伺いたいと思います。

次に、平成10年に文部省体育局が出している「食」に関する指導の充実についての通達を、どのように受けとめておられるか伺いたします。

児童生徒の食の乱れが問題視されてから久しくなりますが、脂肪のとり過ぎやバランスのとれない食事による疾病が多くなっていることが報告されています。肥満や糖尿病、高血圧などのほかにカルシウム不足に起因すると見られるすぐキレる生徒の増加、孤食や欠食など基本的な生活習慣の乱れが、児童生徒の心の健康をもむしばんでいることが指摘されています。

平成10年6月に各都道府県や都道府県教育委員会の教育長あてに出された文部省体育局長よりの通知「『食』に関する指導の充実について」では、児童生徒の心の健康問題が深刻化していることを憂慮し、その背景となっている食に関する教育指導の充実を要請しています。

その中でも特に中学校において、新学期での心をはぐくむ学校給食週間の実施と「食」に関する指導の充実を図るよう要請しています。この中で重視していることは、知識を教えるだけでなく、望ましい食習慣を身につけさせる実践的な教育をするよう呼びかけているのです。教育委員長はこの通達をどのように受けとめ、どのような指導をされたのか伺います。

以上、伺いたしまして、第1問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 中学校給食の実施についてお答えいたします。

学校給食は、教育活動の一環として実施されるものであり、良質で安全な給食を提供することが重要な課題であると考え、本市では小学校において完全給食を実施し、中学校においてはミルク給食を実施しております。

そこで、中学校での完全給食の実施を求める保護者の声をどう受けとめているか、とのお尋ねでございますが、これについてはこれまでも幾度か質問がございましたし、その都度お答え申し上げてきたところであります。保護者の方々の中には、中学校給食の実施を求める声があることは承知しているところであり、これまでも中学校の給食の実施を求める請願が市議会で採択された経緯もあるわけでありまして。

そこで、教育委員会としては、平成 4 年に中学校給食検討委員会をつくり、3 年ほどの期間をかけて検討を行い、その答申を踏まえて教育委員会としての結論を出したものであります。

これまでの答えを踏襲することとなりますが、本来、食と健康に関して望ましい食材料や食事、栄養摂取のあり方、食習慣などは基本的にはそれぞれの家庭の中において実践されるべきものと思っており、学校給食は、毎日の食事の一つの部分であり、殊さら学校給食だけが強調されるものではないと考えられます。本市教育委員会としては、小学校の完全給食を通じて良質で安全性の高い、また、安全性の確認できるものを食材料として確保し、衛生的な中でおいしい給食を提供するよう心がけているところであります。したがって、これまで申し上げてきましたように、小学校における完全給食の充実を進め、中学校においてはミルク給食を実施しながら、多様な機会と手段を活用して家庭や保護者への啓蒙、普及指導を重ねることにより学校給食法に掲げる学校給食の目的を達成できるものと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、周辺市町の中学校給食実施をめぐる動きや時代の流れなどから見ると中学校給食の実施いかにについては、以前と異なる状況ではないのか、ということでございますが、中学校における完全給食の実施動向については、県によってまとめられた学校給食基本調査によりますと、今のところ増加しているとの情報は掌握しておりません。そのような中で、周辺自治体の中学校給食に関する発言などの情報も聞いているところであります。

寒河江市教育委員会では、さきに述べた方針に変わりはありませんが、すべての施策というものは社会状況の変化に対応して進んでいくべきものと考えているところであります。これもこれまであわせてお答えしてきたところですが、今後とも中学校給食を含め、本来あるべき、また求められている食のあり方について教育委員会のみならず、すべての関係者、一人ひとりが勉強していくべきものと考えているところであります。

次に、心と身体をはぐくむ中学校給食の意義や、平成 10 年に当時の文部省体育局が通知した「『食』に関する指導の充実」に関してお答えします。

平成 10 年に当時の文部省体育局が通知した「『食』に関する指導の充実について」の通知は、前年の保健体育審議会の答申を受けこれを踏まえて出されたものだとして理解しております。また、体育局長から直前に出された「新学期心はぐくむ学校給食週間」の実施及びその実施のための緊急会議の開催についてを踏まえて出されたものと理解しています。

この通知は、その通知本文にありますように、ナイフによる殺傷事件、いじめなど、特に中学校の心の問題の解決は緊急な教育課題となっていると前書きし、「食」に関する指導が果たす役割は生涯にわたって心身ともに健康な生活の基礎を培う健康教育の一環として非常に大きなものがあると期待されるとして、学校現場における具体的、行動的な「食」に関する教育活動を提言したものであります。

したがって、それらの通知は中学校給食の実施を提言しているものではなく、中学校において「食」に関する指導を行うなど、学校給食週間の実施や指導の充実を求めてきているところのものであります。本市教

育委員会では、それらの通知を受け、各校の創意工夫ある取り組みを重ねてきているところであります。

まず、本市教育委員会では、平成 12 年度に食と健康に関する検討委員会を設け、児童生徒の食生活に関する諮問を行いました。この検討委員会では児童生徒全員にアンケートを実施し、食の実態と状況の把握に努め、その後、食と健康に関する今後の指導のあり方について提言を答申として受けたところです。

これらの通知や提言を受け、これまで学校保健委員会などの場において教諭のみならず、保護者の方々を対象に報告や指導に努めてきたほか、母親委員会などとも連携して広く市民を対象とした講演会などを開催し、学校だけでなく家庭においても望まれる食生活についてその指導と啓発に努めてまいりました。

このように、中学校給食の是非のみが、中学校生徒の心と身体をはぐくむあり方の分水嶺となるものではなく、むしろ家庭の役割とその重要性というものを改めて再認識するというところでも出されているところです。これまでもお答えしているところでありますが、今日の状況は、より一層親子の触れ合いや、家庭の教育力を高めることが求められており、家庭における食と栄養などの語らいや、食事、弁当の準備などを通じて健康管理や食嗜好の改善・指導、中学生自身の自立心、実践力の育成を図るなどの目的も達成されるものと考えております。

また、さきの通知は、学校栄養職員の参画・協力を得て創意工夫し、中学校において効果的な指導を行うことが重要であるとしております。本市では、栄養士が配置されている小学校から中学校に出向して生徒に話をしたり、養護教諭による講演や生徒が実際に弁当をつくる取り組みなどを通じて家庭の認識を深めるなど、学校での多様な取り組みが行われてきたところであります。

さらには、生徒保健委員会での取り組みとして、食事と体温との関係、食事と運動の関係などについて、生徒自身が調査活動を行うなど、すべての中学校において多様な取り組みが行われてきております。小学校では、ほとんどの学校で栄養士を招いての学習会や調理師との語らいなどが実施されております。さらに、食を通じてその生産地や生産者などについても学習を発展させるなど、地産地消や社会性などのかかわりについても考察や交流を深めているところであります。

以上、幾つかの事例を御報告申しあげましたように、文部省からの通知に基づき中学校も含めて着実に、かつ充実した多様な取り組みを行い学習を進めてきているところであります。以上です。

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤陽子議員 御答弁をいただきましてありがとうございます。

予想していたんですが、7年前の答申と変わらない答弁であろうということを私たちは考えていたところですが、全くそのとおりだったというふうに思います。

ところで、お母さんたちが教育委員会に対して寒河江市の中学校はなぜ実施しないんだというようなことをお聞きしたいということで伺ったところでしたけれども、責任ある立場の参加が得られなかったということで、やはり答申の繰り返しをするだけだったということで非常に残念な思いをして、今回私、平成7年3月に教育委員会が実施しないという結論を出したときの報告書を読み返してみたんですけども、これを見て改めて、もうこの報告書は時代に合わないなということを感じたところです。

今、時代が非常に急速な勢いで変わってきております。半年でさえも情勢が大変大きく変わったというような情勢でございますので、8年間というのはもう大激変ですね。（「そうだ、全くだ」の声あり）子供たちの置かれている

佐藤 清議長 静粛にお願いいたします。

佐藤陽子議員 この状況も大変大きく変わっておりますし、子供たち自体の行動も非常に大きく変わっていると。低年齢の犯罪がふえております。近いところでは、山形市などでもこの前、中学生による空き巣などが起きたというようなことで、非常にショッキングな事件だったんですけども。このように子供たちの行動、それから心の乱れというものも非常に大きく変わっているというふうに思うんです。ですから、この報告書の中で報告されていることが、もう一昔も二昔も前の報告書だなどというふうに私は感じたところなんです。

この教育委員会の意見は、検討委員会が出した答申を踏まえて理由づけをしているわけですけども、一つは、学校給食法、これはもう戦後の食糧難の時代につくられた法律だから、今、非常に飽食の時代になって、食糧難というようなことがなくなった時代には適応しなくなったのではないか、というようなことが書いてあります。そして、そういう時代だから、もう中学校での完全給食が必要だという理由は見つからないというような検討委員会の結果なんですね。

それを受けて教育委員会も中学校給食の必要性は認めないというようなことを言っているわけですけども、こういう時代だからこそ、コンビニ弁当を食べたり、また親が忙しくて十分な栄養管理のもとに弁当をつくってやれない、どうしても油っ気の多い揚げ物とか、野菜が少ないとか、そういう栄養の偏りがあると。そういう中だからこそ中学校での食の教育、中学校給食を通しての食の教育というのが、大切だということで文部省でもその中学校給食を進めるように、各都道府県の教育委員会などでも通達を出しているわけですね。

寒河江市ではそういう山形県からの教育委員会の指導を受けてどのように感じていらっしゃるのですか。やはり、寒河江市は寒河江市独自だから幾ら通達が来てもやらないものはやらないんだというような考えなのかどうかですね。

もちろん、中学校では完全給食でなくとも弁当持参のミルク給食でも目的は達成されるんだということを言っていますけれども、もちろん弁当だからだめだというわけではありません。もちろん弁当でもちゃんとした弁当、考えた弁当をつくっている親御さんもおられると思います。でも、個々の家庭の置かれている実態がそのことには全く反映されていないというふうに思います。あの答申の中に書かれているのは、模範的な家庭、そして理想的な家庭に当てはまる理論でありまして、実際には本当に大変な家庭が多いわけです。もっと教育委員会はその実際のお母さんたちの声を聞くべきだというふうに私は思います。

また、給食を実施しない理由として、学校生活を豊かにし、明るい社会性を養うことは準備や後片づけに時間がかかって、一日の生活時間に大きく影響すると、だから学校給食はなじまないのだというようなことを書いておられますが、実際天童市の生徒たちのアンケートを見ても学校給食が非常に楽しいと。そして、

みんなとお話し合いをしながら食べられるので、家で食事をするよりももっと楽しいというようなことを書いています。もちろん、今の時間帯の中では食事の時間が短いということはあるかもしれませんが、それでもあの子供たちの感想文を見る限りでは、学校生活を豊かにして、そして明るい社交性を養うことに非常に役立っていると私は思うわけです。ですから、教育委員会がこの給食を実施しないとした理由としては、もう当てはまらないのではないかというふうに思います。

今、給食もさまざまな形が出てきております。画一的に同じものを同じように食べるというのではなくて、選択メニューなどもありましてAランチ、Bランチというようなものから選択をすとか、または弁当も併用できるというような、非常に柔軟性のある給食を実施しているところが今非常にふえているんですね。そういう点から見ますと、やはりこの答申の中に書いてある結論というのは、今の時代ではもう古くなっているというふうな考えを持つわけです。

愛情弁当論については、やはり考え方がもう8年間同じだなというふうに感じたところです。弁当を持たせることで親子の愛情がつながっていると、もちろんそういう意味もあるかもしれませんが、現状を見ますと、やはりお母さんたちは、非常に朝の忙しいときをあたふたと弁当をつくって子供たちを送り出すというようなことから、先ほども申しましたけれども、本当にバランスよい栄養に富んだ、見た目もきれいで夏場でも梅雨どきでも傷まない弁当をつくるというのは非常に大変なことなんですね。ですから、それをつくって持たせる、完全な弁当を持たせられないというのが、今のお母さんたちの実態です。

ですから、弁当を持たせることが必ずしも親子の愛情につながるということではない。給食をしていたって、給食を食べている子供と親の関係だって愛情がつながっていないなんていうことはないわけですから、もうそういう論理は考え直しをしなければならぬではないかというふうに思います。

私たちは、以前からこういう議論をこの議場で何度も何度も繰り返してきました。でも、教育委員会側の結論はいつも同じ結論です。ですからこの議場の中でそういう議論をしても一歩も進まないのではないかと私は思うんです。ですから、実際にお母さんたちとひざを交えてどういうことなのかということをお話し合いをしていただきたい。お母さんたちはそういうことを望んでいるんです。今度は、事務的な方だけではなくて、責任ある立場の教育委員長あるいは教育長も同席した上でお母さんたちとの話し合いをしていただきたいと思うのですが、その考えについてお伺いをしたいと思います。

以上で第2問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 概括的なものだけ私の方からお答えしたいと思います。

この前、寒河江市の小学校の方に転校してきた先生等に聞きましたところが、寒河江市の給食の広場には電気暖房までであると、寒河江では非常に子供たちを大事にしているんだと、子供の教育に対して非常に市では大事にしているんだと、こういうふうな声がありました。そういうふうなことで、私たちもそう考えておりますが、子供たちの将来を非常に考えながら私たちの施策も組んでいるということを最初にお考えいただきたいというふうに思っております。

それから、給食をやらないいろいろな理由、さまざまありますけれども、一つには寒河江というのは、この前いつかも言ったと思いますが、私は県内いろいろなところを回ってまいりましたけれども、ほとんど全部回ってまいりました、実際の勤務地でも、それからその他でも回っておりますけれども、寒河江市は山形県の中でも一番安定した地区だと私は思っております。それから、研修会や何かで全国もかなりの期間、延べにして一月か二月以上いろいろ合宿しながら日本の教育の内容なんか聞いてまいりましたけれども、そういうふうなことを含めても寒河江市は非常に安定したところだというふうに思っております。

そんな意味で、東京あたりでは母親が食事さえもつくってくれない。例えばナイフなんてなくてはさみしかないなんていう家庭なんかもあるなんていうふうなことで、子供たちが何にも食べないでコッペパン一つ持ってくるなんていうふうなこともありますけれども。私は寒河江市では、我々が努力すればまだ親の方でいろいろ弁当をつくってやれるのではないかと。しかも、親と子供とのそういうふうな接触の中からこそ、今、言った愛情弁当論なんて言いますけれども、非行とかなんとか、そういうふうなのに対応するいろいろなものが、生まれるのではないかとというふうに思っております。

非行との関係なんかいろいろと言われておりますが、今、家庭内暴力とか、一般的な暴力行為というのは、非常に母親との愛情関係から生まれるというのが非常に大きなファクターになっているということが大体もうわかってきているというふうなことをこの前読みました。そういうふうなことを含めても、やっぱり母親とのつながりというふうなものをもっともっと大事にしなければならないというふうに思います。

そんな意味で、やっぱり学校の給食に任せるのだけでなく、根本的にできるのであれば、もしも将来、寒河江市でもいろいろなことで食糧事情がだめになったとか、それから、実際にお母さん方もそういうやる気がなくなった、全部やる気がなくなったという事態が発生したとすれば、やっぱり給食というふうなこともなるかもしれません。ちょっと言葉が適当かどうかわかりませんが、現在においてはこの非常に安定したこの地区において、弁当をつくるということを実施しながらいい子供を育てるということが大切なのではないかというふうに思っております。

それから、全部古いというようなことを言いましたけれども、教育には不易流行というものがあまして、正しいものはいつまでも正しいというふうに私は考えております。そんなことで、今のところは今までの答申、今まで回答したことを踏襲していこうというふうに考えております。

以上です。あといろいろなところありましたが、教育長の方から答弁いたします。

佐藤 清議長 傍聴人に申し上げます。静粛にお願い申し上げます。

教育長。

大谷昭男教育長 概括的に今、委員長の方からお答え申しあげた、それと全く同じでありますけれども、先ほど時代が変わっているのではないかというような御指摘もございました。それから、愛情弁当ということもございました。それから、検討委員会の答申の中に流れている最も大切なこと、その辺のことを含めましてちょっとお答え申しあげたいというふうに思います。

第 1 点は、愛情弁当、私もこの言葉は大変美しい言葉だと思いますけれども、一体実体は何だろうというふうに考えてみました。きれいな見ばえのいい弁当が愛情弁当なのだろうか、私は必ずしもそうではないのではないかと。私も毎日弁当を持ってまいります。いろいろな状況によってそのおかずも違いますし、量も違ったりしています。しかし、その中には私は、家庭の中におけるさまざまな状況を押さえながら、なるほどこういうおかずだ、何だ、それは十分把握しているつもりです。すなわち愛情弁当というのはきれいな、見ばえのいい、中身の豊富なことでは決してイコールではない。むしろ、親と子供が、子供と家族がそういう一つの弁当という姿を通してかかわり合いを認め合っていくものが私は愛情弁当なんだろうと思います。(「そのとおりだ」の声あり)

私なんか小さいときは、農家でございますので養蚕、稲作等忙しい時期がありました。したがって弁当はその日その日によって、その季節季節によって違っておりました。梅干し一つにちょっとしたみそ漬けが入っているときもありましたし、秋口になればそれにわずかにイナゴがまじるということもありました。その中で私方はその料理をつくってくれた母親の姿を思い起こしたはずだし、それからそれを残してきた場合は母親は子供の健康を気遣ったはずだと思います。そうやって生活してきた経過がございます。私は、愛情弁当というものの持つ意味合いの一つをそう受け取りたい、そう受け取っております。

第 2 点ですが、時代に合わなくなったんじゃないかと、平成 7 年の検討、答申から既に何年かたっているという御指摘もありました。社会も変わってきているんだ、状況も変わってきているという指摘がございました。

ちょっと長くなるかもしれませんが、この前、去年の 10 月でございますけれども、ある本の中でおもしろい、すばらしいことを発見いたしました。これは、評論家に俵萌子さんという方がいらっしゃいます。その方が講演した中身を紹介する文章でありました。それは、俵さんがある地方に講演に行ったときに、お年を召した女性の方が俵さんにこういう話をしてくれたそうです。「子供にとって適度の飢えがあり、健康な自然があって、そこに親の姿があれば子供はひとりでに育つのです」という言葉です。大変私は衝撃を受けました。適度な飢え、子供にとって今はすべてが満たされつつあります。むしろ先取りをして満たそうとしている現実もございます。そこから、何々しよう、自分はこう思う、こういうことをしたいのだ、そういう意欲は本当に生まれてくるのでしょうか、そういう疑問を感じます。

次に、健康な自然、これは健康なというところに私はアクセントがあると思うんですが、健全な環境と考えるもいいかもしれません。環境の中にはさまざまなものがあるでしょう。地域社会もありましょうし、それからそれを支えているさまざまな団体もあるかと思えます。そういう中で子供は成長していくのだということだと思います。

三つ目は、そこに親の姿があれば、これは子供は育つのです。こういう言葉だと思います。親の姿は、俗に古くから「親の背中を見て子は育つ」と言ってますけれども、必ずしも親の具体的な姿であるというわけではありません。それはかかわり合いだと思います。親が子供に、子供が親に、どうかかわっていくか、家族がどうかかわっていくかということだろうというふうに考えています。

親の姿が見えなくなったとよく言われます。逆に親が子供に姿を見せなくなったというふうに言うこともできるかもしれません。この点については批判があるかと思えますけれども、親が本当に自分の子供にこう育っ



てほしいんだということを真剣に語りかける場面があるでしょうか。あるいは、語りかけなくたって行動で、あるいはその家の雰囲気の中で感じ取るような場面が、私はだんだん少なくなっているという現実があると思います。これも一つの大きな変化だと思います。

もちろん、職業と住居の分離があります。職住分離があります。その他さまざまな勤務形態の変化もあるでしょう。そういう状況の中でこういう事態が発生するということもあります。(発言者あり)

次に、申し上げます。子供たちの姿も変わっています。

佐藤 清議長 静粛にお願いします。

大谷昭男教育長 子供たちは個室を持っています。携帯電話を持っています。テレビもあります。そのなかかわりが少なくなっています。私は今、一番大切なのは、そういう失われていった子供を支えていたものを一つずつやっぱり大切にしていける必要があるのではないか。私はこの食事というものも、弁当というものも、そういう意味でとらえていきたいというふうに考えます。

以上です。(発言者あり)

佐藤 清議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 先ほど私が 2 問で質問をいたしました、母親と教育委員会の責任者を交えた話し合いについての答弁はまだいただいておりません。3 問で答弁していただきたいと思います。

それから、今、教育委員長からも、教育長からもいろいろありましたけれども。愛情弁当論について教育長からありましたけれども、それは弁当というのは、その家庭家庭によってさまざまな違いがあっただとというようなことをおっしゃいました。私ももちろんそうだというふうに思います。ですけれども、やっぱり中学生ぐらいの子供たちが、余り見ばえのよくないといいますが、そういう弁当を持参すれば周りの目を気にして非常に恥ずかしい思いをするというようなことも実際にあるわけです。

ですからこそ、学校給食では同じものをみんなで食べる、そういう楽しさを味わわせると。そうして豊かな人間性を育てるんだということを目指していると思うのです。

家族のさまざまな味とか、好みとか、そういうものは、やっぱり朝と晩とでもそれは十分にできるのだというふうに思います。給食の中では、今、核家族の中で失われているその家庭家庭の伝統的な料理とか、郷土の料理とか、そういうものもいろいろ交えながら伝統の食を守っていくと。そしてそういう味を子供たちにも伝えていくということをしているわけで、決して家庭の味が壊されていくというものではないというふうに思います。

今、家庭の教育力というのが非常に低下しているというふうに言われていますけれども、この家庭の教育力が低下したということも、やはり、今の時代の流れというものが非常に大きくかかわっているのではないかと思います。核家族化が進んでおります。そういう中で、お年寄りと子供とのかかわりとか、またお嫁さんがお姑さんに対する心遣いとか、そういう遠慮とか、そういうものもなくなっているということは事実だと思います。ですけれども、それを個人の努力とか、あるいは個人の責任にすりかえるということではできないのではないかと、その家庭の教育力を高めるということは、一体だれがするのかということなんですね。それは、地域ぐるみ、また社会ぐるみでやっていかなければならない問題ではないかというふうに思います。ですから、弁当を持たせないというのが、家庭の教育力が低下するというふうに短絡的には言えない、そういう問題がその根底にはあるというふうに思います。

ですから、教育委員長もこれからはいろいろ勉強していかなければならないというようなことをおっしゃいましたけれども、やはり、子供たちの健全な成長のためをみんなが考えているわけです。ですから、それをどういうふうにしたら達成できるかということをお母さんたちの声も聞きながら、そしてどういうふうにしていったらいいのかということ、これから一緒に考えていく時代ではないかと私は思います。

この教育委員会が、給食を実施しないというふうに結論づけたときの検討委員会、その検討委員会の皆さんは今もういらっやしませんし、解散してないわけですし、そのときの教育委員の方というのも今もう教育委員をしていらっやらないというふうに思いますけれども、当時のままのそのままの答申をいつまでも持続しなければならないというようなことではないと、もう一度改めて見直しをするということも必要なのではないかと私は思います。ぜひそういうことも検討していただきたい。

私たちはこの給食を実施してほしいという市民の大きな願いがあるわけですから、その願いを実現させるのも行政の仕事ではないかと、そのいろいろな願いをかなえるのも行政の仕事ではないかというふうに思いますので、これからもそういう背景を実現させるために私たちは頑張っていきたいという決意を申しあげまして、第 3 問といたします。

佐藤 清議長 教育委員長。

大泉慎一教育委員長 今、子供たち、御父兄の皆さんのいろいろな考え方に基づいてやるのも教育委員会の仕事ではないかというふうなことをおっしゃいました。当然そうだと思います。しかし、その根底には、もっと根底には子供の幸せはどうあるべきかというふうなことを考えた上で、御父兄の御意見も聞きながら我々が執行していくというのが一番正しいやり方ではないかというふうに思っております。

それから、話し合い等については事務局の方から答弁させます。

佐藤 清議長 教育長。

大谷昭男教育長 話し合いの場、2 問でお答えするのを忘れました。大変失礼いたしました。検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

佐藤 清議長 暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 48 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 高橋勝文議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 6 番、7 番について、11 番高橋勝文議員。

〔11 番 高橋勝文議員 登壇〕

高橋勝文議員 それでは、通告番号 6 番、7 番につきまして質問をいたします。市長の誠意ある答弁を期待いたします。

まず、通告ナンバー 6 からいきます。食の安全安心につきまして、土壌残留毒性対策の充実につきましてお伺いをいたしたいと思えます。

2 月 25 日の新聞報道によりますと、佐藤市長は県下 13 市の市長会におきまして、副会長に選任されたと、このような報道がなされました。そして、記事の中では平成 15 年度におきまして市長会の重要事業について、食の安全安心における土壌の残留毒性対策の充実が掲げられておったようであります。

現在、県議会におきましても「山形ブランド復権元年」と称し、県産農産物の安全確保対策につきまして、生産から販売までの各段階におきまして施策を複合させ、平成 15 年度から 2 カ年間、どこにも負けない山形ブランドの確立を目指し、一つ、生産者の意識改革、二つが、出荷前の残留農薬の検査、三つが、トレーサビリティの導入検討を核としたシステムを指導するようであります。

自分も農業者の一人であります。ゆえに農薬等の研修会、樹種組合の組織の検討会に参加いたしました。昨年とは打って変わっての出席者に驚きを感じたところであります。真剣な目つき、そしてメモ記帳は、必ずや県そして寒河江、西村山の掲げる安全安心農産物生産流通システムが構築され、さがえ西村山農産物安全安心が実現されるであろうと、このように肌で感じてまいりました。

一つの問題が提起されますと、次の問題、そして課題が生じるのが世の常であります。歴史を顧みるとき当然の成り行きと思いますが、昨今、急浮上した問題は、当初から懸念されてまいりました土壌残留性農薬であり、土壌汚染による土壌残留毒であります。

県におきましては、昨年 12 月に県内キュウリ生産販売農家の土壌サンプル分析結果を踏まえて、作型の早いキュウリ作付予定地から順次、土壌残留毒性農薬の分析を進めているようであります。これらの調査結果も出てきたようであり、それらの調査結果に基づきまして事後対応、普及活動におきまして J A などと一体となりまして改善策を推進しているようであり、そして、今後調査対象となりますトンネル、さらには露地、夏秋栽培につきましても継続的に土壌サンプル分析を実施する方針で、県内におきましては、約 2,200 カ所見込んでおるようであります。

一難去ってまた一難、B S E 発生以来、昭和 50 年当時、失効となった農薬までさかのぼり今日の課題となることを予想したのは、ごくごくわずかの関係者であったと私は判断をしております。

今日の農薬取締法上における指定農薬の中で失効となっている薬剤の残留性は、私見でもありますが、私の見解であります。エンドレスの土壌残留になりかねないと思っておりますので、以下質問をいたします。

一つ、当管内より作付転換等の指導の目安となる分析値を示した箇所は私はないと思っております。また、土壌の形態より土壌に吸着されにくい地区での栽培が歴史でありましたので、問題視されないと私は判断いたします。しかしながら、安全を積み重ねることが産地としての存続、これらが図られるというようにもなりますので、転作田以外の従前からの畑地についての作物選定対応をどのように進めていくつもりなのか、お伺いをいたします。

二つ目、土壌残留性の塩素系薬剤は、さきに申しあげましたようにエンドレスの残留と言われております。東京都はもちろんのこと各県でサンプリングされ分析調査されるものと予測をしております。基準値を超えれば産地、さらには出荷者名まで公表されるがゆえに、事前検査が最も重要性を帯びてまいります。現段階では

キュウリを対象として県におきましては分析調査をしているようですが、吸収されやすいとされている品目についても安全安心をより早く構築するために、サンプル検査を実施する考え方はないのかをお伺いいたします。

三つ目、県産米安全生産推進事業が新規に平成 15 年から 17 年の 3 力年におきまして取り組みが実施されようとしております。主食であります米の安全性について立毛期における実態調査として県内の休廃止鉱山、下流域などにおける産米の立毛調査を実施すると聞いておりますが、当市におきましての基本的な姿勢をお伺いいたします。

今、三つの質問をした中でありますけれども、答弁はできれば総論でお願いしたいと、このように思っております。

次、通告番号の 7 番、土地利用につきましてお伺いをいたします。まずもって、開発行為を伴わない建築物の建築等の行為は、開発行為の許可を得る必要はありません。建築基準法による建築確認制度は建築物に対する規制であって、健全な都市づくりを図るものであることを承知をして質問をいたします。

国の中心市街地における市街地の整備改善及び商業などの活性化の一体的推進に関する法律に基づきまして、当市においても中心市街地の活性化を目指すため、駅前土地区画整備事業の着手を初めといたしまして、さまざまな有利な補助事業を取り入れ、寒河江市中心市街地活性化基本計画にのっとり推進されて、平成 16 年度をめぐりに完成を迎えようとしております。あちらこちらで建設機械のつち音が聞かれて、事業完了後は見違えるほどの町並みが形成されることを寒河江市民すべて期待をしておるところであります。

当該エリアは地区計画にのっとりお互いにルールを守り、住みよいまちづくりを進めるため精力的に行政におきまして話し合いを重ねてまいったことにつきましては、敬意を表するところであります。しかしながら、エリア外において問題が提起されているようであります。それは、高層建築物が建設されることによる地域住民の環境の変化に対する不安であります。

建築物を建設する場合は一定のルールに基づきまして行政庁などの許認可を受け、さらに法律などに準拠し、設計、さらには管理を行い完成の運びとなるわけではありますが、幾らルールに基づくものであれ、近隣の居住環境が著しく変化することが予測される場合においては、事前に近隣の住民に対し、建築物の確認申請を受理する段階において、建築主及び設計業者に対し、近隣住民への不安を解消する手法、そして、説明責任を課すような方法を市独自で検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。そして、高さが 10 メートルを超えるような建築物の確認申請の際において、近隣居住者に対して不利益とならないような指導要綱などをつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、寒河江市開発指導要綱についてであります。当該要綱が施行されたのが昭和 63 年 5 月 1 日であります。その要綱の中では公園におきまして、事業者は公園等の施設を市長と協議の上、設置し、事業完了後図面を添えて市に無償で提供するものとなっております。当該要綱が施行される以前に開発されたところでありますが、いまだに公園が開発行為者所有となっているところがあります。何年か前にも質問を申しあげましたが、現在どのような進捗状況となっているのか、お伺いをいたして第 1 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、残留毒性対策の問題でございます。

土壤残留農薬問題につきましては、平成 5 年度から 14 年度までの 10 年間で、山形県産キュウリから 9 件の食品衛生法で定める基準以上のドリリン系残留農薬が検出されたと聞いております。これらの農薬は昭和 29 年以降殺虫剤等で全国的に広く使用された農薬で、土壤残留性が高いため昭和 50 年に登録が失効したものでございます。

このため、県では農産物の安全な産地づくりを推進する観点から、昨年 12 月から緊急にキュウリ栽培農家の園地の土壤農薬分析を実施しているところであります。

本市においても、これまで半促成、無加温栽培農家 8 戸の土壤分析調査を実施してきましたが、残留農薬は検出されませんでした。また 3 月には、トンネル早熟、露地夏秋栽培、抑制栽培農家 6 戸についても検査を実施することにしております。

さて、御質問がございました、従前からの畑地について残留性が高いと思われることから、キュウリ以外の作物選定の指導でございますが、エンドリン系の土壤残留性については、粘土性土質に多く残留し、砂れき性土質については残留性が少ないと言われております。

本市のキュウリ園地の土質は砂れき土のところが多く、過去に使用した経過がある場合でも残留性が少ないものと言われておりますが、いまだ未検査のところもありますので、これからのキュウリ園地における土壤残留検査の結果を見ながら、新たな作物選定については生産者と十分に相談してまいりたいと思っております。

キュウリ以外の吸収されやすい作物の検査についてでございますが、キュウリ以外で吸収の高い作物としては、ニンジン、ジャガイモなどがありますが、県では現段階でキュウリ以外の作物について実施する考えがないようでございます。なお今後、実施の方向性が出された場合には、本市としても協力してまいりたいと考えているところでございます。

県産米安全生産推進事業、いわゆるカドミウム調査についてでございますが、平成 14 年度の県産米から食品衛生法の基準値を超えるカドミウム濃度が検出されたことから、県において緊急に県産米安全生産推進事業を立ち上げ、平成 15 年度から 17 年度までの 3 年間で県内の休廃止鉱山下流域 450 カ所の立毛調査を実施し、実態把握と事前調査により汚染米の流通防止を図ることになったものでございます。本市におきましても、廃鉱となった幸生銅山を上流に抱える熊野川があり、この水系にかかわる地域が調査対象になると考えられますので協力をしてまいりたいと考えております。

次に、土地利用にかかわる問題でございますが、一つは、建築基準法に照らしての問題でございます。

御質問の建築物は本町に新築されるホテルのことと思いますが、このホテルの建築確認申請が市に提出されたのが、昨年 11 月 27 日でありました。御案内のように、建築物を建築しようとする場合は建築基準法の定めにより、県の建築主事の確認を受け、確認済みの交付を受けなければならないことになっているわけでございます。建築確認については、申請窓口である市を経由して山形県の建築主事が確認することになっております。市では、申請に係る建築物が容積率、建ぺい率、道路斜線、隣地斜線、日影規制など、建築基準関係規定に適合しているか、さらに敷地、接道等の現状調査を行うなど、事務処理を行い、確認機関である県に進達する流れになっております。

本件においても、これらのチェックを行い、一部不足書類があったことから、平成 14 年 12 月 3 日に正式に受け付けし、翌日、県の西村山総務建築課に進達しておるわけでございます。県においては、建築主事による建築基準法や山形県建築基準条例の諸基準に基づく審査を経て、12 月 27 日に建築確認の通知がなされてい

るところでございます。また、電波障害防止に関する誓約書並びに対策協議報告についても市の指導要綱に基づき提出されております。

市の行政指導であります。本件の建築確認申請された段階で、10階建てという市内でも初めての高層建築物であることから、建築基準法や県建築条例の規定による要件を満たしていても、後にトラブルのないようにと考え、建て主に対し近隣住民に説明会を開催するよう口頭であります。行政指導として要請をしていたところでもあります。

建て主側からは、近隣住民個々に説明しており、問題はないと報告を受けていたところでありましたが、本年の1月14日に近隣住民の1人が担当課に見えられ、ホテル建設による住環境や防災上の影響、不安などについて相談を受けたことから、まだ近隣住民への周知が不十分と見受けられましたので、近隣住民への事業説明会を開催するよう担当者から建て主に対し、再度要請をしたところでもあります。

そんな中、1月22日の市長相談日にホテル建設に伴っての問題について、近隣住民十数名が市役所に見えられ、建て主に要望書を提出していることや、地域住民の不安解消のために行政指導をしてほしいなど、私が直接相談を受けたところでありました。私としても早速建て主から状況を聞くとともに、近隣住民への事業説明を行い問題解決に当たるよう、要請をしたところでもあります。建て主側では、市担当課からの説明会開催要請と近隣住民からの要望書提出を受け、1月26日に説明会を予定されており、市としても注目をしていたところでありました。

その結果について、建て主からの報告を受けるとともに事業説明を受けての住民側の代表の話をお聞きするに、住民がまだ納得されていない状況も見受けられたことから、私の方から地域住民の生活環境、特に日影時間が短縮になる設計見直しを決定していただくよう要請をしたところでもあります。

その後、建てる位置を南側にスライドすること、それから、高さを低くすることにより沼川を挟んで北側民地への日影時間を短くする設計見直し案、さらにブラバシーの保護からもホテルの1、2階の部分の窓に目隠しを取りつけること、さらに車と歩行者の安全の確保のため一龍橋の改修も考えること等、そういう案が出されて、先般2月11日に市の担当者も同席する中で2回目の説明会を実施してもらったところでありました。

この2回目の説明会で、さまざま意見は出たようでありましたが、一定の理解は得られたように報告を受けておるところであります。ただ、住民個々にそれぞれ違う不安を抱えている方もおられるようであり、また、建築物が形をあらわさないとうからない問題もありますので、建て主側は、今後においても近隣住民からの申し入れについて、誠意を持って対処することと、市に相談窓口を開設することを約束し、住民側もこれを了解して説明会を終えているところでございます。

御質問の今回のようなケースが発生した場合、今後行政としてどう取り組んでいくかということですが、これまで、本市における中高層建築物は、フローラSAGAEの5階建て、高層共同住宅で7階建てが最高であり、今回のような住民とのトラブルもなかったのが現状でございます。現在、本市における中高層建築物に関する指導要綱としては、中高層建築物等による電波障害防止に関する指導要綱を県内でも他市に先駆けて昭和59年9月に定め、地盤面から10メートルを超える建築物による放送電波の受信障害に対し、紛争を未然に防止しているところでございます。

電波障害以外の諸トラブルを未然に防止する方法としては、中高層建築物を建てることの情報について、市に建築確認申請が提出される以前に近隣住民に対して知ってもらうこと、事業計画を理解していただくことがまず必要ではないかと思っております。全国的に高層建築物の建築に関する住民訴訟が数多く発生しており、県内においても問題となったケースもありますので、本市においても高度な市街地が形成していく過程で、住民の生活環境を守ることは重要なことでございます。

これを機会に行政側の指導等について、他市の方策も調査研究し、現在定めている電波障害防止の指導要綱に日照障害等も対象にした要綱を検討してまいりたいと考えております。建て主側にも事前に建築物を告知す



る看板等設置をするとか、関係周辺住民の居住環境に及ぼす影響等に十分配慮する責務を持っていただきたいと考えております。

次に、開発指導要綱についての御質問がございましたので、お答えいたします。

開発行為で設置された公園が、いまだ市に帰属されず所有権が開発行為者になっているが、その後の進捗状況はどうなっているかという趣旨の御質問かと思えます。この質問につきましては、平成9年の12月議会でもなされているところでございます。

当時、開発行為に設置された公園で市に帰属されていないものが2カ所ございましたが、うち1カ所については市に帰属する方に対し市に帰属されるよう、要請をしているところでございますが、いまだ、市に帰属されていない状況でございます。

この公園は、昭和53年に開発許可を受け整備されたもので、当時はその後においても段階的に隣接する地域を開発区域として拡大していく計画があったようで、その間、この公園を開発行為者が管理することで所有権も開発行為者名義になっているものであります。この公園は、開発許可基準にのっとった施設であり、土地を求められた住民が利用される公共施設でありますので、他の目的に利用されることにはならないものでございます。開発行為者が最近亡くなられておりますので、今後相続された方と公共施設であるこの公園について、市に帰属されるよう協議を進めてまいりたいと、このように思っております。以上です。

佐藤 清議長 高橋議員。

高橋勝文議員 答弁、まことにありがとうございました。若干だけ、2 問の方で要請等も含めてさせていただきます。

最初に、食の安全安心でありますけれども、先ほど市長の方から出なかったと、さらには出るような土壌環境でもないということで喜んでおる中でありますけれども、きょうの新聞等を見ても、県議会の中では作付転換指導の中でそれに要する費用についての、県の方での支援策を検討するやの記事があった中であります。私は、ここで申し上げておきますけれども、作付転換誘導された作物が生産の増加につながって、需給バランスを崩して市場価格が生産費を割るようなことにもつながるおそれがあると、そのように私は理解をします。

例えば、キュウリからトマトなどへの転換は、トマトが生産過剰の憂き目に遭うということで、トマト栽培者は平成 16 年度の販売について非常に心配されるということも私考えておりますので、質問ではありませんけれども、そのような見方もあるんだということもひとつお話だけさせていただきます。

それから、土地利用についてでありますけれども、今回の地域住民の不安はどこから出てきたのかなと、こう思って、考えてまいりますと、自分の区域、そして自分が持っている土地などがどのような用途区域に入っているのかわからないということから問題が出てくるのではなからうかと思う次第であります。

建築基準法など、そして日影の規制などは、用途区域によって大幅に差があるわけであります。住居区域は住居区域の制限があって、商業区域は商業区域の制限があると。自分が住んでいるところが第 1 種とか第 2 種とかそういう住宅エリアであるという認識から、商業区域がその図面の中でもある中で、そういういろんな御意見が出てきたのではなからうかと思っております。

先ほど、市長からさまざまな視点の中で今後とも他市の調査などを研究しながら日照障害なども加味して、という一つの答弁があったようでもありますけれども、私は、今地域の方々にあなたは用途区域の中でどの用途に居住しているんだかということ、もう少し市民に対して教える必要があるのではなからうかと思っております。余り規制が厳し過ぎますと寒河江のまちづくりにも支障を来すという反面もあるわけであります。よって、その辺のバランスが一番大変だと思っております。何らかの手法であなたはこういう地帯に住んでいるんですよと、ここは準工とか、それから商業エリアになっているんだよというようなことを示す、指導する、お知らせする一つの広報などもすればよいのではなからうかと、このように思う次第であります。その辺、御検討方、お願いできれば幸いです。

そして、いまだ開発行為の中で市の所有になっていない公園等につきましては、さまざまな事情があると思っておりますけれども、時間かかると思いますが、課税もされていない土地でありますので、その辺前向きに対応していただければ幸いです、このように思っております。市長、答弁あればお答え方、お願いいたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 御意見、御提言がございました。自分が居住しているところの商業区域、住居地域とか工業専用区域とかと、こういうようなことについてもっともっと徹底してこれからの建て主なり、あるいは関係住民に周知徹底することが望ましいのではないかと、いろいろなトラブルが出る前にそういうものを徹底しておく方がよいんじゃないかなという御意見でございますが、御趣旨わかりましたので、何らかの形をとりながら考えさせてもらいたいと、このように思っております。

それから、開発行為でつくった公園はもうみんなの公園として使っておるわけでございますから、相続者の方にもなおお話しして市に帰属するように御協力いただきたい旨をお話し申し上げたいと思っております。以上です。

## 松田 孝議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 8 番、9 番、10 番について、2 番松田 孝議員。

〔2 番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 私は、日本共産党を代表し、多くの市民の意見や要望をもとに、以下、通告内容について市長並びに教育委員長に順次質問いたします。

まず最初に、通告番号 8 番、行政改革について伺います。

今、私たちは未曾有の変革のときを迎え、暮らしは歴史的な試練にさらされています。いわゆるバブル経済の崩壊に伴う長期にわたる景気の低迷と後退、さらには将来への不透明感と高齢化少子化の到来を理由に、国は医療、年金、介護、雇用保険など社会保障の改悪に次ぐ改悪で国民に負担増と給付の削減を押しつけています。

その一方で、市当局も財政難を理由に平成 8 年度に寒河江市行政改革大綱を策定し、推進を図るために、平成 10 年 3 月から実施計画をもとに行政改革を行ってきました。この間、行政改革推進のための重点事項第 2 項、時代に即応した組織機構の見直しで、住民の声を無視し、白岩出張所の廃止を強引に実施してきました。行政改革の名のもとに、さらに追い打ちをかけて平成 13 年 5 月に新たな行政改革の目標を示しました。

この背景には、むだな大型公共事業に熱中してきたこれまでのやり方が自治体の借金を膨らませて完全に行き詰まっているのに反省もせず、大型開発を温存し、そのツケが福祉、教育の新たな切り捨てに向けられています。寒河江市が独自で行ってきた幼児学級も今年度限りで 4 地区すべての幼児学級が廃止されるなど、市民に新たな負担が次々と押しつけられる事態がここ数年続いています。

さらに、2 月 6 日の新聞報道によれば、行革推進会議で税務課の地籍調査係を本年度末で廃止すると報道されました。調査を待ち望んでいた農地や山林所有者は強い衝撃を受けるとともに新たな不安を抱えています。明治時代の地祖改正によってつくられた字限図と代々語り継がれてきた境界が時代とともに不明確であったり、測量も不正確であったり、さらに土地登記簿に記載されている内容の違いなど、所有者もその実態がつかめない状況になっています。

新たな問題として、山間部では農林業の衰退で土地に対する執着心が薄れ、隣接者や所在地もわからないまま親から相続し、税金だけを払い続けている土地所有者が増加しています。

国は公共事業などを円滑に進めるために、土地の面積や隣接地の境界などを正確につかむことを重要として、国土調査法を昭和 26 年に制定しました。寒河江市も地籍調査事業を昭和 47 年度から国県の補助を受け、高屋地区から順次調査が行われてきました。市民は、こうした事業が行われることで隣地との境界確認や、土地の正確な位置と面積が正確になったことで土地に関するトラブルが少なくなったとの声をよく耳にします。特に山間部では土地の確認作業に苦勞したこともあって、極端に減少しています。調査を終えた地権者は、生涯安心して子や孫へ継承できると感謝しております。

ところが、31 年も続いてきた事業を当局は住民の意見を聞くこともなく行政改革推進会議で一方向的に地籍調査を休止、また、地籍調査係を廃止するなど、非常に強引で住民不在の強権政治そのものであります。地籍調査の休止理由は一定の役目を果たし、残ったのは山間部だけで、作業が非効率的な面も多く経費がかさむためだとしていますが、それは、当局の勝手な理由であり、市民はどこに住もうとも公平な行政サービスを受ける権利があります。調査を打ち切られた地域住民からは、個人所有分だけでも調査をしてほしいとの要望が数多く出されています。

そこで、伺います。調査を待ち望んでいた市民の声を無視することでなく、地籍調査の手法や事業メニューを変え、継続する方向で再検討をすべきと考えます。

また、地域間の行政バランスを補うためにも、未調査部分について、特に土地所有者から土地調査の申し出があった箇所については少なくとも要望に沿って答えていくべきだと考えます。

以上、2点について新年度から救済措置として事業化に向け再検討すべき課題と考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号9番、福祉政策について、憩いの場「老人福祉センター」の諸課題について伺います。

今、我が国は人口の高齢化がすさまじい勢いで進んでいます。国際的に高齢者の比率が人口の7%を超えるとその社会を高齢化社会と呼び、それが14%を超えると高齢社会、さらに高齢者の比率が2割を超えるとまさに超高齢化社会だとしています。既に寒河江市も超高齢化社会に入っており、久しくなっています。

ところが、老人福祉センター施設のある白岩地区は、昨年4月1日現在で高齢化率が31.7%に達しております。高齢化の進行の中で、ひとり暮らしや、夫婦世帯、老人のみ世帯などが年ごとに増加してきています。こうした高齢化の中で地域住民の老後の不安はますます深刻化してきています。今、高齢者に豊かな社会とは何かと尋ねると、安心と楽しみがあれば満足だと言います。安心、すなわち福祉を利用することと保障されることだとしています。楽しみは身近なところの娯楽施設や温泉施設が一番だと言います。

高齢化が進む中で、高齢者が不安や悩みなど社会的要望の変化などに対応できるよう、生きがい対策として、国などの補助を受け寒河江市も老人福祉センターを昭和50年11月に設置しました。この施設は、地域の老人に対し、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人が明るい生活を営まれることを目的に全国1,826カ所に設置されたということであり、あります。

ところが、私たちの周辺では超高齢化に伴って老人福祉サービスのメニューは多様化していますが、問題は利用者が増大し、サービスや施設整備が追いつかない状況となってきています。反面、老人福祉センターなどの既存の施設では利用者の伸び悩みの問題も抱えています。このたびの平成15年度の市政運営に臨む市長の施策の中で、介護保険制度との一体的な運用を図り高齢者の生きがいづくりや介護予防など、在宅高齢者の自立した生活を支援していくとしています。

そこで、市長に伺います。今、老人福祉センターの運営状況を見ますと、開設以来、施設の開館時間が午前10時から閉館午後4時までとなっております。設置以来、28年間もこうした運営を続けてきていますが、住民サービスの点でもっと積極的にサービスを提供するように改善を図るべきだと考えます。最近の社会情勢、生活様式の変化と介護保険制度による福祉サービスの展開などで、高齢者だけでなく国民全体が健康に対する意識が強くなっている中で、施設利用目的の幅が広がってきています。

これまで、施設は老人クラブなどの高齢者団体が主に利用していましたが、ところが最近は、個人で健康のために温泉入浴を楽しむ市民が多くなってきています。特に、地域住民からは老人福祉センターの時間延長、特に入浴時間の延長を望む声が多く出されています。市民浴場を初め、他市町村の温泉施設などは全く利用目的の違いは承知していますが、ほとんどの施設では早朝から夜9時までの営業時間となっております。

また、ここ数年の間に市役所の時間延長、保育所の時間延長を初め、学校施設までが市民に開放されるなど、それぞれ市民の声にこたえていく時代となってきています。同施設も広く地域住民に開放するとともに地域住民の声にこたえ、利用時間の延長をすぐには実施すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、施設利用料について伺います。

現在、老人福祉センターの施設利用は午前10時から午後4時まで1日利用しますと使用料が300円、半日利用で150円となっております。この料金は老人福祉センター施設の中の浴室、娯楽室、集会室などを含んだ料金設定になっています。利用者からは、セット料金となっていることで入浴のみの利用者からは割高な料金になっているとの声が出ております。

他市町村の料金徴収内容を見ますと、浴室とその他の娯楽室や集会室をそれぞれ分割し、入浴のみの利用者

には格安な料金を設定している町もあります。高齢者の自立支援対策の一つとして、老人福祉センターの利用料金の改定を実施すべきと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 10 番、スポーツ振興について教育委員長に伺います。

スポーツ活動は、健康の保持、増進、体力の向上のみならず、精神的な充足感をもたらすとともに新たな出会いや交流を生み出しています。

また、今日の社会では、人々がスポーツに親しむことは各人の自由な営みでもあることから、スポーツも多様化し、それぞれの専用施設のニーズが高まっております。

近年、若年層を中心にローラースポーツの一つであるスケートボードやバスケットゴールなどが全国的に流行し、本市においてもその人口は増加傾向にあります。スケートボードは人と競技をしなくとも十分楽しいスポーツで、自分のテクニックレベルを確認し、より高度なテクニックを遊びながら他の人から習得し、わざを磨いていくスポーツだと聞いています。それと並行してバスケットゴールを家庭に備えて、今、流行しているスリー・オン・スリーなどのゲームを楽しんでいる青少年や家族を見かけることが多くなってきています。

現在、寒河江市では屋外スポーツ施設として野球場、陸上競技場、テニスコートを初め、高齢者向けのゲートボール場、多目的広場や緑地公園などが整備されていますが、ローラースポーツやバスケットゴールを備えた施設や公園は全くありません。また、これらの遊びは陸上競技場や学校のグラウンドでは兼用して楽しむことはできないために、私たちの周りでは数年前から施設などの舗装された駐車場や公園の片隅で、練習をしている青少年の愛好グループなどをよく見かける機会が多くなってきています。

ところが、駐車場は常に車が入り出る場所でもあり、車との接触事故や公園の一般利用者との間にもトラブルが心配されるなど、お互い不安を抱えている状況であります。しかも、青年たちは、これらの場所を利用しているが、管理者からいつ追い出されるか不安でたまらないと言います。一日も早く安心して利用できる専用施設をつくってほしいとの切実な声が出てきています。青少年の間で人気の高まっているスポーツ、スケートボードやバスケットゴールを利用してスリー・オン・スリーのできる施設整備を検討すべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

また、青少年の愛好者グループが、今、望んでいるのは競技用施設ではなく、身近な場所にいつでも自由にレジャー感覚でスポーツを楽しめる多目的広場の設置を望んでいます。今、寒河江市では目的がない休眠状態の土地や、使用の位置づけがなっているにもかかわらず、ほとんど利用されていない多目的広場などがあります。陵西地区で言いますと西部地区公民館前の多目的広場や、開発公社所有の JR 高松駅前の土地などのほかに、市内には随所にこうした土地が点在しております。こうした休眠状態の土地を利用して若者が自由にスポーツを楽しめる施設の整備を図っていくべきと考えますが、教育委員長の見解を伺いたいと思います。

以上で、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、地籍調査事業でございます。

御指摘もございましたが、本市の地籍調査事業は昭和 47 年度に着手以来、今日まで 31 年間の長期にわたり取り組んでまいりました。

事業の実施状況につきましては、本市の全体面積 139.08 平方キロメートルのうち、国有地や河川などを除いた全体面積の 80%に当たる 110.87 平方キロメートルを調査対象として、1 筆ごとの所有者、地番、地目、地積の調査測定を行い、その成果として地籍図及び地籍簿を作成し、不動産登記に反映してまいったところでございます。平成 14 年度末での調査実績見込みは、調査対象面積に対し約 59%の進捗率となる予定でございます。これは、県平均の 44.8%、全国平均の 44.5%、これは平成 14 年の 4 月現在でございますが、を大きく上回る実績となっているところでございます。

御案内のように、地籍調査事業の目的の一つは、土地の権利関係の明確化、二つには、公共事業等の円滑な実施を可能にするための土地に関する基礎資料の作成、三つ目には、公租公課等の負担の公平化を図ることありますが、本市においては、住宅地域及び平場の農地については全地区において完了していることから、事業の目的については、ほぼ達成できたものと理解しているところでございます。

御質問の残りの 40%の対応ということですが、面積としては、約 46 平方キロメートルになるわけですが、内訳は山間部の各財産区等の所有を含めた林地が 7 割以上で、他は現況が遊休農地であったり、耕作放棄のため事実上、原野化されている農地がほとんどであると考えております。これらの土地は、売買による移転や地目、筆界等が現況と大きく変わっていてもその登記手続がなされていないことから、一つには所有者の権利関係が複雑になっているケース、二つには開墾地などについて所有者の土地の管理や相続手続が不備のため、所有者自身が自己所有地を明らかにできないなど、調査の事前準備や境界立ち会いなどの段階で相当の時間、これまでの実績ですと最低 3 年以上と労力が必要とされることから、調査の実効性や作業効率上も非常に困難が伴う場所と考えているところであります。

一方、このような未調査区域であっても、現在登記されている字限図や登記簿については、法的に有効であるわけでございますから、これらの土地に関しての一般的な土地取引などの事業行為は可能であると考えております。また、これらの区域においては、大規模な公共事業や土地利用の具体的計画なども現時点では特に把握されておりませんが、仮に公共事業等が実施されることになる場合には、通常はその事業の実施主体で現地測量や登記手続などを行いますので、結果的に地籍調査と同等の効果を持つことになりまして、また、農地としてこれまでどおり使用することについても何ら支障がないことから、地籍調査が未実施であっても現状は特に不利益が生じることはないのではないかと考えております。

このようなことを踏まえて、昨今の行財政を取り巻く厳しい状況をかんがみ、平成 15 年度以降は、未調査区域に対する新たな現地調査は行わないこととし、また平成 16 年度以降は当分の間、本事業を休止することにいたしましたところでございます。なお、平成 15 年度は今年度現地調査を実施した幸生地区の事業成果について国からの承認を得た上で、当地区の地籍簿と地籍図の登記事務を行うこととしております。また、これまでの事業実施済地区における苦情処理などに関する相談業務等については、今後とも継続して対応してまいることとしておりますので御理解を得たいと思っております。

次に、老人福祉センターについての課題についてお答えいたします。

本市の老人福祉センターは高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに健康の増進、教養の向上及びレクリエーションなどのための便宜を総合的に供与する施設として昭和 50 年の 12 月に開設したものでございまし

て、その後昭和 57 年度には付設作業所を、昭和 63 年度には屋内ゲートボール場を開設し、多くの高齢者に利用され喜ばれているところでございます。最近の利用状況を見てもと年間 1 万人を超えております。1 万人ですから 1 日平均約 30 人でございます。市外の方の利用が若干減少しておるものの、まだ多くの市民が利用している実態にあるかと思えます。

御案内のとおり、施設の利用時間は午前 10 時から午後 4 時までとなっておりますが、これは温度 22 度の源泉を入浴可能な湯温まで加熱しながら浴槽をいっぱいにするのにおよそ 2 時間を要し、利用終了後の清掃や翌日の準備におよそ 1 時間を要することと高齢者がセンターに集い、種々の活動を行うのに最も適当な時間帯として設定したものでございます。

施設を広く地域住民に開放し、温泉の利用時間についてもこれを延長してはどうかという御質問でございますが、老人福祉センターは、高齢者に対する健康増進その他の各種サービスを総合的に提供することを目的としたものであり、この設置目的に照らしますと、一般に開放するような施設ではないと考えております。

浴場についても、施設利用の一つとしての入浴でありますので、一般開放や利用時間の延長は考えておりません。仮に、時間延長するとしましても、どの程度の利用が見込まれるか、また、そのための経費増大はどうなるかの両面を考えなければなりません。さらには、機械設備の性能から見て時間延長に十分対応できるかの検討や、施設管理の人的体制についても見直す必要があります。

本年度の 1 カ月ごとの浴場利用実績を見てもと、多いときで 1 日当たり 40.5 人、少ないときでは 10.6 人でございます。時間延長したとしましても、利用者は近隣者に限られ、大きな伸びが期待できるか疑問であります。これらのことから、当面は、現状どおりの利用時間としていきたいと考えておりますので、これまた御理解いただきたいと思えます。

平成 15 年度には、給湯・給水等の配管や浴槽の改修、シャワー等の機具の取りかえ及びトイレの洋式化工事を実施することにしております。一層気持ちよく過ごしていただけることになりまますので、さらに多くの方から利用していただくことを期待しているところでございます。

それから利用料金の御質問がございました。

老人福祉センターの利用料金につきましては、集会室利用料とか、娯楽室利用料など個別の利用料として設定しているものでなく、施設全体を低額な料金で利用できるように設定しているものでございます。他市町村では格安の料金だとのことでございますが、施設の規模や管理運営費なども違いますし、それぞれの考え方によって料金設定されているものでございますので、一概に割高とか割安とか言えないのではないかと思います。金額的にも現在のセンター利用料金が高過ぎるとは考えられませんし、今後とも現在の利用料金を維持してまいりたいと思っております。以上です。



佐藤 清議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 スポーツの振興について、まず、ローラースポーツについてお答え申し上げます。

ローラースポーツには、ローラースケートや車輪が縦一列に並んでいるタイプのインラインスケート、一枚のボードに車輪がついたスケートボードなどがあり、ストリートスポーツと呼ばれ、舗装された駐車場や公園など適度に人目のある場所での若者の姿が見受けられます。専用のリンクや設備には 1,800 平方メートル程度の面積と路盤仕上げが重要な要件とされております。規模が小さい 800 平方メートル程度の多様なセクションを設置したスケートパークを整備するにしても多額の費用が必要となります。

教育委員会として、西部地区多目的運動広場等を考えた場合、ローラースポーツに利用するためには、平坦な同時刻に重要な要素としてかたさが必要であります。適度な硬度がなければ滑走のみならず、ジャンプなどに耐えられなく、ローラーの滑りにも影響があると言われていたことから、整備には多額の費用がかかると思っております。

また、競技を行う上での安全や騒音の問題等もあり、他のスポーツと併用することは困難であると考えております。

次に、バスケットゴールについて申し上げます。1891 年アメリカの Y M C A の教官によって考案されたバスケットボールは、大正 9 年ごろから全国に普及し始め、山形県への移入は、大正 12 年冬、文部省のボール運動普及講習会を受講した寒河江小学校訓導中郷の菅野市郎氏によって伝達されたことから、本市では山形県のバスケットボール発祥の地となり、現在まで盛んに行われ、優秀な成績、人材を残すとともに、本年では 41 回を数える市長杯争奪市民大会にも 22 チームが熱戦を繰り広げました。

御質問のストリートバスケットボールは、アメリカ等で盛んに行われておりますが、学校体育を中心に普及してきたバスケットボールに比べスリー・オン・スリー、ストリートバスケットボールですが、イベントの中の一つとして実施されている状況があると思えます。

また、バスケットボールは、昭和 30 年代から外での競技は少なくなり、さらに学校を初め、施設の整備が進み、現在ではアウトコースでのバスケットボール競技はほとんど見られなくなりました。このことはスリー・オン・スリーにも言えることであり、屋内のコートでも十分楽しめることから、学校や体育施設で対応できると考えております。

したがいまして、西部地区多目的運動広場へのバスケットゴール設置についても、スケートボードと同様に、コート整備も必要になることなどから困難であると考えます。

教育委員会としては、若者や市民のスポーツニーズにこたえるため、学校開放等も進めておりますが、さらにいつでも、どこでも、だれもが自由にスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの設置に向け、これらのスポーツニーズにこたえるべく取り組みを進めているところであります。以上です。

佐藤 清議長 松田議員

松田 孝議員 どうも御答弁ありがとうございました。

では、第 2 問に入らせていただきます。

この地籍調査の中身なんですけれども、私の言っていることと市長の言っていること、ちょっと違うみたいな感じするんですけれども、私は、これまで寒河江市全体、約 60%をやってきた経過を言って、それを残った部分をやはりやってほしいというのが市民の要望なんです。この残った部分は、結局市長は、手続の問題とか、調査に時間がかかるとか、こういう問題を盛んに言われましたけれども、実態として今までやってきた地域もこういう問題、同じ問題は抱えていたわけです。

特に山間部に入るとこういう問題は深刻に今なってきました。高齢化に伴ってやっぱり後継者もない状況の中で、この問題は本当に市民は深刻です。ですから、これを継続してもらいたいという、新聞記事を見て要望を出している市民が数多くおります。やはり、こういう声をもう少し調査した上で廃止とか休止を決定してもらいたいなとは思っているんですけれども、余りにも唐突に出てきた問題です。

こういう問題は、この前も幸生の方といろいろ話した中で、幸生も地区の財産区を開放した中で地籍がまだきちんと終わってなくて、平成 14 年度で大体 6 割方終わったということなんですけれども、あと 1 年すれば全部終わるということで、大変、幸生地区の住民は心待ちにしていたんです。ですから、担当の課にもそういう申し入れはしてあるということなんですけれども、事実、こうした問題が非常に山間部は深刻化しているんです。どんどん人口が流出しているもんだから、今、この時期にやっておかなければ将来的に自分の土地が全くわからない状況になってくるようであります。

この辺ももう少し住民の声を聞いて、できれば第 1 問で申しあげたとおり、やはり要望のある地区あるいは個人の所有地に対して、こういう救済措置をとっていく必要があるのではないかと私は考えます。この辺の考え方について、これまでの休止という言葉は確かにいいんですけれども、結局、将来、全然やらないということにつながるのではないかと私は思っています。全体的に、県とか国の調査平均よりは寒河江市は相当進んでいると市長はしていますが、実質残された部分は本当の山間部で広大な土地なわけですから、これをやっぱり今の時期にぜひ確認してもらおうように、地域住民の声に対して市長はどう考えているのか再度お聞きしたいと思います。

それから、老人センターの時間延長と料金についてなんですけれども、この国の示した老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営に関してなんですけれども、この国の制度の中で時間設定はきちんとなっていないんですね、これは自由で、その自治体で運営する場合にあっては条例で定めるということになっているんです。だから、どういう扱いをしてもいいような条件になっているんですね。そうして今、高齢者も非常に忙しい、老人世帯とか、高齢者世帯が白岩地区などはほとんどですけれども、そういう人たちが非常にいろいろな面で生活していく上で忙しいという人が多くて、日中の 4 時ころまでなんてとても入浴できない、あと周りの世間的な目もあるし、やっぱりそういう問題で何とか時間延長して、夕方の落ちついた時間に入りたいという地元の声もたくさん出ております。

ただ、先ほど市長が言われましたけれども、経費の問題とかボイラーの問題、いろいろな課題はあるでしょうけれども、やっぱり市役所なんか夜間延長もやっていることだし、やはり住民にこたえている部分も相当出てきているんですけれども、なぜ高齢者に対してもう少しこういう考え方を柔軟にしていけないのかなとさっきの答弁を聞いて、ちょっと不思議に思ったんですけれども、これだけの高齢化社会になって、もう少し老人を大切にするためにお年寄りの意見を聞いてきちんとこたえていくべきだと思っております。ですからこの時間延長などもすぐではなくても、さっき、市長が言われましたけれども、センターの設備とかいろいろ改造なされるわけですから、その際にやはりこうしたことも含めてリニューアルオープンというか、そういう形を

とれば非常に住民に喜ばれるのではないかと私は思います。

今、西川町の例を出しますけれども、この同じ老人福祉センターで営業時間が午前9時から午後9時までやっております。この施設もやはり数年前に新装したことによって時間延長と料金設定なども変えた状況も記載されていますけれども、この営業時間とか、使用料なんていうのは自治体で決めるべき問題だと私は思っているんで、こういう老人対策の面できちんとした時間延長出ているのであれば、7時とか9時までとかそういう時間帯を設けていただきたいと思いますなと思っております。

あと、使用料の問題ですけれども、この老人福祉センターの運営について見ますと、老人福祉センターの利用料は、原則として無料にするとあるんですね。それを寒河江市は今現在300円取っているわけですけれども、この300円取っている内容はどういう名目で取っているのか、これをお聞きしたいと思います。国の方針では、原則として無料であるということが出ているんです。ただし、利用に直接必要な経費を下回る額であったならば徴収もできるとしてあるんですね。ですから、この利用に対してなぜこの300円が必要なのか、そのことをお伺いしたいと思います。今、ここの施設センターの利用者が平成13年度で1万566人ですけれども、この施設利用料金が年間287万円くらい入っているんですね。ですからこの経費というのはどういう部分の経費を示しているのか、お伺いしたいと思います。

あと、この施設が一体となっているもんだから全体で徴収しているんだという理屈なんですけれども、今、寒河江市で老人の生きがい対策として生きがい活動支援通所サービス事業をこの施設でやっているんですけれども、この生きがい活動支援通所サービスを利用するに当たって参加者が700円負担しているんですけれども、このときもこの施設を利用しておきながらふろに入るのに新たに150円負担して入らなければならないんですが、こういうちょっとした矛盾が老人の中にいろいろ広がっていて、なぜ施設を利用しているのに新たな150円を出さなければならないのかと不思議がっている人もいますね。だから、この辺もやはり入湯は入湯、施設は施設で分割して利用料金を設定すれば、こういう問題がなくなるのではないかと私は考えますけれども、市長の分割に対する考え方、もう少し検討していただければなと思っております。この辺について市長の再度見解を伺いたいと思います。

あと、スポーツ施設の問題なんですけれども、今、やっぱり若い人はいろいろなスポーツに気軽に入ってくる状況があります。そしてまた、それにこだわらずに短期間で習得されるような、もし高校時代にある程度マスターすれば、それが青年になればやらないとか、そういう考え方で今の若者は進んでいるようで、なかなかこうした専用の施設を要望しても声が届かない状況が私はあると思います。ある程度の協会とか団体があれば、そういう声にこたえていく準備は教育委員会あたりは考えているんでしょうけれども、一部の集団的なものは、一過性とまではいかないんですけれども、そういう状況で、なかなか市民というか、行政の方に意見が伝わらない状況にあると思います。

今、このローラースポーツを文化センターの駐車場で非常にやっておりますけれども、皆さんも御存じだと思っておりますけれども、非常に初めて行く人はびっくりするような現場にも当たるし、非常に周りの人は心配されているんですけれども、こういう人のためにもやはり専用の施設、あるいは公園などにこうした専門的な施設ではなくて遊びのできる施設を設けていただければ、青少年の健全育成につながっていくのではないかと考えております。

そして、こういう遊びをする人たちは非常に人間的に目立ちたい人が多いんですね。ですから、人の集まるところでやる青少年がほとんどなんですね。ですから、本来ならばこういう施設を駅前あたりとか、そういう公園施設に設置するとか、総合的な計画を立てそういう中で施設を整備していく方向性をつくっていただきたいと思いますなと思っておりますけれども、なかなか今の子供は屋内の競技は非常に積極的にやるんですけれども、なかなか外でやる屋外スポーツは一部の人というか、限られた人なんですけれども、そういう人たちにももう少し楽しむような施設を整備していただきたいと思いますなと思っておりますけれども、その辺についてももし見解あればお願い

したいと思います。

以上で第2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 地籍の問題でございますが、先ほど答弁申しあげましたのは、地籍調査の残った土地についてはこれこれの面積がありますし、こういう事情でしませんが、そういうことを申しあげたのでございまして、その辺、議員はちょっと誤解なされていらっしゃるのかなと、このように思っておりますが、るる申しあげましたのは、残った土地はどのような現状にある土地なのかということをお申しあげておりますし、そしてなぜやめたかというようなことも申しあげたつもりでございました。

そもそも個人の権利の及ぶところの土地というものは、基本的には個人でこれは管理するのが建前なわけでございまして、ですけれども地籍調査という事業を取り入れてやっておるわけでございまして、残った土地というものは非常に山間部ということでございまして、あるいは遊休地だということでございまして、もしもこれをやろうとするところには、大変な時間と労力と経費を要するんだというようなことも申しあげたところでございます。非常に現在の行財政改革の中では、こういう投資と効果というものの考え方というものは、これはとっていかなくちゃならないと、このように思っております。

それから、福祉センターについては、老人福祉センターというものには条例というものがございまして、はっきり設置、それから使用者の資格とか、使用料というのが出ておりますので、何か議員は勘違いなさっているんでないでしょうか。使用料というのは、1日すれば10時から4時まで300円、半日という考えは10時から1時まで、そして午後ならば1時から4時まで半日ということではっきり出ておりますから、時間というものは条例に明確にしておりますし、使用料についても明確にしておるわけでございまして、ですから原則として無料というようなことは、使用料となればというような話でございましたけれども、使用料というのは条例で決めなくちゃならないと、こういうことになっておりますのではっきり決めておるということをお理解いただきたいと、このように思っております。

それから、お年寄りだけじゃなくて、近隣の方々にも夜だけ開いているところを利用できないかということで、前から話があって条例にも入れているわけでございまして、平成14年度中には全然利用者がなかったと、こういうことを聞いておるところでございまして、ですから利用者がいらっしゃる、利用者がいらっしゃるという話でございますけれども、こちらの方が今言ったのは、地元の方の公民館的な利用ということで追加してあるわけでございますけれども、それらについては、平成14年中には全然御利用がなかったと、こういうことを聞いておるところでございまして。

そのほかの生きがい対策関係で行った方につきましては、ふる代別料金で150円というふうにとられるということでございますけれども、やはりこれは、私の勘違いだとすれば担当の方からも訂正してもらいますけれども、生きがい対策ということになりますと、それらに付き添って行く方々というのは、いわゆるこの福祉センターを利用する方の資格に当てはまらないということで、多分そういう取り扱いをなされておるのじゃないかと、このように思っておりますので、あくまでもこの老人センターの利用ということは、やっぱりあそこにお年寄りの方々が休んで、語らいをして、おふるに入りたい方はおふるに入ると、こういう全体的な利用ということでの料金設定だと、こういうことにならうかと思っております。残余につきましては、担当の方から申しあげたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 健康福祉課長。

安食正人健康福祉課長 生きがいの関係について今、市長から答弁あったわけですが、生きがい活動支援通所事業ということで、それぞれの地区の公民館等を利用して、いわゆる生きがい活動ということで皆さんからお集まりいただいて、踊りからあるいはゲームからというようなことでやってもらっております。その場合に老人福祉センターを利用していただいたときにはこの事業に対する個人負担 700 円については、ほかの公民館を使用いただいている場合と同じ取り扱い、ほかの公民館にはない、いわゆる温泉を利用したいという方については、すべての方ではないんですが、それらの方については 150 円のいわゆる入湯料といたしますが、そういった形で使用料をいただくと、これは他の公民館等を使った場合の生きがいの支援通所事業とのバランスの関係でもらわないわけにはいかないという内容でございます。以上です。

佐藤 清議長 社会体育課長。

〔石山 忠社会体育課長 登壇〕

石山 忠社会体育課長 スポーツニーズについてのことにお答えをさせていただきます。

社会体育課といたしましては、外のスポーツ、屋内のスポーツ、そのほかにニュースポーツ、新しいスポーツ、たくさん出てまいりますけれども、各種の競技に対応するためにそれぞれ頑張っているところでございますが、先ほど第 1 問でもお答えがありましたように、学校開放等も含めてそれらに対応してスポーツニーズにこたえていくと、そのための計画あるいは総合型地域スポーツクラブの設置に向けて取り組んでいくということを進めておりますので、その中で包含をしていきたいと考えております。

佐藤 清議長 松田議員。

松田 孝議員 地籍調査の現状の問題について、市長も大分認識しているようですけれども、認識していれば、やっぱりこういう問題は市民から多く出されているんですからその実態をもう少し調査して、やはり第 1 問でも述べたように、個別に申し込みあった人とか、そういう人に対して住民と一緒に共同でこの作業を進める方式とか、そういうのをとれば時間的な対策とか、あと財政的にも多少変わってくるものではないかと思えます。

地籍調査の事業メニューはさまざまありますけれども、いろんな制約あってなかなか難しい条件もあると聞いています。ですから、もしこういう個人的な対策を税の公平性から考えてきちんと要望あった箇所について、お互いが共同してやる方向であれば、市長もある程度考えてくれるのではないかなと私は思いますけれども、その辺についてお伺いしたいんですけれども、これは個人の財産だから、当然、個人でこれは管理しなければならないというのはわかります。しかし、今現状が市長も言ったとおり非常に深刻な問題となっているんです。私らもいろいろな問題、相続の問題からいろいろ聞いていますけれども、こういう問題をやはり行政としてそれぐらいサービスすることが必要なのではないかと思えます。ですから、この辺についてすぐにではなくても、やはり今後救済措置として検討していただきたいと思えます。

あと、この利用料とか、時間延長、この辺については、寒河江市の条例で定めてあるのは、私もきちんとわかっております。ただ、国の方針として、この料金とか時間の問題はきちんと決めていないんですね。その自治体に任せているような状態です。ですから、高福祉への社会を目指していると市長なんか話しますけれども、そういうところにこういう細かいところにもう少し心がけをして、市民から要望あれば時間延長、あとまた料金の問題とか、いろいろ改革していく問題も随分センターはいっぱいあるみたいな感じがするんです。

先ほど、利用者が全くいないという話ですけれども、利用者というのは公民館的な使い方の部分だけですね。土日の夕方までの利用時間とか、会議とか、老人関係の会議、これの利用者がいないということなんです。入浴とかを利用しないというわけではないんです。入浴をする人はもっともっと時間を延長してほしいというのが市民の声なんです。そこをきちんとわかってもらわないと、せっかく延長してもだれもいないという考えであれば、ちょっと誤解ではないかと思えます。

あと、スポーツの方なんですけれども、ローラースポーツとかいろいろ新たな施設もいろんな形でこれから全国的に整備する動きが出ております。ですから、寒河江市でもやはり、チェリークア・パークとかあいている土地が非常に大きくあります。あとこれから整備される緑地公園とか、そういうところにこうした軽スポーツなども楽しめる施設をぜひ展開していただきたいなと思えます。やはり、屋外のスポーツは今、若い人が利用する施設がほとんどないんですね。だから今、人を集客する施設なんてことでいろいろな展開を寒河江市でもやっていますけれども、そういう中にもこうした若者向けの施設を今後、事業展開するときに教育委員会の方から要望を出して、総合的な課題として今後検討していただきたいと思えます。

以上で終わります。



佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 地籍調査のことですけれども、地籍調査にかわる別な事業でメニューはないかと、こういうことではありますが、私はないと思いますし、それは無理だろうと、このように思います。

そして、個別的に希望者だけをやろうというようなことになりましたれば、これは大変なことございまして、市の事業として取り組むということはなじまないだろうと思いますし、希望者だけの土地だということになりますと、これは大変な煩雑な問題になろうかと、このように思っておりますし、そういう個別的なところということに対しての取り組む考えというものは、今のところ持っておりません。

それから、時間の延長できない理由につきましては、先ほど申しあげたとおりでございます。

それから、利用者ゼロというのは、これはあくまでも先ほど申しあげたのは和室使用料ということで、地元の方々からの御希望もあったものですから近隣者の公民館的な使用ということでの利用ということで一言ここに加えたわけでございますけれども、それらについては、全然使用がなかったと。私は何も間違っ理解しておるわけじゃございません。

以上でございます。

平成 15 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午後 2 時 4 5 分

佐藤 清議長 本日の一般質問は、この程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

## 平成15年3月7日(金曜日)第1回定例会

## 出席議員(23名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	井上勝	議員			

## 欠席議員(1名)

12番	渡辺成也	議員
-----	------	----

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成15年3月7日(金)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成15年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

## 一般質問通告書

平成15年3月7日(金)

(第1回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
11	最上川寒河江緑地整備事業について	年次計画の具体的取り組みについて 管理運営について 緑地内のビオトープの整備計画について	19番 松 田 伸 一	市 長
12	地域防災計画について	第4次振興計画では地域防災計画の見直しがうたわれ、平成11年度及び12年度決算書によると6,195,000円ですで見直しされています。しかし「寒河江市地域防災計画」の実態は、昭和59年策定当時のままとなっています。見直し作業の現状と問題点及び改善策について伺いたい	17番 川 越 孝 男	市 長 監 査 委 員
13	公平な行政執行について	下水道受益者負担金をめぐる問題点と改善策について		市 長
14	福祉政策について	「老人保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の見直しにともなう特養施設を要望の強い西部地区へ整備することについて		市 長
15	政府予算案と住民福祉の向上について	新年度政府予算案に対する長としての見解について	18番 内 藤 明	市 長
16	福祉施策の充実について	介護保険の介護度に連動する障害者に準ずる認定書の発行について 在宅酸素療法者への補助制度の創設について	22番 遠 藤 聖 作	市 長
17	入札制度の改善について	談合防止策について		市 長
18	住環境を守ることに ついて	インターネットの活用について 日照権条例の制定について		市 長

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、渡辺成也議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第 3 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐藤 清議長 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。



## 松田伸一議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 11 番について、19 番松田伸一議員。

〔19 番 松田伸一議員 登壇〕

松田伸一議員 おはようございます。

私は、緑化フェア後の 9 月議会でも最上川ふるさと公園に接する最上川河岸一帯の整備について質問いたしました。その後、市民からもさまざまな意見が寄せられましたので、提言を交えながら質問をしております。市長の誠意ある答弁を期待申し上げます。

昨年の 4 月に、仮称として「最上川寒河江緑地整備計画」の概要が説明されました。その後、地域のスポーツ振興策や多目的水面広場の利活用についての課題などに対し順次質問をしております。

緑化フェアを開催した最上川ふるさと公園、それに接する最上川緑地一帯、それに葉山、慈恩寺、長岡山、チェリーランドなどの拠点は観光スポットとしても市民の誇れる自然環境を保っております。それに最上川緑地が整備され、スポーツや自然との触れ合い、身近に触れ合える空間が創造されることは、これからの地域づくりに活力を与えるものと思う反面、膨大な費用がかかり過ぎる面もあるのではないかと危惧する市民も多くおります。

もともと河川敷は、河川の川の流下に合わせて自然が造成したものであります。上流域にダムがつくられたり、護岸にコンクリートや石積み、人工物で守られた築堤がつくられ、人間の生活領域を徐々に広めてまいりました。緑地公園が整備される地域も食糧難時代には畑として、貴重な耕作地として活用された時代もあります。これらの地域が、地域の要求にこたえ新たな活用により有意義な地域として脚光を浴びることは大変喜ばしいことであります。

でも、自然の持つ力が人間の想像力をはるかに超えたものであることは皆様の御承知のとおりであります。その地域に新たに人間の手が加えられるわけですが、今年度は測量と実施設計があり、一部では掘削工事も実施されました。自然との調和を図りながら計画は進められると思いますが、その点なども含め、どのような手順で年次ごとに工事が進められていくのかをお伺いいたします。

次に、実施設計で 15 年度、多目的水面広場の工事に着手し、後方の築堤部分の築堤に着手するわけですが、遮水幕などの関連から、下流の方から上流へと進めるものと思いますが、湧水や雨期などの関係から、どのような工程となるのか、大まかな年次計画を伺います。

第 3 に、掘削を縮小し、グラウンドや広場、芝生整備など同時進行はできないものかを伺います。

の管理運営について伺います。

地域内は約 25 ヘクタールの約 4 分の 1 が多目的水面広場になる計画ですが、水面ではカヌーの競技用として活用されるようつくられるわけですが、いろいろな問題があるように考えます。

一つは、洪水対策です。今までの洪水は、年度ごとに最高水位が高くなってきております。施設内への冠水など心配があるのかどうか。

流水面とコース内の水面との高低の違いが約 4 メートルと設定されていますが、コースへの導水方法、自然との調和を考えた場合、エネルギーや自然への負荷を少なくすることを考慮する必要があると思います。

多目的水面と流水面との高さの違いから、流水面への漏水を防ぐ方法が図られていますが、遮水幕などにどんな物質が用いられるのか。皮膜から溶け出す物質はないのか。耐用年数はどのぐらいになっているのか心配であります。

遮水幕部分の保護、雑草や沈澱物、それに風などが運ぶ水面浮遊物の始末など管理面での問題など、対策と運営経費など必要になるわけですが、計画では管理運営など提示されていませんでした。

多目的水面では、築堤、緩斜面と既存の堤防が露出しているところがあります。完成後は、当然イベントなどが開催され多くの人が集まるところ、そういうところは安全対策は欠かせません。危険防止の施設の設置などはどの程度なされるのか。事故などで設置者責任が問われる例もあり、万全でなければならないと考えます。

カヌー競技は、冬期間の開催が西日本域に集中している傾向が見られます。寒河江市主催での競技会の開催、日本カヌー連盟との競技協定や都市公園などに見られるようなレクリエーション的な遊戯用ボートなどの併用などが考えられますが、次の点を伺います。

一つ、洪水対策はどのようになっているのか。

多目的水面広場に揚水する方法など、どんな方法をとるのか。

遮水幕に何をを用いるのか。耐用年数と、それから融解物があるのかないのか。

地域内の危険防止と安全対策。

イベントとレクリエーション的活用計画。

六つ目には、利用期間と閑散期間、利用されない期間の活用などどのように考えているのか伺います。

次に、3番目の緑地内のピオトープの整備計画についてであります。

遮水シートの上に皮膜する土質、土壌がどんなもので、どのような厚さになるのか明確になっていませんが、実施計画ではどんなことを想定しているのか今のところわかりません。

皮膜する土質や厚さにより、長い年月では植生界、人工的に植えるものもあるわけですが、その植生界に思いもかけないような種類が新たに発生する場合があります。新たに造成するピオトープのところと現在のまま残すところではおのずと小動物にはすみ分けができたりします。25ヘクタールといっても、自然環境面から考えますとほんの小さな区域にすぎません。ヘビ、カエルなどの両生類ではある程度集団生息が可能かもしれませんが、トンボなど飛翔昆虫は幼虫時代と成虫時代になってからの生活様式が全く別なものになります。

そこで質問であります。遮水幕を覆う土質、それに厚さをどのように想定しているのか。

新たに植栽する樹木、低木類は鑑賞用のツツジなど考えておられるようですが、中高木などはどのような傾向の樹種、木の種類になるのか伺います。

生息する動植物、水質改良に役立つ植物群や微生物などにどんな配慮がなされるのか。

新たなピオトープを設置した場合、周辺地域の環境に対しどのような影響を想定されているのか伺います。

以上で、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 最上川寒河江緑地について申しあげます。

当緑地につきましては、都市公園事業として都市計画決定し、国の補助事業として認可を得まして、平成 14 年度から事業を進めているところでございます。

当緑地は、市民のさまざまなスポーツ、レクリエーション、自然との触れ合いの場としての整備はもちろんですが、最上川の水資源を活用したところの多目的水面広場を初め、グラウンド広場、芝生広場を主施設として整備してまいりたいと考えております。

現段階の整備期間としては、平成 14 年度から 20 年度までと考えております。

平成 14 年度事業として実施設計や測量を実施いたしまして、現在国土交通省と河川敷占用許可の事前協議を終了いたしまして、占用許可本協議中でございます。間もなく許可の見込みとなっております。占用許可を待って、平成 14 年度分の掘削工事の発注を実施してまいりたいと考えております。

緑地整備事業について、多くの質問がございましたが、順次答えてまいりたいと思っております。

まずは、これまで測量調査したわけでございますけれども、その間に樹木とか動植物はどのようなものがあったかということだろうと思っておりますが、市で調査に入った時期は、国土交通省で粗大ごみなどの不法投棄物を一掃するために樹園地の樹木伐採と粗整地を終えた後でございました。それで動植物の詳細な生息実態は把握していないところでございます。

それから、高水敷、高い水、高水敷に残っている果樹以外の樹木は、柳が 2 本、クルミが 3 本、桜 1 本となっております。また、低水敷にある河畔林には、柳が 105 本、ポプラが 7 本生育しております。また、野鳥は、ヒバリとかホオジロ、シジュウカラなどが飛来しているようでございます。

それから、工事工程と年次計画でございますが、現在のところ、平成 14 年度から平成 17 年度と考えております。

平成 14 年度、平成 15 年度は、整地工、整える、整地工、それから掘削工、盛り土工事。盛り土工事は堤防の腹づけも含めてでございますが、それから、吐出口の工事を行いまして、平成 16 年度には遮水、水を遮る遮水シート、それから布団かご工事、いわゆる蛇かごでございます、布団かご工事。それから取水口工事。平成 17 年度は、水路とか、電気とか、給水工事、園路工事、取りつけ道路工事を予定しております。

次に、グラウンド広場と芝生整備とを同時進行云々というような質問がございました。

多目的水面広場整備の掘削した土地を堤防の腹づけ盛り土工事と、それから開発公社の横道団地の造成土と、それから、緑地内のグラウンド広場や芝生広場の整地の方へ利用を考えております。そんなことから、多目的水面広場の掘削工事を先行しなければなりません。グラウンド広場、芝生広場の整地につきましても可能な限り水面広場と並行して進めてまいりたいと考えております。

それから、洪水対策ということのお尋ねがございました。

この当該の計画といたしまして、多目的水面広場、それから多目的グラウンド広場、それからレクリエーション広場を計画しておるわけでございますが、その場所は高水敷でございます、昭和 42 年 8 月の羽越水害のときの記録的な集中豪雨で冠水はしましたけれども、その後は台風や集中豪雨の際も冠水していない場所でございます。最上川の沿川でも、高台にありまして、冠水確率の非常に低い土地であると思っております。しかしながら、予想を超える大雨も確率としては考えられるわけでございますので、河川法の範囲内での川岸の盛り土整地も国土交通省と協議してまいりたいと思っております。

それから、多目的水面広場の揚水の問題でございます。最上川本流からの自然取水も検討いたしましたが、自然取水となれば、柴橋地区の此の木橋下流地点あたりからの引き込みとなり、引き込みの区間のルート確保

と占用が難しくなります。したがって、緑地近接地からのポンプアップによる揚水というものを計画しております。

それから、遮水幕、いわゆる遮水シートについてのお尋ねでございますが、遮水シートの耐用年数と融解物の有無なわけでございますが、当該緑地の地質ボーリング資料を国土交通省からいただきましたところ、現地盤の地下 80 センチメートルからは透水係数、水が通る透水係数の高い砂れき層となっておりますので、遮水シート、遮水幕、議員は遮水幕といいましたけれども、遮水シートにより漏水防止工事を施したいと考えております。

この遮水シートは、価格も安価で水に強く、膨潤力、いわゆる膨らむ力、膨潤力の高いベントナイト系シートを考えております。耐用年数は数百年であるといわれております。また、ベントナイトは、天然素材の粘土鉱物であり、無公害でございます。

それから、安全対策の質問でございますが、水際で布団かごを設置するとともに、低木樹、それから水生植物を植栽し、転落防止対策を施してまいりたいと考えております。また、高水敷の周囲には最上川本流が貫流してあるわけでございます。現況を見ますと、低水護岸や河畔林により安全が確保されている箇所と、護岸がなく水面まで急なげ地になっている箇所もございますので、国土交通省と協議しながら、これらの場所には外周管理用道路と、それから最上川のりじりとの間に低木樹の植栽や看板設置により転落が起きないように対策を講じてまいりたいと思っております。

それから、イベントとかレクリエーション的な活用でございますが、多目的水面広場の利活用につきましては、カヌー、それからゴムボートなど水上用スポーツやレジャー用具を使つての利活用となりますが、一部競技者や愛好者だけでなく、一般の方も、また初心者の方も多くの人々が利用できるような利用形態を整えてまいりたいと思っております。

それから、水面広場の規模としましては 500 メートルまでの大会を開催できる施設を計画しており、県内の大会の誘致や市内の大会等の開催、また全国規模の高校とか中学のカヌー大会の誘致も考えてまいりたいと思っております。

次に、利用期間の閑散期の活用ということについての御質問もございました。

多目的水面広場の利用者の多くは、春、いわゆる 3 月の中旬ごろから、秋、11 月ごろまでの期間と思いますが、雪の降る冬季については競技者の練習会場として、可能な限り対応できるよう検討を考えてまいりたいと思っております。

また、一部堤防敷に腹つけ盛り土する築堤からの斜面を利用しまして、幼児、子供向けのそり遊びやミニスキーなども利用できるものと思っております。それから、グラウンド広場や芝生広場につきましては、歩くスキーやさまざまなイベントを市民の皆さんと知恵を出し合つて、利活用方法を考えてまいりたいと思っております。

それから、最上川の川岸に河畔林があるわけでございますが、この周囲の河畔林については、雪原を歩くアウトドアスポーツとしてスノーシューイング愛好者、いわゆる昔でいえば日本のかんじきでございますが、こういうかんじきの大型の道具を靴に取りつけて自然散策するスポーツでございますスノーシューイングでございますが、最近ふえておりますので、これらの利用も十分できるのではないかなと思っております。

それから、ピオトープに関しての問題でございますが、まずは、多目的水面広場の遮水シートを覆うところの土質とか厚さというもののことに質問がございました。

今も申しあげましたけれども、水面広場の底には漏水防止のために遮水シートを施したいと考えておりますが、遮水シート保護のため、現地の発生する粘性土と、それから砂利を合わせまして、50 センチ程度の覆土を施す設計としております。

それから、植栽する植物についてでございますが、高水敷の緑地帯での中高木の植栽ということでござい

すが、最上川さくら回廊の一役を担う風光明媚な地域でございます。そういうことから、地元からも要望のありますところの桜を主体に、ケヤキとかクヌギとかコナラなどを考えておるところでございます。

それから、生息するところの動植物に対して、あるいは微生物に対しての配慮のことでございますが、この緑地内には極力緑資源の確保を図ってまいりたいと考えております。また、堤防腹つけ盛り土する空間や築堤斜面には芝生の吹きつけを施すとともに、水面広場水際には布団かごを積んで、多孔質、いわゆる穴のたくさんある多孔質空間をつくることで、水生昆虫と植物にも生育しやすいような環境をつくってまいりたいと考えております。また、いろいろ地元からも要望がありましたハナショウブなど水生植物の植栽も計画したいと考えております。

それから、こういう新たなビオトープを設置した場合の環境の変化ということに対してでございますが、周辺への影響についてになるわけでございますが、ビオトープを整備する箇所にはアゼスゲとかエゾミソハギ、エゾリンドウ、ヨシ、サワギキョウなどの水辺植物を導入する計画でございますが、ごく普通に水辺で見られるものを主体としております。周辺地域の環境に対する影響は少ないと考えております。

なお、ビオトープを造成することによりまして、河川空間に多様性ある自然環境が形成されることで、今以上に昆虫の生息や野鳥の飛来があるなど、よい方へ影響するものと考えております。

また、今も申しあげましたけれども、最上川寒河江緑地として占用し整備する高水敷と、それから最上川本流水面の間広がる低水敷には、河畔に広大な河畔林がございます。この河畔林には柳やポプラなどの成木が生い茂っております。そして、野鳥も飛来しておるようでございます。中には湿地帯もあります。自然観察や野外教育等絶好のビオトープエリアになるものと思っております。河川管理者でありますところの国土交通省でも、この河畔林空間というものを河川敷のビオトープゾーンとして自然観察路の整備を行い、保全、活用に努め、管理していく方針のようでございます。

以上、いろいろな質問に答弁申しあげました。以上です。

佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 丁寧なお答えありがとうございました。

新たに河川敷に沼を掘るわけですが、その出てくる土というんだか、残土というんだかわかりませんが、その土の利用方法、今横道団地に使うとかありましたけれども、それはどこのものなんですか。その残土は市で新たに買う必要があるんでしょうか。その点をひとつ伺いしたいと思います。

掘ったものをその地域に戻すのであれば、お金もかかる必要はないと私は考えるんですけれども、そういう面で、掘ったものをその広場でまた活用するということは、先ほど市長もおっしゃいましたけれども、スキーなど、そういうふうな面での活用面があるということで、単なる広場という水平な広場を単につくるのではなくて、さまざまな起伏に富んだ盛り土というか、そういうものをつくることによって、今度は利用範囲がもっともっと広まるのではないかと考えるわけです。

例えば、今パークゴルフというものがお年寄りたちに非常に人気があるわけです。そんなことも、そういうふうな起伏に富んだところをつくることによって、そういう利用範囲も広まるのではないかなと思っています。

けれども、何よりもまずそういうふうな、わざわざそこにカヌーのコースをつくっても、日本カヌー連盟にインターネットでアクセスしてみても、その競技内容とかはほとんどがスラローム競技のカヌー競技が非常にたくさん出てきますけれども、レーシングカヌーに対する要望とか開催とかはほとんどありませんでした。私は、それだけレーシングカヌーに対する競技需要というか、競技人口が余り多くないのではないかなと考えるわけです。

そうすることによって、そういうふうは無理してコースをつくるということではなくて、もっとその広場をお金をかけないで利用する方法が見つかるのではないかと考えるわけですが、その点、やはり市長はカヌーにこだわって、多目的水面広場にこだわっているのかなと思うんですけれども、もっと水面ではなくて陸地として活用できる方法を模索することができないのかなと考えるわけです。

それから、冬期間のイベント、レクリエーション的活用もするということですが、洪水対策なども羽越水害以来なかったと言われますけれども、市長もその点は心配しているようですけれども、やはり洪水が起きますと、冠水が起きますと沼地が埋まるわけです。そうすることによって、今度はたくさんの弊害が出てくるのではないかなと心配するわけです。

それから、取水の方法ですが、天然流下による取水が非常に困難だという話ですが、極小流下で水面を上げる方法として水車など考えられるわけですが、そういうふうな方法など、河口を狭めて流水を速くしてなどもすると、そんな方法もできるのではないかと考えますが、そういうことよりも、陸地として活用する方法を模索する方が得策ではないかなと考えるものです。

それから、ピオトープですが、あの一帯ももう既にピオトープといわれるようなところに、また人工の手を加えてピオトープをつくるわけですが、私は、やはりピオトープの中にピオトープをつくってしまうようなもので、費用のむだ遣いではないかなと考えるものです。

それから、野鳥の飛来がこれからピオトープをつくるとどんどんふえると言われますけれども、野鳥の中には、ムクドリとか、私たちのさくらんぼの時期にムクドリが大量に飛来して非常に困った時期もあるわけです。寒河江川の樹木をいろいろ考えて対策を練ったときもあるわけです。そうすることも当然起きるのではないかなと思います。

植栽する木などもケヤキとかクヌギとかコナラなど考えられているようですが、今まで生えている樹木は、一応親水、水に親しい木といいますが、クルミとか柳とか比較的湿地に強いものですが、クヌギなどは水質には非常に弱い、山間地域の斜面とか乾燥面に生えている木ですので、そういうものが果たして根づくかどうかは心配な面もあるわけです。

そういうことを考え合わせると、やはりもう少し費用をかけないでその陸地面を活用する方法が、もっと別な方法も模索できるのではないかと考えるわけですが、市長のお考えを伺いまして、第2問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何問かの再度の質問でございますが、あそこはあれなわけでございますが、先ほども申しあげましたように、国土交通省からお借りして占用許可を得てやるものでございまして、そういう意味で、掘削した土は買う必要はあるわけではないのでございまして、あくまでも掘削したものは公共用に使うということの話になっておるわけでございます。

それから、カヌー、カヌーといいますが、皆カヌーだけオンリーというように考えていらっしゃるようでございますけれども、今も申しあげましたように、カヌーだけではなくて、いろいろな多目的なものに使えるようにということを考えておるわけございまして、そして、堤防に腹づけしたところには盛り土するわけでございますが、今申しあげましたとおり、それなども十分にスキー場などには当然これは使えるなと思っております。

それから、あくまでも多面的に利用するという考え方でございまして、カヌーのことだけがどうも吹聴されておるようでございますけれども、そうではなくて、自然を活用した、あの土地をうまく生かしたところの公園と、水辺公園と、大きな水辺公園ということになるわけでございますので、その辺のことを御理解いただきたいと思っております。

それから、レーシングカヌーの話が出ましたけれども、どういうものを誘致してここで開催するかというようなことはこれからのことございまして、カヌーのみならず広くいろいろなものに利用できるようなことで、スポーツあるいはレクリエーションに起用していきたいと思っております。

それから、洪水の冠水を御心配のようでございますけれども、1問でも答弁申しあげましたように、最上川の水面からはかなり高くなっておりますけれども、上流の方あたりには、これも盛り土しまして、国土交通省と十分協議しまして盛り土しまして、洪水の心配のないようにと考えておるところでございます。

それから、ピオトープとの関連でございますが、ピオトープの中にピオトープというような話でございますが、いわゆるあるものは存分にこれは生かしていくという考え方でございまして、先ほど申しあげましたけれども、河畔林などは、あれは存分にそのまま残していくわけでございます。これは当然残していくわけでございます。

それから、現在の高水敷の分野、いわゆる多目的な水面広場とか、それからグラウンド広場、こういうところはもう既に畑になっておったわけございまして、自然の植生というものは非常に少ないわけでございますし、大変ごみなども投げられておったので、国土交通省の方で、先ほど申しあげましたようにひっくり返したといいますか、整地したということになっておりますので、もともともう既に自然的な植生というものは非常に少なかった場所であったと思っておりますので、ですから、そこを活用していくのであって、最上川の川辺一帯のこの河畔林はそのまま残していこうと思っておりますし、なお、新しくつくるところの公園等々につきましても、ピオトープというようなことを十分考慮していきたいと思っておるわけございまして、手をかけないで済むようなところはそのまま残していくようにしていきたいと思っております。

ですから、野鳥の生態ということにつきましても、自然の生態を壊さないように持っていきたいと思っておりますのでございます。以上です。



佐藤 清議長 松田議員。

松田伸一議員 先ほどのポンプアップのことですけれども、水中に設置して、その動力で揚水できる方法などもあるということですので、もし揚水が必要であるとすれば、そういう方法なども一応検討する必要があるのではないかと思います。

それから、遮水に用いるシートですけれども、ベントナイトを用いるということですが、そうであれば一応、ほかのものを使うのではなくて、化学的なシートを使うのではなくて、そういうようなものを使うのであれば、私も安心です。

けれども、何よりもレーシングカヌーを想定しての直線で 600 メートルということですので、競技をしないということでは、私は将来はやっていくなと思うんですけれども、そうすると、当然競技主体等どこがあるかわかりませんけれども、市が主催するか、あるいは県のカヌー協会のようなところが主催するかわかりませんけれども、いろいろ調べてみますと、参加費用というか、登録料といいますが、1 人当たり千円単位だと私は思うんですけれども、幾ら選手が大勢集まっても、その参加費だけで当然大会運営はできないわけです。そんな面の運営面での心配などはこれから考えるというようではありますが、そういうものから考えていかないと計画というものはうまくないのではないかと考えるわけです。

そんなことで、ぜひ水面を利用したいというのであれば、流域面を利用するマラソンカヌーとか、それから観光カヌーとか、いろいろ方法としては考えられるわけです。寒河江地域を流れている最上川の落差が、案外カヌーとしては、遊戯的なカヌーとしては危険を伴う水位差があるように思いますけれども、それはそれなりの活用方法としてできるのではないかと思います。

それから、カヌー競技場としてその場が活用されたとしても、私が心配するのは、カヌーは湖水面での競技が主なわけです。湖水面と、それから人工的な水深が 1.5 メートルから 2 メートルぐらいの水深であれば、競技自体のパドルに対する水の抵抗とか、それから水切れ、それから船にかかる自然の爽快感とか、そういうようなものが人工的なものであれば自然のものに比べて非常に劣ると。

そうすると、どうしても競技主体よりも練習会場としての利用価値とかそういうものが主になってくるのではないかと考えるわけですが、そういう面で、それから距離が 500 メートル、そうすると、やはり大人の 2,000 メートル、1,500 メートル、そんな場合の競技方法となれば、専門家でないともわかりませんが、ターンする地点なども両端が最低 50 メートルから 40 メートル必要だといわれ、そんなことも考えると、やはり余り競技用としての利用価値は、幅 100 メートルとしてもそんなに利用価値としては生まれないのではないかと心配しているわけです。

そんなことで、水面をもっと活用するのであれば、流水を活用して、流水面を活用して、現在の流水面を活用しての開発方法とか、ぜひ考えていただきたい。あと、あの緑地を緑地としてそのまま残し、水面として利用するのではなくて陸地として利用方法をよく考える、そういう考えの転換があるのかないかを伺いまして、第 3 問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 自然水の揚水ですけれども、あそこはやはり高水敷なものでございますから、水が上がらない、洪水の心配のないという場所でございますから、高低差があります。ですから、自然の取水というものが非常に難しいと。水を引っ張るということになりますれば、先ほど申しあげたようになりかなり上流から引っ張ってこなくてはならないということでございますから、ポンプアップの取水ということになったわけでございますけれども、この経費等々も、1回取水すればそうは何回もする必要がないということでございますので、経費の面ではできるだけ抑えたものになっていくのではないかなと思っております。

それから、遮水シートが、先ほども申しあげましたけれども、非常に土になじむといいますが、数百年も使えるようなものであって、自然になじんでいるところ、なじむといいますが、害のないところの自然に害を及ぼさないシートなんだということで、現在非常にそういう面での技術開発が進んでおりますから、それを生かして使ってまいりたいと思っております。

それから、カヌーでございますけれども、これはどういう事業主体になりますか、運営主体になりますかと。公式な競技というようなことになると、それはいろいろカヌーの連盟なり、あるいは団体というのがありますから、そういうものとの連携を十分しながら、これから実際に開催する場合には考えていかななくてはならない問題もございまして、これからのどういう大会を持ってくるか、どういう競技を開催するかというようなことは、そちらの立場の関係団体なり専門家と十分打ち合わせしてもっていこうと思っております。

それから、ここにいわゆる公式の競技あるいは練習の競技場、あるいは娯楽面での利用、あるいは体育面からの活用といろいろあるわけでございますから、この多目的な水面広場というのはいろいろな面からそれを設置することの価値というものが私はあるかと思っております、議員がおっしゃるように、そこに掘削しなくてもあそこの流水面と、こういうだけの問題ではないと思っております、ですから、現在の計画を十分考慮しながら、考えておるところの計画というものをうまく活用するような方向で、利用面でも活用するような方向というものに立ち上げて、そしてまたつくってまいりたいと思っております。

## 川越孝男議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 12 番、13 番、14 番について、17 番川越孝男議員。

〔17 番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の方々から寄せられた御意見を踏まえ、社民党・市民連合の一員として問題点を提起し、提言を含め質問いたしますので、市長並びに監査委員の見解を求めます。

通告番号 12、地域防災計画の見直しについて伺います。

平成 14 年 5 月 8 日に国の地震調査研究推進本部地震調査委員会より、寒河江市内を通る山形盆地断層帯の評価が出されました。それによると、マグニチュード 7.8 程度の地震が発生する可能性があり、今後 30 年以内に発生する確率が我が国の活断層の中では高いグループに属するとされています。

そのようなことから、県もこれまでは最大でもマグニチュード 7.2 を想定した対策であったことから、新たにマグニチュード 7.8 を想定した被害想定調査を実施し、その結果が公表されました。それによると、最も被害が大きいと見られる冬季の早朝に発生した場合、寒河江市で想定される被害は、死者 124 名、重傷者 165 名、軽傷者 992 名、避難所生活者 5,256 名、上水道の断水 70%以上、電力の停電は 40%以上、電話の不通 25%以上、都市ガス供給停止は 100%と想定されています。したがって、これらに対する防災対策が市民の大きな関心事になっています。

知事との語る会でも出されていましたが、ひとり暮らしの視覚障害者や聴覚障害者に対する災害時における避難誘導のあり方など、防災計画の内容については多岐にわたって重要な課題がありますが、それらについては別の機会に譲ることにし、今回は防災計画そのものや見直しの基本的なことに限って質問したいと思います。

寒河江市第 4 次振興計画の中でも、安心して暮らせるまちづくりの項で、災害の未然防止と、一たん災害が発生した場合はその被害を最小限に食いとめるために、阪神・淡路大震災を教訓に災害に強いまちづくりを進めるとして、地域防災計画の見直しが定められています。市民の生命、財産を守り、地域防災計画を実行するためには、行政だけではできず、市民や事業者、各種団体、ボランティアなど広範な支援と協力がなければなし得るものではありません。

しかし、その計画を策定するのは、当然のことながら行政の責任であります。ところが、寒河江市地域防災計画を見ると、関係機関の連絡先では、寒河江警察署が寒河江市中央一丁目 7 - 16 と市役所の向かいになっているのであります。農林省山形食糧事務所寒河江支所が寒河江市大字寒河江丙 1510 - 2 という状況で、他にも同様であります。土砂災害危険区域でも、現在の指定区域が載っていないところもありますし、危険物貯蔵所調べ、一時避難場所一覧表、主食・副食物など調達先調べ、救助物資調達先調べ、市内医療機関一覧、除却機械保有状況調べなどほとんどのものが現状にそぐわない状況になっております。

現在の地域防災計画を策定するときに、それ以前のもので冊子式だったものを随時加除整理できるように加除式に改められたそうであります。ところが、追録加除整理一覧表を見ると、全然記入されていないことから、昭和 59 年に策定された当時のままになっているのではないかとと思われるのであります。

しかし、平成 11 年度、12 年度の 2 カ年で地域防災計画の見直しが行われ、決算書では見直し業務委託料 619 万 5,000 円が支出され、見直しされたことになっております。だが、2 年もたつのに新しい地域防災計画が配備されていません。

担当課の説明によると、上位の法律や制度の改正もあり、業者の方で無償サービスで再度見直しをしてくれているとのことでもあります。担当の職員たちも一生懸命頑張っているのを待つてほしいと言われました。私も担当者が頑張っていることは十分理解をしています。本当に忙しい職場であることも、また、昨

年、一昨年は緑化フェア関連などで本来の業務以外でも多忙な状況であったことは理解をしています。したがって、私はこの問題について指摘をし、すぐに取り上げはせずに、担当課での早急な対応を期待をしつつ、その取り組みを見守ってきました。

その上で、私は、担当課や係、担当者だけの問題にするのではなく、こういう状況が起こる原因を市の行政全体の中で解明し改善するという観点から、問題点を整理をしてお尋ねをしたいと思います。

まず一つは、大幅な見直しは別として、事務的な整理の加除が、必要な都度になされずに、いわゆる放置されてきてしまったということであります。

二つ目の問題は、平成 11 年度、12 年度に見直し業務を委託したのに、12 年度中に見直し業務が終了していないということです。きょう段階では不明ですが、15 年 1 月末段階ではまた新しい計画ができていなかったわけであります。

そこで、大きく 3 点についてお伺いいたします。

一つは、見直し作業の現状はどうなっているのかお伺いいたします。

二つは、12 年度中に防災会議の開催や県との協議などの手続が完了していなかったのなら、予算執行を 13 年度に繰越明許とすべきであったのではないかと思います。また、12 年 8 月 31 日に寒河江市長と東京法令出版株式会社社長との間で締結された業務委託契約上問題はないのか、この 2 点について、市長並びに監査委員の見解をお伺いしたいと思います。

三つには、上位法や制度との調整を要する案件の見直しについては、見直す時期を定めて、てきぱきと作業を進め、実施すべきだと思います。ずるずるしていると、上位法や制度は極端に言えば日々変わることから、時期を失することになるのではないかと思います。まさに今回のケースはこの状況に陥っているのではないかと思います。したがって私は、繰り返しますが、担当課や係任せにするのではなく、全体的な企画調整機能や事務評価機能、または監査機能などの中で適切な対応がなされるべきと思うのであります。

このようなことから、なぜこういう状況になったのか、今後こういうことを起こさないためにどういう対応をなされるのか、市長の見解をお伺いいたします。同様に、監査委員の立場からも、なぜこういう状況になっていると判断されるのか、また、こういったことを起こさないためにはどうあるべきと考えられるのか、御見解を伺いたいと思います。

次に、通告番号 13、公平な行政執行について伺います。

行政の公平公正の原則は、市民の行政に対する信頼を得る上で欠くことのできない要件であります。

ところが、記憶に新しいのは、チェリークア・パーク民活用地の売買をめぐって、中国パールにだけは契約保証金がなかったし、土地代金は 20 年の後払いでありました。また、土地代 5 % を払っただけで所有権の移転と、さまざまな特別扱いをしました。

中国パールに対し、契約保証金がなく、かつ 20 年の延納にもかかわらず所有権を与えるということから、もし土地代金が全額納入する前に倒産や撤退した場合、他者との差が出るのではないかとこの質問に対し、当局は、契約保証金額に相当する 5 % の違約金条項があるので差はないと答えていました。ところが、中国パールの倒産に伴う用地の買い戻しをめぐって、昨年の議会で当局は、契約書にないことを答えるはずがないと言われました。中国パールの契約書にも契約保証金について書かれてあれば、質問する必要がないわけであります。書かれていないことから、途中でやめた場合、他者との差が生じるおそれがあることからただしたのであります。しかし、そのときの総務委員会と総務分科会の会議録が紛失していることから、事の真相を明らかにすることは不能となりました。

現在、途中で撤退したホテル王将や湯坊いちらくは、契約保証金をそれぞれ 1,090 万 9,000 円と 546 万 6,000 円が没収されました。ところが、中国パールには 5 % の土地代 2,748 万 8,000 円を返して土地の買い戻しがなされており、明らかに不公平な扱いであります。これは不公平な契約がなされた結果であり、その証

抛でもあります。

さらに、今度は、下水道受益者負担金をめぐっても、本来中国パールに対して賦課されるべき 1,024 万 7,936 円相当の受益者負担金が賦課されませんでした。

この件について、昨年の 12 月議会の決算特別委員会での当局答弁によると、クアパークの下水道受益者負担金については、民間業者の使用めどが立った時点で賦課することとし、その第 1 号であるホテルシンフォニーアネックスのオープンが平成 14 年 4 月 24 日ということから、平成 14 年 3 月 29 日に賦課対象区域を定める告示をし、14 年度から徴収したとされています。

しかし、民活エリアの下水道工事は、平成 10 年 11 月 30 日に完成し、平成 12 年 3 月 31 日より供用開始の告示がなされています。さらに、民活エリアでの下水道使用の第 1 号は、皆さんも御承知のとおり J A 友遊館でありまして、平成 12 年 4 月 20 日であります。したがって、昨年の 12 月議会での決算特別委員会において、民間の第 1 号はホテルシンフォニーアネックスで、14 年 4 月 24 日だとした当局の答弁には誤りがあります。

このことから、当然に 12 年度に賦課対象区域と定め徴収すべきだったと思います。この時点で民活用地の 1 万坪は中国パールが所有していたわけでありまして。ところが、アネックスのオープンに合わせて 14 年度に賦課対象区域の告示を 2 年間おくらせたことから、中国パールに対する 1,000 万円余の賦課がなされなかったわけでありまして。

このように、中国パールという一企業に対しさまざまな特別扱いがなされているということは不思議でなりません。こういったことでは市政に対する市民の信頼を失うことになりかねません。

また、14 年度の賦課対象区域を定めた告示第 19 号によると、チェリークア・パークエリアでは、民間に分譲されている土地のみが対象地区となり、未分譲地や公益エリアは対象区域とされていないなど、従来の対応との整合性にも欠ける問題があります。

そこで、今後そういった問題を起こさないためにも、次の 2 点についてお伺いいたします。

一つは、受益者負担金賦課対象区域を決定する時期を原則的にいつごろ、いつの時点というふうに定めるべきだと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

二つには、チェリークア・パークエリアが、民間に分譲されている土地だけが対象区域となり、未分譲地や公共用地が対象区域とされていないが、従来の対応との整合性、特別環境保全公共下水道区域との整合性、事務の簡素化などの観点から、エリア全体を対象区域とした上で、公共用地については寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例第 11 条による減免処理とすべきであり、未分譲地については同条例第 10 条による負担金の徴収猶予とすべきと思います。そうすれば、未分譲地については分譲された時点で徴収猶予の措置を解いて徴収できますし、改めて対象区域を指定する告示などの手続の必要もなくなるわけでありまして。まさに事務の簡素化、効率化になると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号 14、福祉政策について伺います。

見直しされた老人保健福祉計画第 2 期介護保険事業計画が示されました。それによると保険料の引き上げなど課題も多くありますが、きょうは施設整備に絞って伺いたいと思います。

施設整備の目標を見ると、45 床の介護つき有料老人ホームが平成 15 年度に建設計画があること、また、平成 17 年度には 50 床の特別養護老人ホームの新設が見込まれています。ショートステイ 10 床、デイサービス 30 床も 17 年度に見込まれています。介護保険の発足や市民の意識の変化などで施設利用希望者が増加し、待機者が 100 名を超える状況となり、特養施設の増設が強く求められていたことから、今回の施設整備計画は歓迎をするものであります。

そこで、3 点についてお伺いいたします。

一つは、平成 15 年度に建設計画のある介護つき有料老人ホームの計画内容を示していただきたいと思えます。

二つには、平成 17 年度に 50 床の特別養護老人ホームの新設が見込まれています。その実現に向けて、どういった構想、手法で取り組まれるのかお伺いいたします。

三つには、平成 17 年度に新設される三つ目の特別養護老人ホームについては、既に長生園が陵南学区に、いずみが陵東学区に整備されていること、さらに防災面などをも考慮し、西部地区、陵西学区に整備すべきだと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

以上、通告している課題について、今回は基本的な点について質問いたしましたが、市長並びに監査委員には真摯に受けとめていただき、誠意ある答弁を期待をいたしまして、第 1 問を終わります。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は 11 時といたします。

休 憩 午前 10 時 44 分

再 開 午前 11 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、地域防災計画の件でございます。

地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づきまして、都道府県の地域防災計画と整合性を持ちながら策定する地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、市、関係機関、住民等がその機能を発揮し、災害から住民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とするものでございます。

現在の地域防災計画は、水害や土砂災害など各災害に対する対策を災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画という構成で昭和 59 年に策定したものでございます。

本市では、特別大きな災害もなく経過してきたことから、地域防災計画がほとんど策定当時のままでございました。第 4 次振興計画の中で、安心して暮らせるまちづくりの一環として地域防災計画を見直すこととし、加えて平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災の状況などから、地域防災計画の見直しについて県の指導もあり、万が一の災害に対応するための地域防災計画とするために、全面改訂による見直しに着手したものでございます。

平成 11 年度には、本市の地域防災計画見直しのうち、全体構成、役割分担及び震災対策編の素案策定を 210 万円で委託いたしました。平成 12 年度には風水害等対策編、事故災害等対策編及び資料編の素案策定を行い、11 年度の震災対策編と合体した地域防災計画案の策定と印刷製本を 409 万 5,000 円で委託いたしました。その後、県との事前協議により、修正すべき点は修正を加えることといたしました。

また、防災関係機関、団体等 7 カ所に出向いて地域防災計画案を提示し、内容を説明し、当該機関、団体等それぞれの防災マニュアル等との整合性の確認作業をほぼ 1 カ月から 2 カ月かけて行いました。1 機関から詳細に説明してほしい旨の依頼があり、職員が出向いて再度説明を行い、調整を図った例もございます。

修正加除整理については、今月中完了する予定でありますので、早い機会に防災会議を開催し、地域防災計画を決定していただき、住民にわかりやすい形で広報、周知をしまいたいと考えております。

それから、業務委託契約上の問題でございますが、この地域防災計画の見直しについては、平成 11 年度は、今も申しあげましたように全体的な構成や県から示された新たに盛り込むことになるところの地震対策に関することについて策定いたしました。平成 12 年度には、風水害等一般災害対策を含めた計画全体の内容を網羅した計画を策定する計画を立てて作業に入ったわけでございます。

平成 11 年度の見直しは、平成 11 年 11 月 15 日に業務委託契約を締結いたしまして、国の防災基本計画、山形県の地域防災計画の最新版と整合性を踏まえ、具体的な構成と役割分担及び地震対策編の素案を策定いたしまして、素原稿を契約どおり平成 12 年 3 月 24 日に納入していただいております。

平成 12 年度における見直しは、平成 12 年 8 月 31 日に業務委託契約を締結しております。業務委託内容は、風水害対策編などや資料編の素案策定と修正作業に加え、前年度の地震対策編素原稿と合体した全体計画としての地域防災計画としての素案の作成を委託いたしました。

これは、この素案を県に示して、構成上問題はないか、計画に抜け落ちがないか、上位計画との整合性が図られているかなどについて前もってチェックしていただき、事前協議の際に上位計画とそごを来さないよう対応するものでございます。これをもとに県から指導助言を受けながら、調整、修正を加えて計画書案を策定し、印刷製本したものを契約どおり平成 13 年 3 月 21 日に納入してもらっております。

契約の相手方からは、契約内容をきちんと履行して納入していただいているものであり、契約上の問題はございません。したがって、繰越明許をする必要はなかったものでございます。

それから、今後の問題についてでございますが、地域防災計画の決定がおくれていることについては、平成13年度は年間平均火災件数の2倍以上の39件の火災があり、その出動や後処理という事情もあり、関係機関等との調整確認がおくれたこと、また、関係機関との調整確認には思いのほか時間がかかってしまったことなど、さらに山形盆地断層帯の評価が出たことにより、その情報を地域住民に対して知らせるための説明会の準備や説明会開催などの業務にもかなりの時間を必要としたことから、修正作業がはかどらない状況と相なった次第でございます。

いろいろな業務が重なったとはいえ、それらの処理に手をとられて、ここまで防災計画の見直しがおくれたことに対しましては、もっと業務遂行上において工夫すべき点があったのではないかと、業務遂行状況というものをきちんと把握して業務に当たるべきであったなと思っております。進行管理に十分目を配るべきであったと思っております。今後かかることのないように自戒し職員にも注意してまいりたいと思っております。このおくれたことに対しては反省しております。

これからは着地点というものを見定めたプラン・ドゥー・シーの基本的な考え方に立ち、事業の進行にこれから努力してまいりたいと、かように思っております。

次に、下水道の受益者負担金の問題でございます。

下水道事業の管渠建設の財源というのは、国の補助金、市の起債、そして受益者からの負担金で構成されております。下水道事業における受益者負担金は、事業を進めていく上で貴重な財源となっております。

この受益者負担金の財源というのは、毎年度安定的に確保するために、管渠建設事業費の5%相当額を予算に計上し、この予算に見合った賦課区域を毎年定めて告示し、負担をお願いしているところでございます。受益者負担金は、賦課決定後3年間に分割して納付していただいております。

また、管渠建設事業費というものは国の動向や整備状況などにより毎年度異なるわけでありますので、受益者負担金の価格も異なってまいります。こうしたことから、毎年度建設事業費の動向を見きわめながら、受益者負担金の予算額を定め、既に賦課した受益者負担金の納付状況や管渠の整備状況などを勘案しながら、新たな賦課区域を設定し、予算に定める財源を確保していかなければなりません。

したがって、受益者負担金については、事業の円滑化を図る上からも、供用開始前に賦課をする場合もあれば、供用開始後に賦課をする場合もあるわけございまして、賦課対象区域を決定する時期を定めるということは考えておりません。

次に、クア・パークの関係の負担金の徴収猶予のことでございますが、それに関する問題でございますが、最初にチェリークア・パーク内の公共用地についてでございますが、寒河江市公共下水道事業受益者負担に関する条例第11条第1項で、国または地方公共団体が公共の用に供している土地については負担金を徴収しないものとする規定されております。公共の用に供している土地とは、河川とか水路、道路、公園、広場など公衆の自由使用に供されるものでございまして、こうした土地については受益者負担金は徴収しないということで、公共用地につきましては賦課対象区域から除いたものでございます。

それから、民活エリアの未分譲地についてでございますが、この区域については、民間活力による開発事業者の参画により開発することを目的としておりますので、開発事業者が決まった段階で賦課をしてまいりたいと考えております。この区域については徴収猶予とすべきではないかという御質問でありましたが、条例第10条に規定する負担金の徴収猶予につきましては、受益者に賦課決定をした場合、何らかの事由、いわゆる災害とか、疾病とか、係争中など、こういう何らかの事由によって受益者が納付できないような場合についての条項でございまして、本件については徴収猶予には当たらないと考えております。

次に、特養施設の整備についての質問でございます。

介護つき有料老人ホーム設置計画の内容についてでございますが、これは、山形市内の民間事業者が寒河江



の月越地内に設置しようとしているもので、県内では2番目の設置となるもののようにございます。15年3月中旬までに県に対し、この3月までに県に対し有料老人ホーム設置の届出書を提出することになっており、4月中の着工で、9月には完成し、10月からは入居を開始する予定と聞いております。

有料老人ホームには三つのタイプがありますが、この施設は介護つき有料老人ホームと呼ばれるもので、職員配置や各種設備等は特別養護老人ホームに準ずることになっており、介護保険の特定施設になるものであります。全46床で、4ユニットに分かれ、そのうち1ユニットは痴呆者用に充てる予定と聞いております。

市の財政負担は、入所者分の介護給付費は増加しますが、建設等に対する負担はありません。

次に、特別養護老人ホームに関する御質問でございますが、第2期介護保険事業計画は、国の基本方針に基づき居宅サービスを重視することにしておりますが、一方では施設介護サービスに対する需要も多く、特別養護老人ホームへの入所待機者も増加傾向にございます。このことから、施設サービス基盤を充実し待機者の減少を図るため、平成17年度までに50床の新設とショートステイ10床、そしてデイサービス30名分の整備というものを見込んだものでございます。

設置運営主体としましては社会福祉法人を考えており、現在新規設置を計画している事業者もあります。市といたしましては、支援について設置者と今後協議、検討してまいりたいと思っております。国への補助金交付申請や県の許可に向けた手続等については、15年度に入ってから進めたいとのことで、現段階では設置予定地を含め、具体的に決定された事項はないようであります。

設置者としても、できる限り同様の施設と競合しない場所を選ぶのが普通でありますので偏ることはないと思いますが、市としましては、現在の特別養護老人ホームの配置状況を見て、適正な配置となるよう要請してまいりたいと思っております。以上です。

佐藤 清議長 監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 お答えいたします。

私に対する質問は、12 年度の業務委託契約について、12 年度中に防災会議の開催や県との協議等の手続が完了できていなかったのなら、予算執行を 13 年度に繰越明許とすべきではなかったのか、地域防災計画見直しの業務委託契約について契約上問題はないのかというのが一つだと思います。

この寒河江市地域防災計画は、昭和 59 年以来見直しされていないことから、平成 11 年 11 月に寒河江市地域防災計画の見直し業務委託として地域災害編の素案策定業務を東京法令出版株式会社と随意契約をし発注しております。次いで、平成 12 年 8 月に風水害等の一般災害編の素原稿作成から修正、印刷製本を含め、11 年度と同じ会社に委託契約を締結し発注しております。

この委託業務契約につきましては、13 年度の定例監査の中で監査をやっておりますが、この質問をいただいた時点で、改めてこの契約に関する手続並びに設計書、仕様書等関係書類を詳しく調査した結果、問題はありませんでした。

繰越明許の問題につきましても、設計書には県との事前協議のための地域防災計画の素案と関係資料の作成ということが指示されておまして、それが 13 年 3 月 21 日に納品され検収しておりますので、繰越明許の問題も出てまいらないと考えております。

なお、今回のように地域防災計画を全面的に見直すような場合は、基本構想の設定、素原稿の立案、素案確認後の修正作業、そして計画書の印刷製本と一連の作業で完成させるものであり、また、時間や費用が多くかかることもあり、単年度、単年度に分けて委託契約をするよりは、債務負担行為の手続をとり、議会の議決を得て、2 年間の継続契約ということで完成するやり方がより効率的であり、合理的であるというふうに考えられます。

それから、二つ目の計画策定の作業がなぜおくれ、また、今後どのような対策をとるべきかということですが、これにつきましては、議員は全体的な企画調整機能や事務評価機能、監査機能の中で適切な対応をすべきと提案されておりますけれども、この災害対策基本法に規定する地域防災計画は、全国で 3,000 余の自治体がすべて作成しており、当然マニュアルもあり、言ってみればルーチンワークということもできると思いますので、先ほど市長が申しあげましたように、期限を見定めて目標を立て、それに沿った計画をつくり、事務事業の執行管理をきちんとやることにより担当課だけで十分対処できるものというふうに監査委員としては考えております。以上でございます。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 1 問目に対する答弁をいただきましたので、さらに問題点を整理しながら、さらによりよい行政執行ができるようにという立場から、2 問目に入らせていただきたいと思います。

それで、地域防災計画の関係については、やはり 11 年度、12 年度で 2 カ年にわたってそれぞれ 1 年ごとに契約をされておったんですが、先ほど監査委員から考え方が述べられたように、連動していることなんですね。11 年度は基本的な部分の見直しで、それに付随して全体的なものを 12 年度にするというふうなことでありまして、手続上は今言われたように市長なり監査委員から答弁あったように問題ないということだろうとは思いますが、11 年度に基本的な部分を決めて、12 年度にさらにその業務委託が、履行期限が 13 年 3 月 21 日というふうな期限を切られた中で、業務委託の内容が五つあるんですね。

さきに述べられたようなことをずっと、素案をつくって、県との協議をするためにまずサンプルをつくってもらって、それで県と協議する。そして、さまざまなまた指摘を受けて、さらにその修正作業をやり、最後に、5 番目として計画書の印刷製本、納本となっているわけです。

そして、そのでき上がった計画書のこういうスタイルということで、それまで定められているわけでありまして、けれども、この計画書をつくる場合には、ここで言う計画書というのは、印刷まで仕上がるというのは、防災会議にもかけて計画案ができ上がり、そして印刷製本、納本というのはそこまでを指すというように私は極めて常識的に判断をしておいたものですから、そういうさまざまな作業も含めて、ここで言う履行期限である平成 13 年 3 月 21 日までにでき上がって納まっているんじゃないですかという、こういう極めて常識的な疑問なんです。ところが、今言われたような形で、もうそのときには納まっていたんだと。納まっていたけれども、いまだ配備されない。そして、今月中にまとめて、防災会議を開いて決定したいというようなことなんですね。

ただ、この間不十分な点があったので今後気をつけたいというようなことでありますから、それはそういうことでいいんです。ただ、でも、契約上は常識的には全部そういう手続を踏んで、印刷、製本、納本という場合には、そこまで皆仕上がってからでないかと。例えば、第 4 次振興計画なりなんなりつくるときも、全部でき上がってその期日までに納まるわけですね。印刷は後だなんていうことはないわけですよ。

それと、いろんなものの、こういうものの際も、整合性を見ても、極めて疑問が残るようなことではまずいと思いますので、答弁要りませんけれども、今後そういうことも配慮してやっていただきたいと思います。申しあげておきたいと思います。

そして、こういう問題、実は昨年 6 月議会でも私指摘しているんです。もう皆、係任せになっていると。そして、職員の定年退職の後の後補充も、14 年度も 15 年度もなされていません。そして、14 年度の前半、13 年度などは市の職員が緑化フェアに 10 人も出向しているという状況などもありました。したがって、本来の仕事がどうしてもおろそかになるというか、後回しになっている現状を指摘をしたんです。

緑化フェアで、やはり花に水をかけないと花は枯れるわけですね。したがって、花に水をかけられない。しかし、こういう、本当は 12 年度に、市民の生命、身体、財産を守る、行政が作らなければならない防災計画ができていない。

しかし、そのこのところがないというふうなことで、そういうものに対して、やはり担当課、係任せではだめでないかという指摘に対して、市長は 6 月はこういうふうにご答弁されたんです。「一般的に、寒河江市の事業のやり方というのは、全く私から見まして非常に各課との連携がとれておりますし、また、各関係団体、機関との接触も私は非常にスムーズにやっていると。これはほかの市町村以上に頑張っているなど、私はこのように思っております。これは、職員がそれなりの部署のことを十分わきまえながら一致協力してやっていると、こういう気持ちのあらわれだなどと思って喜んでいただいております」というふうなことで言われたんで

すが、きょうのようなことを指摘をしておったんです。

しかし、きょうは、市長も、反省すべき点もあるし、今後目標を定めてちゃんとやっていかななくてはならないということがありましたので、ぜひそういう意味で広い意味で、単に係任せというふうな、係の責任とかというのではなく、こういうことが皆気がついたら、いろんな立場で、行政の部分も、あるいは監査という立場も、議会などという立場でも、お互いに問題点を指摘したりして、お互い相互批判の中で直していくという、こういうことが必要だなというふうなことで申しあげておったわけでありまして。(発言者あり)まず聞いてください。そういう意味で私も言っていたんだということでもありますので。

それから、公平な行政執行ということで、下水道の受益者負担金の関係でありますけれども、確かに12月の決算特別委員会でも、いつの時点で賦課を決定しても法的には問題ありません。それはそのとおりだと思うんです。しかし、それが幅があるために、どこにするかによって一部の企業などに便宜を与えたというふうにとらえられるようなことはやはり避けていく必要があるのではないかと。したがって、原則的にはどの時点でというふうなことでしていった方がいいのではないかと。

最初、下水道を始めた時点では、これまでの答弁でも明らかにされていますけれども、工事する前、この事業を工事をする認可の区域が決まったときに、工事費の一部を負担してもらおうということから出してもらったんだということが言われましたし、今の特環の方なども、そういうふうな形で、もう、これから認可を受けて計画するところも含めてなっているわけですし、また、今回の14年度の認可区域を決めた14年3月29日の告示第19号を見ても、やはりこれを見ても、これから供用開始するところもなっているし、そういうふうなことでまちまちなんですね。

したがって、不公平感を取り除くためには、一定の時期というものを、原則的な時期というものを私は定めた方がいいと思いますので、再度いろいろな機会に市長には検討をしていただきたいと思います。

それから、今回のチェリークア・パークみたいな、あそこのエリア全体が供用開始された。供用開始される中で、一部分だけが受益者負担金の区域にまた告示なっているわけですね。それは、公共用地を除いたということと、それから、また民活の未分譲地も除いたということなんですが、これまでの受益者負担金の告示のやり方は、既存、これまでやっていたものも、公園があっても何であっても、そこは全部網をかぶせていたんです。除くというやり方をしていないんです。そして、さっき市長が言ったように、そこからは徴収しないというようなことだから、しかし、網は全部これまでかけていたんですね。今回だけが抜いたんです。したがって、従来の市役所の用地とか、あと合同庁舎のだってどこも抜けていない。今回のものからそういうふうになったんです、公共用地を除くというやり方は。

したがって、そういうふうになると虫食いの的に色染めもなっていくものだから、そこのエリア全体的に、公共下水道を供用開始したなら、ここ全体を入れると。そして、その中で徴収をしないと、賦課はしないというようなことはそういう形でやれるわけです。そういう形での前のものとの整合性がなくなるし、これからどんどん虫食いの的な色染めになっていくということを、かえってわかりにくくなるのではないかという意味が1点目なんです。

それから、二つ目の、先ほど市長は10条の猶予の関係で申されたわけですがけれども、災害などで納めるのが大変な場合ということを言われたわけですがけれども、これは10条の2号ですね。10条の2号では確かにそういうふうになっていますけれども、10条の1号はそうでないわけですね。地上の置かれている状況によって猶予することができる。まさしく今回の場合は、寒河江市が所有していて、これから民間に売る土地だから、民間に売って、分譲した段階でその猶予を解いて徴収をします。ところが、それをしないで抜いておくというと、この部分だけ1回1回売れる都度1年ごとに告示をしていかなければならないという問題が生じるわけです。

したがって、私は、事務方ともぜひこういうふうなことでさらに勉強させていただきたいと思いますが、私

は、本当にこの方がいいのではないかなというふうに、担当者とのこの間の聞き取りの際にもそういうふうに私としては受けとめておったんですが、さらに今後も話をさせていただきたいし、市長も検討していただきたい。この方がスムーズにいくと思うんです。

したがって、この点について再度市長の見解、何かだめだとかなんか、問題あるとか、違法だとか、そういう意味ではないです。これからよりよくするためにというようなことで、事務方とも話しながら、いいことだなということで提案させてもらっているというように思うんですが、ぜひ再度事務方の率直なことも市長は聞いていただいて、よりよい形にさせていただきたいなということを申しあげておきたいと思います。

それから、福祉の関係でありますけれども、ちょっと私、聞き漏らしてしまったわけですが、介護つき有料老人ホーム10月開所という、場所などについてはどういうふうな話が、どういう計画になっているのかだけ、介護つき有料老人ホームについては、私が聞き漏らしたのかなというふうにも思うんですが。（「月越」の声あり）月越。わかりました。

それから、ぜひ特養については地域と競合しないような方向でということもありますし、それから、従来のようなこれまでの二つの特老と同じような手法で整備されることのようにありますので、ぜひ市の方からも地域的なバランスをも考えて西部地区になるように御指導などもいただきたいということを申しあげて、2問目を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今回の地域防災計画の見直しは、11 年度と 12 年度ということでそれぞれの年度に分けて契約したわけございまして、それぞれまた成果品もちょうだいしておりまして、それぞれ完結しておるわけございまして、全体とすれば一体の事業といたしますが、一体のものではなかったかというようなことございまして。この辺につきましては、監査委員の見解もありますので、こういう事業が今度発生した場合には、十分御意見等も参考にして検討してまいりたいと思っております。

それから、受益者負担金の問題でございますが、あくまでもこれは、受益者負担金の財源の問題との、あるいは国の事業費とのかかわりというようなことから来るものでございまして、特定の社に対して扱いをしたために賦課区域をなしたということは全然あるわけではございません。改めて申し上げておきます。

そしてまた、これは凡例がございまして、右事業というのをやった場合がありますが、これは下水道事業と読みかえてもいいわけですが、下水道事業が一体の事業として継続して行われるというような場合以上、何年も下水道事業はかかっておるわけございまして。継続しておるわけございまして。そういう以上、過去に支出した事業費も今後支出すべき事業費も、ともに都市計画法第 75 条第 1 項の定める当該事業に要する費用であることに変わりはないんだということで、同条は受益者負担金の賦課期日については何ら規定していないのであるということでございまして、財源等々の関係から賦課期日を決めていいんだと、差し支えないんだと。事業によって、あの場所、あるいはあの区域によっていいんだということで、何も特別に一定した賦課区域の定め方をとらなくてもいいんだということでございまして。

それから、徴収猶予のことでございますが、この法の規定から申し上げましても、これは徴収猶予に当たらないと、なじまないものだと思っております。以上です。

佐藤 清議長 川越議員。

川越孝男議員 それなら下水道の関係で、市長に再度お尋ねをしたいというか、申しあげたいんですが、受益者負担金、いつかけてもその幅があるということを私は認めているんです。いつかけても問題ないということは 12 月の決算特別委員会でも担当課長も答えられているし、それはそのとおりだというふうに申しあげて、その上で、だけれども公平感を欠くようなことに見られてはだめだから、原則いつの時点でということを決めていた方がいいんじゃないですかということなんです。

そして、あと、12 月の段階では、チェリークア・パーク、あそこの部分を 14 年度にしたという根拠は民活の第 1 号であるシンフォニーアネックスが 14 年 4 月から利用すると、下水道を使うということだから 14 年度にしたと言うんだけど、その根拠は間違っていたのではないかと。12 年度から友遊館が、あそこの民活の中で J A の会長がしている友遊館が最初に使っているわけですから。そういうあそこで民活の人が最初使ったときが根拠だというのであれば、12 年度からしなければならぬだろうということも申しあげた。

そういうふうにそのときそのとき言っていくと、ますます不公平感が市民の目から見るとあるので、原則的なことを検討してほしいなということで申しあげて終わります。

## 内藤 明議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 15 番について、18 番内藤 明議員。

〔18 番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は、通告している新年度政府予算案に対して地方自治体の長としてどのような見解をお持ちになっているのかお尋ねしたいと思います。質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいと思います。

さて、2003 年度政府予算案が今国会において審議をされています。一般会計総額 81 兆 7,891 億円、うち一般歳出 47 兆 5,922 億円という内容で、歳出に占める税収の割合は 51.1%となっています。国債の新規発行額は 36 兆 4,450 億円と、国債依存度 44.6%は最悪の数字で、2003 年度末の国債発行残高は 450 兆円と空前の巨額に達します。一般歳出で見ると、国債費が 16 兆 7,981 億円、前年度比で 1,269 億円、0.8%増で歳出総額の 20.53%を占めています。まさに借金地獄であり、先進国ではほかに例を見ない深刻な財政状況となっています。税収の落ち込みは当初から予定されていたわけで、何の手も打てなかった小泉政権の経済失政としか言いようがありません。

公共投資関係費は 3.7%の減とありますが、事業分野別シェアは見事なほど変わっておりません。従来型の公共事業が少子高齢化などの事業分野に看板を変えて紛れ込んでいるのもこれまでと同じであります。

歳入不足の一方で、大企業や投資家のための 1 兆 8,000 億円の先行減税が行われます。それも大衆増税の予約つきで、しかも、その前に国民生活のあらゆる場面で既に負担増が予定されており、ボーナスを含めた総報酬制度導入で、年金、医療保険、雇用保険、介護保険の保険料などはすべて上がります。他方、年金給付は物価スライドで約 1%引き下げられ、サラリーマン本人の医療費と家族の入院費は 3 割へ引き上げ、失業手当は上限を引き下げ、給付日数も削減されます。さらに介護報酬も 2.3%抑えられています。こうしたことに加え、来年から配偶者特別控除が妻の年収が 103 万円以下の場合に廃止され、実際には所得税の増税となります。

デフレ不況克服のためには個人消費にてこ入れを強化すべきことは明らかですが、個人消費を主に担う中堅サラリーマンと高齢者や生活弱者をねらい撃ちにすると、国民生活の痛みを全くわからない、信じがたい経済政策と言わなければなりません。市長も私と意思を同じくしているものと思います。

政府はまた、法人税減税で経済活性化をさせるとしていますが、これまでの法人減税が果たして効果があったのかどうかも検証されておりません。今でさえ 7 割の赤字企業が法人税を払っていない中で、法人課税がさらに下がることは、個人所得への増税と消費税の増税につながる危険があります。消費税を基幹税化することは極めて問題が大きく、そもそも競争を大義名分にすれば企業活動への課税を軽くしてもよいという考え方は、国家経営として正当化できるものではありません。

雇用対策と社会保障費については、緊急地域雇用対策特別交付金にしても、臨時的、一時的な雇用創出にすぎないという問題は改められず、失業者が 360 万人を超える事態では、これまでのような臨時的な施策では役に立たないということを坂口厚生労働大臣も答弁で認めております。雇用を拡大する企業には財政的に支援するという発想がなく、抜本的な対策は打ち立てられていないのが現状であります。

能力開発、職業教育を充実させ、質の高い人材をつくり、安定した長期雇用につなげていくという、特に若者と女性を重視した積極的な雇用政策、労働市場政策への大胆な転換が求められていると思います。結局、経済の基盤は人づくりであり、人がいなければ、企業も国の将来もないのであって、私は米百俵の精神とはまさにこういうことをいうのではないかと考えております。

介護保険料を上げながら介護報酬は下げるとするのは、この点から見ても問題があります。ヘルパーの低賃金は改善されないまま、在宅重視という制度本来の趣旨から外れ、より金のかかる施設介護への逆流現象が起きております。福祉分野で質の高い雇用をつくり出すという方向になっておりません。

配偶者控除については、専業主婦を持つ夫を優遇するものであり、税制のあり方で女性の生き方を誘導する



ことは決してよいことではありません。廃止の方向は基本的に是認するにしても、その上で、なぜ今なのか。激変緩和のための措置は必要であります。生活与党を自負される公明党の皆さんは、児童手当の拡充で埋め合わせると主張していますが、控除廃止は所得税の課税最低限の引き下げでありますから、まずは税体系の問題であるということが第一であり、それに、負担増が 7,000 億円であるのに対して児童手当拡充と少子化対策に充てられるのは 2,500 億円となっています。増税分全部を子育て支援に充てるといふのならまだしも、残り 4,500 億円はどこへ行くのか。企業減税の原資になるわけで、目をくらますような言いわけでしかありません。

前回 2000 年の児童手当法改正のときは、対象年齢を 3 歳から小学校就学前まで延長したものの、その財源を恒久的減税措置の一環だったはずの年少扶養控除額を 48 万円から 38 万円に引き下げたために、約 1,600 万人の家庭が増税になってしまったことはまだ記憶に新しいところでもあります。今度もそれと同じで、取りやすいところから取ろうというやり方であり、財源問題はこのように取りやすいところから取るという方向に流れがちであります。保険料を払う人をつくるという基本を私は忘れてならないと思います。つまり仕事をどう保障するかという雇用対策とリンクしてくるものと思います。

地方政治は国の政策と密接に関連しております。そこでお尋ねしますが、市民の福祉向上という視点で、佐藤市長は新年度政府予算案についてどのような見解をお持ちか伺いたいと思います。

次に、合併特例債の基本的なことについてお尋ねいたします。

今自治体は各方面からの交付税削減論や見直し論に直面して浮足立ち、市町村合併という自治体の存立にかかわる根本的な問題も、住民自治という視点を抜きにして、当面の交付税額や特例債の損得だけで判断する視野狭窄状態に陥っているように思えてなりません。今のうちに合併して大規模な事業を実施しておかないとあとではできなくなるとして、住民の意向はそっちのけで進められたのでは、主権者たる住民はたまったものではありません。

合併の先例などが新聞等で報じられておりますが、これまでは中核都市など比較的大きい都市づくりが目立っております。そこでは必ずしも必要としないような箱物建設や、むだな公共事業のラッシュになっていることも記事にされ、お読みになった方もいると思います。私は、これこそ交付税を乱用した税金のむだ遣いで、モラルハザード以外の何物でもないと思います。こうしたことを続けている限り、交付税制度に対する批判と削減論はやむことは多分ないでしょう。

バブル崩壊後の国の景気対策による公共事業の拡大と地方税も含めた減税政策が、地方財政の危機的状況をつくり出していることは事実であり、自治体がこれに無批判に追随して公共投資に走ったことは否定できません。私は、合併特例債の乱用で同じことを繰り返そうとしているのではないかと思えてなりません。

合併特例債の基準財政需要額への算入は、とにかく当面借金で大規模事業をしやすくする仕組みであり、一見得なように見えますが、元利償還金の基準財政需要額算入は、自治体共通の財源である交付税を先食いし共食いしているだけであり、交付税を借金返済機能に変質させ、交付されるべき交付税が借金の返済に充てられることになるものと思います。

市長の見解を求め、誠意ある答弁をお願いし、私の第 1 問といたします。

佐藤 清議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 54 分

再 開 午後 1 時 00 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 それでは、答弁申し上げます。

日本経済は、世界的な社会経済変動の中で、単なる景気循環ではなく、複合的な構造要因による停滞に直面しております。そして、不良債権や財政赤字など負の遺産を抱えるとともに、戦後経験したことの無いデフレ状態が継続しており、経済活動と国民生活に大きな影響を与えております。

このため、政府では、大胆な構造改革を進め 21 世紀にふさわしい仕組みをつくることで、こうした状況を抜け出し、日本の再生と発展を目指そうとしているところであります。この中で、経済・社会の非効率的な部分を取り除き、技術革新や新事業への積極的な挑戦を生む基盤を築きながら、国民が将来を設計できる環境を整備するとともに、これら多方面にわたる課題に一つ一つ着実に取り組み、改革なくして成長なしとの路線を推進していくこととしております。しかしながら、改革はいまだ道半ばということで、成果が明確にあらわれるまでにはいましばらく時間を要するとしております。

こうした中で、我が国には高い技術力や豊富な個人資産、社会の安定など経済発展を支える大きな基盤が存在しており、厳しい環境の中でも、多くの人々や企業、そして地域が前向きに挑戦を続け、改革を進めており、こうした力を一日も早く顕在化させることにより国の発展につなげていくとしているところでございます。

こうした中での平成 15 年度の国の予算は、活力ある経済社会と持続的な財政構造の構築を図るため、改革断行予算と位置づけた平成 14 年度予算の基本路線を継承して、一般歳出及び一般会計歳出全体について、実質的に平成 14 年度の水準以下に抑制するとともに、平成 14 年度の国債発行 30 兆円以下の基本精神を受け継ぎ、国債発行額を極力抑制し、予算の配分に当たっては、歳出構造改革を推進するとの基本的考えを踏まえ、活力ある経済社会の実現に向けた将来の発展につながる分野への予算の重点的な配分を行うこととしております。

内容を見てもみますと、活力ある経済産業の構築に向けて産業の競争力を強化したり、次の世代へ資産を移転しやすくするため、地方税を含めて 1 兆 8,000 億円の減税を先行実施することとしているほか、都市の再生とか、地方の活性化など民間活力を引き出し、また、雇用を生み出すような分野への重点配分、そして、雇用、中小企業向けのセーフティネットの強化や早期再就職に向けた取り組みの推進、中小企業向けの信用保証の強化などが含まれているようでございます。

しかしながら、予算総額 81 兆 7,890 億円のうち、36 兆 4,450 億円に上る多額の国債発行に依存せざるを得ない状況となっており、国債残高の累増が将来への大きな負担となっていることは否めないものでございます。

こうした状況を打開するための今の構造改革への取り組みであり、政府では 2010 年代初頭には過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らない財政構造を目指すとしております。私としましては、今の、そしてこれからの改革が功を奏し、それが達成されまして、国のみならず地方の健全な財政が確立されることを期待しているところであります。

福祉の問題にありましたが、国の予算を見ますと、社会保障関係については、将来にわたり持続可能で安定的かつ効率的な社会保障制度を構築するという観点から、年金等について平成 14 年の消費者物価の下落に応じた物価スライドが実施されるとともに、雇用保険制度改革なども行うこととしておりますが、全体的に見れば、福祉、社会保障関連経費では 7,139 億円、3.9%の増となっており、必ずしも切り捨てということではなく、適正な受益と負担の関係を築くことを目指しておるものと受けとめているところでございます。

次に、合併特例債の問題が質問されました。答えます。

市町村合併をしようとする市町村は、法律の規定によりまして、合併関係市町村の首長、議員、学識経験者等で構成する合併協議会を設置し、合併市町村の建設に関する基本的な計画、いわゆる市町村建設計画を作成しなければなりません。

市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものであり、合併市町村の一体性の速やかな確立と住民の福祉の向上などを図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するものであることが求められております。また、その内容は、合併市町村の建設の基本方針、合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、公共的施設の統合整備に関する事項、合併市町村の財政計画を定めることとされております。

さらに、市町村建設計画の作成に当たっては、法律で事前に知事と協議することが規定されており、その後合併関係市町村のそれぞれの議会の議決を経て決定されるものであります。

このように、市町村建設計画は、合併協議会において議員や住民の声も踏まえ、また、財政状況も勘案して十分に検討されるものであるとともに、知事との事前協議、議会の議決など数段階にわたる十分な検討・審査を経て作成されるものであります。

それで、この特例債でございますが、これは、合併後の市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置であります。これは、今申しあげましたように、市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費について、合併年度及びこれに続く10カ年度に限り地方債、いわゆる合併特例債をもってその財源とすることができるとされております。なお、当該地方債の元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

したがって、合併特例債は、議員や住民の声も踏まえた合併協議会での検討、知事との事前協議、議会の議決など数段階にわたる十分な検討審査の後に計画された事業についてのみ活用できるものであり、むだなものをつくるとか、合併特例債の乱用であるとかということはありません。合併特例債は合併しようとする市町村が財政状況も十分踏まえた中で、真に必要と判断した事業についてのみ活用するものであると考えているところでございます。以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 1 問目にお答えをいただいたわけではありますが、大変ありがとうございます。

もう少しお尋ねをして議論を深めたいというふうに思いますが、政府の予算案についてお伺いをしたところでありますが、社会保障費などについては数字的に上がっているので適正だというお話がございました。私と見解を異にしますが、そこで伺いたいと思いますけれども、これは、要するに市民福祉の向上という視点で見ますと、先ほど申しあげましたように、ずらりと負担増が並んでおりまして、まさにオンパレードというふうになっているわけでありまして、市長が言われるように適正だとはとても私は言いがたいと思います。

言うまでもないことでありますけれども、地方自治の行政運営は国と密接に関係をしているわけでありまして、そうした視点をきちんとやはり市長にも持ってほしいなというふうに思います。その中で寒河江市のかじ取りをぜひ見誤らないでやってほしいと思っているわけではありますが、そうしたことでの独自の、例えば政府のそうした方針とはまた別に、国は国での考え方があるとしながらも、そこで市はこういうふうに行っていったんというものがまた別にあれば、それも一つの方法であろうかと思いますが、そうした、例えば負担増という中での市民福祉の向上という視点で寒河江市独自の施策なんかがあるのかどうかを含めて、ぜひお尋ねしたいと思いますし、具体的な対応策などあれば、ぜひお聞かせをいただきたいと思っています。

それから、合併特例債の基本的なことについてお伺いしましたが、御答弁をいただいたところでありますけれども、さきの 3 月 3 日の全員協議会の席で、合併後のまちづくり事業に対する合併特例債は、寒河江市と朝日、西川の 1 市 2 町の場合で、事業費の上限は 191 億 2,000 万円となっていたわけではありますが、これは、充当率 95%、元利償還金 70%は交付税で措置をするというようなことでありますけれども、そこで、その上限とする 191 億 2,000 万円の事業を実施した場合に、その交付税措置はどのようになるのか。補正係数の細部にわたる部分などちょっとわからない点もあると思いますけれども、そうしたシミュレーションなど出れば、この交付税措置がどのようになるか、ぜひ教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、合併しなかった場合の交付税についてはどのようになるのか教えていただきたいと思っています。

それから、もう一つ、私、この前の全員協議会の中でも申しあげましたが、どうしても市長の考え方で理解できないのは、合併に対する住民の意思、これをやはり的確に判断するために、繰り返すことにはなりますが、アンケート調査なり、あるいは住民投票というようなことをやはりすべきではないかなというふうにここで強く申しあげたいと思うわけではありますが、私も知っていますが、これは法的に必ずしもこんなことは必要ないというふうになっているわけではありますが、主権者は住民だということを改めてやはり御認識いただいて、その中でやはり一個一個に基づいて判断をするというのが私は行政運営のやはり一つの基本的な理念ではないかなと考えますので、市長の御見解を改めてお伺いしたいと思っています。

以上で 2 問といたします。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 先ほど、国の予算の社会保障関係、福祉部門について、適正と、こういうことは言っておりません。適正な受益と負担の関係を築くと、こういうようなことを申しあげているのであって、いわゆるこれからはやはり負担ということも考慮に入れたところの福祉というものに目を向けていくんだという内容になっているんだらうということをお願いしておるわけでございます。

それから、国の福祉を見ましても、社会保障関係も一貫して、資料を見ましてもふえてきておりまして、これは、やはり福祉に対しての需要というものが、あれはあるんだということに見られるわけでございまして、ですけれども、年金の給付とか、あるいは介護報酬とか、医療費負担というようなことは、これは減に向けたところもありますけれども、全体としては 3.9%でございますが、7,100 億円くらいふえていると見られるわけでございまして、やはりこういう中から今言ったような受益と負担の関係というものが出てくるんだらうと見ておるところでございます。

それから、寒河江市の福祉関係ということの御質問でございますが、開会日に申しあげましたところの市政運営の要旨にも書いてありますように、非常に力を入れたといいますが、目を届かせるような分野に対しまして、必要な部門についての予算のつけ方、あるいは考え方というものを 15 年度の予算編成に当たりましても考慮したところでございまして、これらの方針等、あるいは予算の方をごらんになればわかりかなと見ております。

それから、合併しなかった場合の交付税はどうなるのかと。これはやはりまだまだこれから合併をしようという場合についての支援制度という中に交付税の問題があるわけでございますけれども、はっきりとまだ支援しない場合は交付税でどうするというようなことが、はっきりとは出てきていない段階ではなかろうかなと見ておるところでございますが、今後よくその辺を見ておく必要があるかなとは思っておりますが、私の方では合併しようとして取り組んでおるわけでございますから、それに向けての対応というものでこれから進まなくてはならないと思っております。

それから、アンケートというわけでございますけれども、最終的な判断は、これは市民なわけではございません。私もこれから地域座談会を開くわけでございますから、いろいろ合併についてのお話を申しあげようと思っておりますし、さらにまた、市の立場という、いわゆる寒河江西村山の中核都市としての市の立場というような役割もあるわけでございまして、西村山地方全体の発展を担うというような責任というものも訴えていかななくてはならないのであろうかと思っております、そういう観点から、現在の段階での住民のアンケート調査というものは考えていないところでございます。以上です。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 いわゆる合併特例債の 191 億円のシミュレーションですね、ちょっと答えがなかったんですが、いいですか。

佐藤 清議長 いいです。

じゃあ、ちょっと内藤君待ってください。

市長。

佐藤誠六市長 191 億 2,000 万円の云々と、特例債発行できるというようなことを資料に載せておるわけでございますけれども、先ほども申しあげましたように、合併協議会で策定する市町村建設計画に基づいて行うところの一定の事業に要する経費の財源とするものでございまして、ですから、合併協議会というものが設立され、市町村建設計画の策定の中で具体的な事業が出てくるわけでございまして、どのようなものかを考えるとか、あるいは協議しているかということは今のところあるわけではないわけでございまして、全く白紙でございます。

佐藤 清議長 内藤議員。

内藤 明議員 空中戦を戦わせているようで、ちょっとなにですが、市のシミュレーションのことから申しあげますと、要するにどのようなものを考えて建設するつもりかなんていうふうにお聞きをしているわけではないんでして、その上限まるまんま 191 億 2,000 万円を使った場合の、いわゆるそれぞれ年間の交付税措置というのはどういうふうになるのですかということをお尋ねしたんです。そのシミュレーションがあればぜひ教えていただきたいと。交付税にどのような措置がなるんですかということをお尋ねしたところなんですが、どんなものを建設するつもりかという話を聞いているわけではありませんので、ひとつ誤解なくお答えをいただきたいと思います。

私たちもよく勘違いしがちなんですが、いわゆる合併特例債の 70%が交付税措置されるというふうなことで、どうもそれが先あって合併を進めようと、こういうふうにしているのではないかなと思われる節がありまして、それを、70%を、先ほど申しあげましたけれども、基準財政需要額に算入されるにすぎないのであって、その 70%の分の地方交付税額が増額になるわけではないんですね。したがって、そのところをやはりきちっと押さえておく必要があるのではないかなと考えております。

私は私なりにいろいろ研究をしてみました。緑政会の皆さんもいろいろ勉強会をなさったそうではありますが、口幅ったいようですが、私たちも勉強をさせてもらいました。

例えば、その 191 億 2,000 万円ほどの、何をするかは別にしまして、事業費を実施する場合の交付税措置を考えたときに、いわゆる地方債は 95%でありますから 181 億何がしになると思います。それで、一般財源の方は 9 億五、六千万ぐらいになるのかなと思っておりますが、その地方債の約 181 億掛ける 70%でありますから 127 億 1,400 万円ほどの基準財政需要額への加算となるのではないかなというふうに思います。

それで、その 127 億の元利償還金は、事業の性格にもよると思いますが、大体 20 年間で返還するとしますと、1 年間の償還金は、127 億割る 20 ということで 6 億 3,500 万円ぐらいになるのかなと思います。その 6 億 3,000 万円のお金を、例えば三つの自治体で、それはちょっと強引なやり方もわかりませんが、均等に分割したと考えますと、割る 3 でありますから、約 2 億ちょっとぐらいのものが一つの自治体の基準財政需要額への加算があるのではないかなと思っています。私の見解と違うかどうかわかりませんが、先ほどシミュレーションということでお聞きをしましたので、その点についてぜひ当局の考え方もお示しいただきたいと思います。

それから、合併しなかったときの交付税の関係であります。これもいろいろ検討する必要があると思います。確かに市長は合併という前提の中で今後いろいろやっていくということから、こんなことは必要ないというふうにしているのかどうかわかりませんが、それも一つの考え方として必要だというふうにありましたので、ぜひそうしたところも含みおいていただいて検討すべきだと考えますが、合併しなかったからといって多分ペナルティーというのではないと思うんですが、これは、地方分権一括法成立後の新たな国と地方の関係、あるいは県と自治体との関係からして、地方公共団体が国の行政機関または都道府県の機関が行った助言等に従わなかったというときの理由として不利益な取り扱いをしてはならないというふうな、一つの地方自治法 247 の 3 の規定がやはりあるということをおきとんと想起しておく必要があると思います。そうしたことをきちんと踏まえて対応すべきだと考えているところであります。

それから、アンケート調査については、お尋ねしたところ、繰り返して考えていないということから、合併問題についてわかりやすく、例えばよく結婚話に例えられるわけからありますが、そういう意味では、結婚の当事者は本市の市民と両町の町民であると思いますけれども、それで、いわば市長や町長さんは親御さんというふうに私は考えておりますけれども、親御さんである市長は当初大変この結婚に対して慎重であったわけでありまして、奥さんを選ぶに当たって必ずしも一目ぼれしたわけではないと思っているわけからあります。

けれども、ところが、最近急速に熱を上げたといいますが、娘さんに対して結婚しろというふうにせっついているような私は感じがするわけですが、そこで私は、そうした本人の意思はぜひ尊重すべきだと申しあげたいところであります。むしろ当事者の市民である娘さんの方は、婿さんは大変自然豊かで美男子であるけれども、昔から金と力はなかりけりなんて言いますけれども、そうしたことをきちんと現実的に見抜いているかもわかりません。

ですから、そういうことを踏まえながら対応しないと、かけ離れた市政運営、合併になってしまうのではないかと私は危惧をしているところであります。そうした視点での市民の意思というものを確認をするべきだと思います。現在のところ考えていないということでもありますから、先になったらするのかどうか、その辺も定かではありませんけれども、先に状況が進んだらするのかどうか、そうしたことも含めて市長の御見解を承りたいと思います。

それから、政府予算の件についても伺いましたが、なかなか歯車がかみ合わないというが、そういうふうに理解しておりますが、大変厳しい政府予算だというふうに私もよくわかります。また、負担増を求めていることについては、現実的にそうしているわけですから、それもよくわかります。だから、そういうことでそれらに対して市長はどうするんだということを尋ねているわけでありまして、厳しいことは認める、これも認める、それを受けてやっていくんだというふうなことだと理解はしましたけれども、負担増というふうなものについて、それは市民にとっては大変厳しいという一つの判断があれば、やはり市としての独自のそうした施策をめぐらしてするのが長の立場ではないかなということをお願いして、私の質問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 何点かありましたが、合併特例債の問題でございますが、これはあくまでも起債でございます。俗に言えば借金でございます。ですから、不要不急なものにこれを使うというようなことは私も考えておりませんし、どなたの町の町長さんであろうが考えていないことだろうと思っております。

受け入れるのはいつかということか、どんな事業になるのか、全くこれはこれからのことでございます。いつ借り入れするかというのはこれからの問題でございます。これは今の段階で何とも申しあげられないということでございます。

それから、合併しないときの交付税の問題ということでございますが、今現在国において三位一体というのが議論されておるわけございまして、中でいろいろ議論されております。そうしますと、全体的に交付税は減少してくる傾向というのは非常にあります。15 年度の本市の予算におきましても、事業費補正やら段階補正やらいろいろ国の地方財政計画というようなものを参考にしながら寒河江市なりに算定してみますと、予算に計上したような状況の中で大幅に減ってくるということは見られるわけございまして、ですから、合併しない団体と合併した団体との差というようなものについては、どうのこうのというのは私の段階では言えない問題だろうと思っておりますが、地方交付税そのものが見直しをかけられていると、そして、特に三位一体の中で具体的に手を加えられているというようなことが、これは見られると思っております。

それから、アンケートの問題でございますけれども、先ほど申しあげましたように、現在は考えていないということございまして、合併協議会が設立されまして、合併後の将来像というものがはっきりなった段階で、いろいろ合併に対しての住民の意向調査などというようなことも、これは一つの方法ではないかなと思っております。

それから、福祉関係で、何も私は国の社会保障、福祉関係の予算を是としているわけではございません。ですから、ただそういう方向に行っているのだということを申しあげておるわけございまして、ですから、いわゆる介護の問題、あるいは国民健康保険の問題、あるいは少子化の問題といろいろあるわけございまして、それらについては、市長会なり、あるいは所属団体等々を通しまして、長として申すべきことを主張しておるところでございます。以上です。



## 遠藤聖作議員の質問

佐藤 清議長 通告番号 16 番、17 番、18 番について、22 番遠藤聖作議員。

〔22 番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党と通告してある諸問題に関心を持っている多くの市民とあわせて、行政に対して施策の実現を強く願っている市民の声を踏まえ、以下、市長に質問をいたします。

最初に、自治体が発行する身体障害者認定証明書の問題について伺います。

このことについては、昨年来私どもが弾力的な運用を求めているいろんな場で取り上げてまいりました。この身体障害者認定証明書というのは、身体障害者手帳がなくとも、高齢者の身体の状態によっては市町村の発行する証明書によって所得から障害者控除や特別障害者控除ができるというものであります。

このことについて、昨年 8 月には厚生労働省が市町村が所有している高齢者の情報、具体的には介護認定を行うときの医師の診断書や、介護度などの情報によって申請者の障害の程度や寝たきり老人であることが確認できれば、これを参考に証明書を発行してよいとの通知を市町村に出しているのであります。

これを受けて、県内では、山形市がいち早く、申請があれば、介護保険要介護認定が 1 と 2 については障害者に準ずると証明し、さらに介護保険要介護認定が 3 から 5 に認定されている高齢者、そして障害老人で日常生活自立度判定基準のランクが、いわゆる寝たきり度というそうでありますけれども、B 2 以上の高齢者、そして、痴呆老人で日常生活の自立度判定基準、いわゆる痴呆度のランクが a 以上の高齢者、この以上の三つの基準のいずれかに該当していれば、特別障害者に準ずるものとして証明し認定書を交付するという方針を決定し、市民に周知をしているところであります。さらに、平成 14 年分については、昨年 12 月末時点の状況で認定するとして、現在でも申請があればこれを発行するとしています。

これまで身体障害者に準ずる証明の基準があいまいだったこの問題に明確な指針が出たことは、関係者にとって大変な朗報であります。ところが、問題がありまして、自治体によって証明の基準がばらばらなことであります。

寒河江市の場合も、介護度をそのまま基準にせず、介護認定の際の医師が記入する自立度をもって判断するということになっています。これが非常にわかりにくいわけであります。これでは、隣のばあちゃんは特別障害に認定されたのに、自分のじいちゃんは障害者にしか認定されなかった、どこがどう違うのかなどということになりかねず、場合によっては隣近所で騒動になりかねません。実際寒河江市で、介護度 4 で特別障害者に認定されなかったケースも生まれています。

このことに関して寒河江税務署と交渉した西村山民主商工会では、一つ、障害者控除の証明については市町村に判断の決定権があること、二つ、そのことについて市町村間で証明の基準がばらばらでは困るので統一してほしいとのこと、三つ、14 年 12 月末現在を証明したものであればいつ発行したものでも 14 年分の所得控除証明書として有効であること、という回答を得ております。

このことに関して、以下、市長に伺います。

第 1 点、寒河江市の証明の基準がわかりにくいので、公平に判断ができるように、山形市のように介護度を基準にして証明書を発行すべきだと考えます。また、このことは税務署の意向にも沿うものだと考えますが、そのことについて市長に伺いたいと思います。

2 点目として、現在確定申告の時期であります。寒河江市が各地で実施している相談窓口でも、高齢者の介護をしている家庭については障害者控除を受けられる可能性があることを念頭に置いて対応することを職員に徹底すべきだと考えますが、どう考えるか伺いたいと思います。

第 3 に、そのことと関係しますが、市報などで広報を徹底することであります。特に還付の時効は 5 年間で

すので、今からでも間に合うことをきちんと市民に周知徹底すべきであります。

以上、3点について伺います。

次に、福祉施策の充実についての2番目として、在宅酸素療法患者の問題について伺います。

この世の中には難病といわれる病気は数多くありますが、この24時間機械の力をかりて酸素を強制的に肺に送り込み続けることによってしか呼吸困難や息切れ、全身の倦怠感などの自覚症状が解消されない、症状によっては命の危険にさらされるという大変な状態に置かれているのが酸素療法患者であります。この病気は、原因が患者によって千差万別であります。肺気腫や慢性気管支炎、肺がん、肺高血圧症などの慢性肺疾患によって肺機能が低下し、呼吸不全に陥り、低酸素状態になっているのが特徴だということでもあります。

治療法としては、薬物の投与のほかに酸素療法を行います。程度の差はあれ、この在宅で酸素療法を受けている患者は、全国で11万人いると言われていたますが、酸素吸入器なしには生きていけないと言われていた。この寒河江市でも、時々ボンベを抱えて歩いている人や、自宅で酸素発生装置を取りつけて生活している患者を見かけます。

ところで、この在宅酸素療法を受けている患者の医療費負担が、昨年9月までは定額負担の月850円の医療費だったのであります。ところが、10月からの医療制度の改悪で1割負担になったため、一気に約10倍、月1万円近くにはね上がりました。お金のある高齢者ならそう影響はないかもしれませんが、収入が老齢年金などしかない高齢者にとっては生活と命を直撃する事態であります。全国の患者団体の調査では、治療を中断した患者もいるということでもあります。

そこで、市長に提案をします。

寒河江市民で在宅酸素療法を受けている患者はどの程度いるか、また、医療費負担に耐えかねて治療中断などの最悪の事態に陥っている患者がいないのかどうか早急に調査していただきたいということでもあります。その上で、低所得で酸素療法を続けている高齢者に対して、何らかの医療費補助を行えるように制度の創設を検討していただきたいということについて伺いたいと思います。

次に、入札制度を改善することについて伺います。

この問題について、私は、最近では平成12年3月定例市議会の一般質問で抜本的な入札制度の改革について提案いたしましたのを初め、これまで何度も改善策を市長に申しあげてきています。

その一つは、談合を防止する取り組みについてであります。このことについては、前回私は神奈川県横須賀市や座間市の例を参考にしたらどうかと提案をいたしました。市長はそのとき、「いろいろ指摘もあった。私の考えも申しあげた。議員の言うところも十分勉強させていただきたい」と答弁を締めくくっています。その後どのような検討あるいは取り組みを行ってきたのか伺いたいと思います。

ところで、この問題について日本弁護士連合会が「入札制度改革に関する提言と入札実態調査報告書」というものを発表しました。それによると、日本の入札は談合が蔓延していること、そして、落札率の平均が極めて高率で、95%という平均で推移していること、これはくしくも寒河江市の平均落札率、13年度の落札率95.55%と極めて近い数値であります。その問題について日弁連では、一つは、予定価格を事前公表すること、そして、二つ目は、条件つき一般競争入札を導入することが柱であると改善策を提起しています。

さらに、5点にわたってその補強する方向を示しています。一つは、不正行為に対してのペナルティーを重くすること。二点目は、談合が明らかになった場合は、損害賠償請求を行うこと。三点目は、入札に際しての積算根拠を明確にさせ、その明細書の提出を義務づけること。四点目は、下請業者へのしわ寄せを防止する対策をとること。五点目は、入札及び契約に関する第三者機関による監視などを提案しています。

私は、予定価格の事前公表の意味について改めて考えてみました。個人の建設工事の際、一般的に行われている契約の方法は、どの程度の資金で家を建てたいけれども、あなたは幾らで請け負いますかということをお大工さんに聞く。そして、条件が折り合わなかったら別のお大工さんにも同じことを聞いて、最終的には、同じ技

術であれば、より安く請け負う方に建築を依頼するというのが個人の場合是一般的だと思います。つまり1円でも安く自分の持っているお金よりもどのぐらいまけてもらうか、準備した資金をどれだけ下回る価格で請け負ってくれるかが発注者側の最大の関心事だと思います。

行政に当てはめると、この予定価格というのが行政が準備できる上限の資金でありまして、値段でありまして、それをどのぐらいまで下回れるのかというのを厳しく問うのが競争入札の原理であり、精神だと思います。ところが、実態としてはほとんどの入札が予定価格に限りなく近い、言わば予定価格の上限に張りつくような事態に今日もなっているのです。

個人で仕事を頼むときは、準備した資金よりどれだけ安くしてもらおうか業者とぎりぎりの交渉をするのに、公共事業になると、入札だからといって予定価格以下でさえあれば幾らでもいいとなると、市民から預かった貴重な税金を浪費していることになります。

無論、予定価格の事前公表を行うに当たっては、積算根拠の提出や明確化、それに不正行為への厳しい罰則などの条件をつくることは言うまでもありませんが、前回は言いましたように、現場説明会の廃止、業者のあいさつ回りの禁止、設計図のコピー会社への売却などを実現すれば、市役所に業者が顔を出す必要もなくなるわけでありまして。

また、条件つき一般競争入札についても、事業の規模と内容によっては、この寒河江市でもやれるものがあるのではないかと。

これまでも学校建設などの大型の入札の場合などは、市外の大手の業者も指名を受けているのであります。こういう入札などは、参入業者の枠をもう少し広げ、インターネット入札の導入が可能なのではないかと思えます。インターネットの入札を行えば、事業説明や入札の告示、入札の実施、落札に至る過程で行政と業者は一度も顔を合わせる必要がなく実施することができるようになります。このことについては、国土交通省が電子入札のすすめを発表していて、そのマニュアルは大変参考になると思えます。

いずれにしても、行政のやる気のなさが予定価格に限りなく近い落札や、談合を許す温床になっていると日本弁護士連合会のレポートでは指摘しています。寒河江市でもそう言われぬようにこの問題についての意欲的な取り組みを期待し、市長の答弁を求めたいと思えます。

次に、市民の住環境を守るために、日照権条例の制定について伺います。

昨日高橋議員の質問と答弁でほぼ期待された内容が出されました。そこで、重複を避けて、若干補足質問を行いたいと思えます。

昨日市長から電波障害にかかわる指導要綱の話が出てきました。これは、私が議員になって間もなく、20年前、市民体育館の建設に関連して、付近の住民からテレビが見えなくなったという相談が寄せられたことがきっかけになって、当時の都市計画課の職員と一緒にやってつくり上げたもので、当時を思い出して大変感慨深いものがありました。佐藤市長は、その指導要綱に日影問題も加えることを検討したいと答弁いたしました。

そこで伺います。

一つは、建築基準法や山形県の日影条例の中で一定の規制がかけられています。きのうの答弁では、建て主に対する事前説明会の開催などを主な内容とするということだったようです。私の記憶違いだったとしたら訂正しますが、日影の生ずる季節ごとの具体的な時間規制などについて、より実効あるような内容にできないのか伺いたいと思えます。

二つ目として、大きなビルが建設されれば、環境問題としては、日照が遮られるというだけではなくて、ビル風や冬季の吹きだまり、除雪の問題など多岐にわたってトラブルが発生します。今回は、話し合いがなされた内容について建築主と住民との間で、覚書などの文書の交換があったのかどうか伺いたいと思えます。後で言ったとか言わないとかやり合うことほど嫌なことはありません。この際、市が中に入ったのですから、将来のトラブルを避けるためにも、きっちりしておくべきだと考えますが、市長の考えを伺いたいと思えます。

もう一つは、今回の話し合いで、住民側は具体的な日影の生じる可能性を図面に落とし、いわゆる日影図を見せてもらったそうです。ところが、持ち帰ることはだめだと言われたと聞いています。この日影図のようなものは、専門的な知識がなければ、ただ黒板に張りつけたものを見せられただけでは理解できるものではないと思います。

専門知識のある人に見てもらい、住民側が正しい判断を下してこそ、話が違うなどといった将来のトラブルを避けることができるのであって、何で持ち帰りを認めなかったのか不思議でなりません。指導要綱をつくるとすれば、そうした問題も明記すべきであります。市長の考えを伺いたいと思います。

以上、佐藤市長の誠意ある答弁を期待して、第1問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まずは、障害者に対するところの認定書の発行の問題でございますが、御案内のように、65 歳以上の高齢者につきましては、所得税法施行令及び地方税法施行令の規定によりまして、身体障害者手帳の交付を受けている場合のほか、精神または身体の障害の程度が知的障害者等または身体障害者に準ずるものとして、市町村長の認定を受けた場合は障害者控除が受けられます。また、重度の知的障害者等、または 1 級または 2 級の身体障害者に準ずるものとして認定を受けた場合は特別障害者控除が受けられることになっておるわけでございます。

介護認定を受けた場合、要介護度に応じて障害者控除の認定を行い、しかも市町村統一したものとして対応してはどうかというような質問であるわけでございますが、要介護認定は、障害や身体機能の状況を直接判断するものではなく、どの程度の介護サービスを提供するかを判断するため、介護の手間のかかりぐあいを判定するものでございます。一方、障害認定は、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いを判定するものでございます。このように、要介護認定と障害認定はその判断基準が異なり、介護度が 5 であっても障害認定 1 に当てはまるとは限らないものであることから、要介護度をもって一律に障害者の何級に相当するかを判断することは困難であり、適当でないと考えております。

本市におきましては、申請に基づき、介護保険関係資料等により、障害老人日常生活自立度及び痴呆性老人日常生活自立度を判定し、認定書を交付しておるところでございます。

それから、対象者に対して認定申請するよう、個々に通知してはどうかということもございました。制度の内容については対象者だけでなく市民全体に周知することが必要であると思っております、これらの周知につきましては、市報掲載により広くお知らせするとともに、申告相談時などにおきましても相談者に対して遺漏のないよう対応しておりますし、なお担当の方にも十分勉強するようにと、このようにしておるところでございます。

それから、在宅酸素療法者への補助制度の問題でございます。

在宅酸素療法というのは、お話もございましたけれども、肺の機能が低下し、体に必要な酸素を空気呼吸では十分に取り入れることができなくなった患者に、日常生活などのために自宅や屋外で酸素吸入を行う治療法でございます。利用者は高齢者の方が多いようでございます。

高齢者の医療負担は、医療保険制度改革の一環として行われた老人保健法などの改正によりまして、平成 14 年 10 月から定額制が廃止され、医療費の 1 割負担、一定以上の所得者は 2 割負担になり、負担限度額も改正されたことは御案内かと思えます。

在宅酸素療法の医療費は、指導管理料及び酸素濃縮装置、携帯用酸素ポンベの貸出料を合わせますと 8 万 1,100 円で、それに検査料と薬代が加算されます。この自己負担につきましては、お話もございましたけれども、身体障害者 1・2 級に認定されている方は、重度心身障害児者医療で公費負担され、無料または 1 日 800 円に軽減されております。

それから、重度心身障害児者医療の対象とならない 3 級以下の高齢者の自己負担は、旧制度の場合は、定額制を選択した診療所では、1 カ月で 2 回の診療の場合、1 日 850 円が 2 回ということで 1,700 円でありました。具体的に例を申してみますとこのようになります。

また、200 床未満の病院では、定率 1 割負担で限度額が 3,200 円、200 床を超える病院では 5,300 円でしたので、自負負担は 3,200 円または 5,300 円となっていました。それが、現行では、1 割負担の場合は、8,110 円に検査料と薬代の 1 割を加算した額となります。ただし、市民税非課税の世帯は外来の限度額が 8,000

円となっておりますので、8,000円を超える額につきましては、市の方へ高額医療費として申請していただくことにより償還払いされることになるわけでございます。

今新旧制度の負担額を比較してみましたわけですが、市民税非課税の世帯では1.5倍から4.7倍に、月額では2,700円から6,300円の負担が増加することになっております。

在宅酸素療法者に対して補助制度の創設云々でございますが、御質問のありましたように、このような状況は本市のみだけではございませんでして、全国的なことでございます。また、在宅酸素療法に限り起こるものでもないと思います。国では高齢者医療保険制度のあり方を検討中ですが、その中でこのような状況についても議論されると思いますが、私も市長会等々を通しまして、その対応等について問題を提起してまいりたいと考えております。

また、本市の認定状況についてのお尋ねもございましたが、本市の身体障害者の認定状況は、1級に認定されている方が465名、2級が245名、3級が239名となっております。呼吸器系の障害認定者は42名で、1・2級に該当する方が17名、3級が18名、4級が7名となっております。重度心身障害児者医療等については、県の補助金交付規定に沿って、寒河江市の医療費支給条例で定めるところでございます。

これからどうするかということですが、在宅酸素療法者の多くの方が制度の適用を受けられるよう、県に補助対象の障害等級の拡大を要望し、場合によっては在宅酸素療法に限定し補助対象になるよう要望するなど、非常に財政が厳しい状況にあるかと思っておりますけれども、要望するということと、そして県内の動向なども考え合わせながら検討してまいりたいと思っております。

次に、入札制度のことでの御質問に答弁申し上げます。

いろいろこれまで取り組んできたところでございますが、その中で、条件つき一般競争入札というようなものに検討を加えた、あるいは実施したところでございますが、この条件つき一般競争入札は、平成7年にハートフルセンター建設工事の際に初めて実施したわけでございます。昨年5月の醍醐小学校改築工事において2件目として実施しております。

この条件つき一般競争入札を実施するか否かにつきましては、これまで大規模な工事についてその都度判断し決定することとしておりますが、入札の公告に始まり、入札まで約1カ月を要することや、入札参加者の資格審査手続など、その事務量が多いこともありまして、実績としてはただいま申しあげたように2件にとどまっているのが現状でございます。

また、何といたしても、条件つき一般競争入札となりますと、工事発注に関し多くの市外業者あるいは県外業者までを含め、広く不特定多数の業者に競争させることとなるため、市内業者の受注機会に大きな影響があり、また、落札業者がしっかりと施工ができるのかなど、工事の質における安心感といったものが保たれないという懸念があったことも事実でございます。

また、一方で、この条件つき一般競争入札は、その手続において透明性が高く、より公正な競争が図られる方法としてすぐれた入札方法でありますし、また、その導入によって、より競争が激しくなり、落札価格が下がるということは当然考えられることでございます。

このように、条件つき一般競争入札につきましては、さまざまな課題はあるものの、その透明性や公正性といった観点から、また、公金の有効活用といった観点からも、今後は拡大の方向で検討していく必要があるものと考えているところでございます。

そうした際には、対象となる工事の基準を明確にいたしまして、また、特に地元企業の育成、それから地元経済の活性化という点にも考慮し、競争性を失わせない範囲内において地域要件を付加するなどの配慮をして、また、期間の短縮や事務量の軽減といった課題解決にも取り組んでいく必要があるかなと思っております。

次に、何点かありましたが、予定価格の事前公表でございますが、職員への業者からの接触を防ぐために予定価格の事前公表が必要ではないかというようなことがありましたが、予定価格につきましては、御承知のと

おり入札後に公表する事後公表を行ってきております。事前公表につきましては、職員から業者への予定価格漏えいという不正行為を防止するという観点からは効果がある反面、業者の真剣な見積もり努力を損なわせる可能性があること、それから、落札価格が予定価格近くで高どまりになるおそれがあること、また、談合が一層容易に行われる可能性があることなどが懸念として一般的に指摘されているところでございまして、国においては実施していないものでございます。

また、事前公表を実施した団体の中には、落札率が予定価格近くで高どまりする結果となったことから、事後公表に変更した事例があるのも事実でございます。予定価格の事前公表につきましては、今申しあげたような懸念があることにかんがみ、現時点におきましては考えておらないところでございます。

それから、現場説明会でございますが、入札参加者同士の接触の機会を抑制し、談合など不正行為の防止を図るため、現在では原則として廃止しているところでございます。ただし、特殊な工事などで、その適正な施工のために特に必要な場合は実施しているものもありますが、今後はこの例外的に実施しなければならない工事については、より厳格に判断していくこととしたいと考えております。

それから、電子入札の導入のことでございますが、一部自治体において既に実施され、効果を上げているところもあるようでございます。

現在、国土交通省におきまして、IT技術の活用により公共技術の業務体系を合理化、高度化するシステムである公共事業支援統合情報システムの構築に取り組んでおり、その一環として電子入札の導入が推進されております。

また、県におきましても、電子県庁の推進施策の一環としてこのシステムの導入が位置づけられ、電子入札につきましても平成15年度からは一部において試行運用が計画されているようであります。

市としましても、国及び県で進められている電子入札システムの内容及び電子入札の実施状況、システム構築のための初期投資費用及び運用費用、さらには寒河江市のような規模の自治体での導入効果など調査すべき事項が数多くありますので、検討課題とさせていただきたいと思っております。

それから、住環境のことで、きのうの高橋議員の質問に続いて具体的な何点かについての質問がありました。

一つは、季節ごとに日影の生ずる時間規制などについて実効性のあるものにできないかということでございます。

現在の県の条例の日影規制は、年間の中で最も日が短い冬至における高層建築物により日影が一定時間以上生じないように規制しております。御案内のように、冬季における日影は、太陽が最も低い位置にあることから、日影の帯も長く、日影時間が最も長くなるわけでございまして、そういう中で、日影時間規制というものを市の要綱で定められないかということでございますが、県の建築基準条例は県内の全地域を網羅した日影規制でありますので、市単独の規制というものは考えていないところでございます。

それから、建て主と住民との間の覚書の交換ということでございますが、今回の場合でございますが、第1回目の説明の折には要望書の回答書で文書化されております。それから、第2回目の見直しの説明会の折の文書化はなっていないようでございます。

この見直し案に基づくところの変更確認申請書が提出されておりますが、話し合い時に説明された内容どおりの申請書となっております。

それ以外の話し合われた事項については建て主側で記録しているようでありますので、双方理解違いにならないよう、建て主側から話し合われた事項について市でも取り寄せ、確認してまいりたいと思っております。

それから、日照図の公開の問題でございます。

この建築確認機関である県で情報公開できる資料は、プライバシー保護上、概要書のみ公開となっており、日照図は公開できる資料外となっております。公開できる外となっております。日照図は、住民がおのこの敷地に対し日影になる部分について理解を得られる図書となるわけですが、当事者の責務として紛争が生じた

ときの解決資料として提供せられるかどうか、市で今度つくるところの指導要綱の中で盛り込むことができるかどうか、というようなことを検討してみたいと思っております。以上でございます。



佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 盛りだくさんの答弁で、質問もかなり量が多かったんですけども、第 2 問をしたいと思います。

介護の認定について、私の趣旨は、自治体によって認定の基準がばらばらだと、これをそのまま放っておいていいのかということが眼目でありまして、このことについては、例えば秋田県などでは、県がイニシアチブをとって各市町村に通達を出しているという話を聞いています。

こういうふうなものであるだけに、例えば山形市の場合は、結果的に山形市の住民は得をすると、寒河江市の住民は損をするというようなことになったんではおかしいのではないかというふうに、話が広がれば広がるほどなっていくわけですね。

具体的にどういうことかといいますと、同居配偶者で特別障害者がある場合の控除額ですけども、所得税で 75 万円、県・市民税で 53 万円が新たに所得控除できるようになるわけです。大体 1 割の税率ということを考えますと、所得税で 7 万 5,000 円、住民税で 5 万 3,000 円の還付を求めるとすれば所得税から還付できると、お金の換算しても大変大きな金額になるわけでありまして。

こういうものであるだけに、大変不景気で困っている人が多いわけですけども、行政としても、住民税が減少になるわけですので、そう喜んではいけないかもしれませんが、こういう制度がある以上、積極的にそれにこたえていく姿勢が必要なのではないかというのが質問の趣旨であったわけです。

ぜひ、県に基準を統一するように働きかけをしていただきたい。市町村によってばらばらな基準では困るわけで、その点、改めて市長にお尋ねをしてみたいと思います。単に寒河江市だけの判断ではなくて、44 市町村全体の問題でもあるわけで、そこら辺の理解を踏まえた上でぜひやっていただきたいと思います。それは税務署もそのようにしてほしいと望んでいることでもあります。

さらに、寒河江市の税務相談の窓口での対応のことでもありますけれども、一部職員が、新しい年に入ってから証明書は証明書として受け付けないというような言われたか言わなかったかなどというような話があったりして、一部現場には混乱があるわけでありまして。この辺についてもきちっとしていただきたい。市長はさっき指導をしたいというふうなことを、話を聞いているのかどうかわかりませんが、答弁があったので、これ以上追求はしませんが、ぜひそういう現場で市民が不利益になるような対応はしないでいただきたい。誤った理解に基づいた指導はするべきでないと思いますので、ぜひそのところを徹底していただきたい。

それから、広報に載せることについても、当然であります。直ちにすべきだと私は思うんです。本当は 12 月あたりですべきだったんですね。なかなか市の対応が決まらなくて、ずるずる来ていたわけですけども、今からでも遅くないですので、ぜひ広報に載せていただきたい。みすみす還付を受けられるものが受けられないなどということになっては、行政の怠慢と指摘されても仕方のない事態になりますので、ぜひしっかりとやっていただきたい。

酸素療法については、非常に前向きな答弁がありまして、市長も理解してくれたのかなと思います。

やはりかなり苦しいんですね。身体障害者の認定を受けていなくても、そういう状態になってしまえば大変な苦しい生活を送らなくてははいけないわけで、さっき内藤議員が詳しく今の住民の負担増の問題を取り上げていましたけれども、その一つでありまして、単に酸素療法の負担増だけでないというところに国民の今の時代に生きていく上での苦しさがあつたわけで、ぜひこういう分野ぐらいは一つ一つ手がけていただきまして、負担軽減を図っていただくということをやっていただきたいと思います。

このことについての実態の調査をやっていただきたいということを申しあげたんですが、通告後に始まったことでもありますので、今すぐにはできないかもしれませんが、ぜひ実態調査はやっていただきたい。どういふ生活をその人たちが送っているのか調査していただきたい。そのことの答弁がなかったので、改めてお

聞きしたいと思います。

それから、入札の問題ですが、これは、条件つき一般競争入札と予定価格の事前公開というのは、ばらばらにやるものではなくて、一体的に取り組むべきものなんです。これは、横須賀市や座間市の例ではそのところがうまく機能しておりまして、予定価格の85%台の落札率でずっと推移しているということが、私どもも実際に調査してきて目の当たりにしてきたんですけれども、それがどちらが欠けてもまずいんですね。要するに参加業者を多くするというのと、それから予定価格を事前に公表するという問題は一体のもの、セットのものとして取り組むことによって競争性がより増してくるということなんです。

市長は、事前公表すると高どまりの傾向が出てくると言われました。今寒河江市は高どまりでないんでしょうか。寒河江市の入札の結果の、お聞きするところによると予定価格に対する落札率が95.55%。これは高どまりではないんでしょうか。実際がそうなんです。今の実態が。ですから、これ以上高どまりになるわけがないんです。もう事実上予定価格なんてないと同じ。ばればれもいいところで、業者の積算能力も高まっているということもありますけれども、そういう意味では、もう少し事態を真摯に見詰め直していただきたいなと。そして、その上で前向きに事態の解決に動いてほしいと思います。

予定価格の事前公開というのは、国がやっていないということもありますけれども、進んでいる自治体においてはどんどんこれはやられているんです。それは、ほかでもない、こんなところで駆け引きをしたって始まらないというところから出発しているんです。これはもうさっき言ったように業者も能力が高まっているし、そんなところでどうのこうの言ってもしょうがない。これはもう行政として払える最高の金額だということを明らかにして、それを幾らまけられるかというところで勝負していただくというふうにはっきりと打ち出した方がいいのではないかと思うのであります。

それから、地元の業者を育てるということと条件つき一般競争入札を導入するということは競合しません。これは以前も申しあげましたけれども、地域指定、限定あるいは業種限定等によって、これまで下請などに甘んじていた市内の業者などもより参加することができるようになって、一人前の業者としての自覚が出てくる。そういうプラス面もあるということを前回指摘したんですけれども、そういう立場で、事業をもとに、実験的に、よりもう少し範囲を広げてやっていただければと思います。

それから、日照権の問題ですけれども、これは、全国的な日照権をめぐるさまざまなトラブルを見ますと、やはり裁判まで行ったりしているケースが結構あるんです。あるいは差しとめとか。そういうことが寒河江ではあってほしくないし、あるべきでないと思うんです。

それで、およそ裁判等の流れを見ますと、日影図はほとんどいわゆる住民側に無条件で提示になっているというのが一般的なケースのようであります。これはインターネットで見てもらうとわかりますけれども、日照権というところでクリックすると出てきますけれども、ほとんどの争い事でこの日影図というのは、いわゆる住民側に手渡して初めて議論が始まっているというところが大半でございますので、余り難しく考えずに、この問題は要綱の中に明記すべきでないかと。

実際これは、専門的な目で見ないと、見せられてもわからないんです。県のこれ、ありますけれども、日影規制のこれを見てもわからないです、これ。日影図の日照の動きなども出ていますけれども、こんな、素人が見たってわからない。それで、ぜひ専門家にも見ていただけるような機会を、住民側にチャンスを与えないと、あのとき見せたじゃないかと、いや、見たけどわからなかったと、いや、見て何も文句を言わなかったじゃないかとかとなって、もうそこでけんけんごうごうになってしまうんです。だから、ここの段階で納得できれば、トラブルはこれ以上拡大しないわけです。そういう意味でも、ぜひ住民側に提示をすると、見せると。見せるだけでなく提供するという建て主側のいわば度量がないと、この問題はいつまでもごたごた続くのではないかと考えていますので、ぜひそういうものは最低限の条件として入れていただきたいと思います。

それから、2回目の話し合いの内容については建て主から取り寄せてやってみたいということですので、こ

れ以上言いませんけれども、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

それから、ちょっと不足ありますけれども、これは予算の聞き取りのときにも少し言ったんですが、あの場所は、2本あった私道の1本がビルの建築によって消滅してしまったんですね。ですから、残るのは橋によって渡っていく私道の袋小路の道が1本だけというふうになってしまったわけです。それで、そういう意味の不安も住民の中にはあったのではないかと。もし何か災害があったときなんかは困ってしまうというような危機感もあって、何とかしてほしいという動きが出てきたのではないかなと思います。

そういう意味では、これは都市計だけの問題ではないんですけれども、全体として、ああいう場所の解決について行政も少し力をかけてほしいという声が住民の中にあるわけです。ぜひそういうことを、防災上の観点からも、行政側としての考え、あるいは、見解等があればお聞かせをいただきたい。

以上で2問を終わります。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 第 1 点は、障害者の控除と、それから介護との連動のことですが、先ほど申しあげましたように連動しない取り扱い、介護度は介護度の方からの見方、そしてまた、所得税法は所得税法の見方ということになりまして、イコールにはなっていないわけですが、連動しないような考え方でございまして、山形市がどのようにしているか私もわかりませんが、これは、県の方とか、あるいは税務署と十分に打ち合わせました中で、これから検討させていただきたいと思えます。

それから、税務相談だろうと思えますが、現場での問題というようなことがございましたが、これは先ほども申しあげましたように、法律のこういう取り扱いのことも十分熟知するようにしまして、丁寧な相談ができるようにしていくようにしたいと思っております。

それから、市報の問題でございますが、これは 3 月 15 日が間近に迫っておるわけでございますので、今回どのようにした方がいいのか、その辺を早急に検討していきたいと思っておりますが、どうしようかなと思えます。

それから、酸素療法の療養者の実態調査でございますが、これは、先ほど人数等々につきましてお話し申しあげましたけれども、実態というところまで担当の方が熟知しているかどうかにつきましては、なお調べて、今後に活かされるような実態調査ならば、生かすことを考えてまいりたいと思っておりますし、実態調査の必要性があるかどうかも含めまして検討させていただきたいと思っております。

それから、予定価格の問題でございますが、事前公表は、先ほども答弁申しあげましたように国などもやっていないわけですが、やはり高どまりになるということが出てきたのではないかなと。そんなことからやっていないということではなかろうかなと思っておりますので、これは考えていないということでございます。

それから、条件づきの問題、これも 1 問でも答弁申しあげましたが、これにつきましては拡大の方向で検討したいと思えますし、どういう条件にしたいのかというようなことを考えてまいりたいと思っております。

それから、日照権の図面を見られるように、だれでもわかるようにしろということですが、この辺も、答弁申しあげましたように市の要綱で盛り込むことができるのかどうか、この辺も検討させていただきます。

それから、私道の袋小路でございますが、現在の寒河江市、これからつくるところの都市開発あるいは宅地造成というような分野につきましては、指導の徹底をしておりますので、袋小路をつくるようなまちは認めておりませんので、そういうことはございませんが、現在もまだそういう袋小路といいますが、非常に防災上問題のあるような道路がなきにしてもいいわけですが、また、今回の件の場合も、あそこが袋小路になっておるわけですが、したがって、いろいろ道路を広げるとか、あるいは橋の改修とか、あるいは一たん関係あるときに本館と今回建てようとするところのホテルとの間のところに、緊急避難の入り口といいますが、それなどもつくるようにということで話し合いをしたわけですが、そういう方向にいくかなと思っております。

いずれにしても、行政指導というものを十分徹底して、建て主あるいは周辺の住民の方々のトラブルが発生しないように、いいまちづくり、あるいはそしてすてきな建物といいますが、そういうものが建っていくようにと願っておるところでございます。以上です。

佐藤 清議長 遠藤議員。

遠藤聖作議員 前向きな答弁がいっぱいあって、珍しく、私も大変歓迎しております。

それで、障害の認定の問題について、山形のは既に文書で出ております。これはいつでもだれでも見られるわけで、ここのところはぜひ取り寄せて比較していただきたいなと思います。

特に、なぜこういうふうになってきたかといいますと、私も 1 問で紹介しましたけれども、去年 8 月に厚生省が指示文書を出しているんです。これは、恐らく担当も持っていると思いますけれども、市町村が有している高齢者の情報、これは何かというと、介護認定の際に受け付けた書類が市町村が有している情報。これは唯一の情報ですね。これしかないわけで、そこで、医師の診断書及び介護度などの情報によって申請者の障害の程度を判断するというふうになっているわけです。ここで、ですから、確かに前段を見れば医師の診断書というふうになりますけれども、後段には介護度というのものもあるんです。ですから、市町村によって解釈が分かれるのも当然なんです。

具体的には、山形市のように介護度で判断している自治体もある。寒河江市のように医師の判断でしているところもある。ところが、いわゆる申請する側から言わせると、前段の医師の診断書というのは非常にわかりにくいんです。これは専門的な記述ですので、自立度 1 から、2 から、3 から。これが、例えば隣の人とうちのばあちゃんではどこが違うんだというようなわかりにくさがありまして、それではいろいろな意味で住民の間に問題が出てくるのではないかということで、山形の場合は一律介護度で判定をしているということがあろうので、それに行政側がきちんと説明できればいいんですけれども、恐らくできないのではないかと思います。そういう意味で、もっとわかりやすい基準をもって対応していく必要があるのではないかということを変更して申しあげておきたいと思います。

それから、入札の問題では、先般新聞報道も出ましたけれども、上水道木の沢配水池の工事の問題が、最近では談合問題では新しい問題です。私のところにも手紙が来たとし、その後商業新聞にも来たということのようですけれども、最終的にこの入札の執行を見ますと、やはり異常なんですね。神戸製鋼が当日に指名業者を辞退している。それから、三菱重工業は前に辞退をしている。それから、ベルテクノ技研は書類不備で失格と。一たんお金の札は入れたんだそうですけれども、7 社中 3 社が何らかの形で入札から外れるという事態になっています。談合があるということで私も水道事業所に通報したんですけれども、その手紙全文を渡して、こういうことがあったということでやったんですけれども、何でこんなことが起きるのか。入札で書類不備なんていうことは、普通こんな大きな工事の場合にはあり得ないんですけれども、書類不備ということで失格になった。それから、前日と当日、それぞれ辞退。

これは、指名された業者に、指名方法に問題があったのではないかと指摘する人もいます。あるいは、もっと地元の業者に周辺の仕事を、例えば基礎の仕事などは分離して分割して発注することができたのではないかと。結果的に地元の業者がそこら辺は下請に回ることになるので、そういうやり方だからこんな問題が起きるんだとかいうふうに指摘してくれた業者もいました。

やはりこれはかなり特殊な仕事ですので、こういう業者しかいなかったのかもしれないけれども、この場合も、予定価格を公表したり、もう少し指名業者をふやしたりすれば、こんなことにはならなかったのかなと、素人判断で申しわけないんですけれども、そんな思いもあります。

こういう教訓から何を寒河江市は学んだか、最後にそれをお伺いして、第 3 問を終わりたいと思います。

佐藤 清議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 今回の配水池のことにつきまして、初めてといたしますか、余り例のないところの事業でございますので、審査会におきましても、どなたを指名するかというようなことも十分議論されて指名したわけでございます。

それから、談合の情報が出された場合にも、2 回ほどそれにつきまして調査をして、そして、審査会でいろいろ議論をされておる経過があるわけでしたので、今議員がおっしゃるような、どうしてなんだというようなことにつきましては、これは私の方ではうかがい知れないことございまして、今後はそういう情報といたしますか、入ってくるような事態のないように、談合などができないよう業者間で十分これは留意してもらわなくてはならないと思っております、そうでないと、いたずらに市のお金を使って事業をやろうとしているのに水をかけられるような事態になりかねませんから、十分業者間におきまして、行政側、発注する側の気持ちというものを組み込んで対応していただかなくてはならないと思っております。

平成 15 年 3 月第 1 回定例会

佐藤 清議長 税務課長。

宇野健雄税務課長 先ほど認定書の取り扱いについて、申告の現場の方に何か混乱が生じているようなお話がありましたけれども、申告相談する者の事前に研修を重ねまして、統一した見解で対応しておりますので、格別混乱が生じているなどというようなことはありませんので、よろしくをお願いします。

散 会 午後 2 時 4 8 分

佐藤 清議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。  
本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。



平成15年3月18日(火曜日)第1回定例会

出席議員(23名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤頴男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	井上勝	議員			

欠席議員(1名)

12番	渡辺成也	議員
-----	------	----

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	奥山幸助	選管委員長
武田浩	農業委員会会長	兼子昭一	庶務課長
荒木恒	企画調整課長	秋場元	財政課長
宇野健雄	税務課長	井上芳光	市民課長
石山修	生活環境課長	安彦守	土木課長
			花・緑・せせらぎ
片桐久志	都市計画課長	犬飼一好	推進課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
安食正人	健康福祉課長	小松仁一	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
大谷昭男	教育長	芳賀友幸	管理課長
芳賀彰	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		

事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任

平成15年3月第1回定例会

議事日程第4号

第1回定例会

平成15年3月18日(火)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 議第25号寒河江市立醍醐小学校改築工事(屋内運動場建築工事)請負契約の締結についての議案訂正の件

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は渡辺成也議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、3月17日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結についての議案訂正の件を議題といたします。

## 議案説明

佐藤 清議長 市長から議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結についての議案訂正の件の説明を求めます。佐藤市長。

（佐藤誠六市長 登壇）

佐藤誠六市長 議案の一部訂正について御説明申し上げます。

議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結について、このたび契約の相手方であります寒河江市建設共同企業体代表者株式会社高松木材より、「取締役社長高橋武正」を「代表取締役社長高橋武彦」に変更する届け出がありましたので、議案の一部を訂正するものであります。

よろしく御承認くださるようお願いいたします。

佐藤 清議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約締結についての議案訂正の件については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結についての議案訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

平成 15 年 3 月第 1 回定例会

散 会 午前 9 時 3 2 分

佐藤 清議長 本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。

## 平成15年3月20日(木曜日)第1回定例会

## 出席議員(23名)

1番	佐藤清	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	13番	新宮征一	議員
14番	佐藤穎男	議員	15番	伊藤諭	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	松田伸一	議員
20番	那須稔	議員	21番	佐竹敬一	議員
22番	遠藤聖作	議員	23番	伊藤昭二郎	議員
24番	井上勝	議員			

## 欠席議員(1名)

12番 渡辺成也 議員

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	鹿間康	下水道課長
安達勝雄	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	安食正人	健康福祉課長
小松仁一	会計課長	浦山邦憲	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
芳賀友幸	管理課長	芳賀彰	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員長		農業委員会
布施崇一	事務局長	真木憲一	事務局長

## 事務局職員出席者

安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	主任



議事日程第5号

第1回定例会

平成15年3月20日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 議第 3号 平成14年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 2 議第 4号 平成14年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- " 3 議第 5号 平成14年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- " 4 議第 6号 平成14年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計補正予算(第1号)
- " 5 議第 7号 平成15年度寒河江市一般会計予算
- " 6 議第 8号 平成15年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算
- " 7 議第 9号 平成15年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
- " 8 議第10号 平成15年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
- " 9 議第11号 平成15年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
- " 10 議第12号 平成15年度寒河江市老人保健特別会計予算
- " 11 議第13号 平成15年度寒河江市介護保険特別会計予算
- " 12 議第14号 平成15年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
- " 13 議第15号 平成15年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
- " 14 議第16号 平成15年度寒河江市立病院事業会計予算
- " 15 議第17号 平成15年度寒河江市水道事業会計予算
- " 16 議第18号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- " 17 議第19号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- " 18 議第20号 寒河江市手数料条例の一部改正について
- " 19 議第21号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- " 20 議第22号 寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の一部改正について
- " 21 議第23号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- " 22 議第24号 寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の一部変更について
- " 23 議第25号 寒河江市立醍醐小学校改築工事(屋内運動場建築工事)請負契約の締結について
- " 24 議第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- " 25 請願第1号 少人数学級を国の責任で制度化し、1県1国立大学1教育学部の原則を維持するための意見書提出について
- " 26 委員会審査の経過並びに結果報告  
 (1) 総務委員長報告  
 (2) 文教経済委員長報告  
 (3) 厚生委員長報告  
 (4) 建設委員長報告  
 (5) 予算特別委員長報告
- " 27 質疑、討論、採決

日程第 2 8 議案第 2 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について

” 2 9 議案第 3 号 少人数学級を国の責任で制度化し山形大学教育学部の存続を求める意見書の提出について

” 3 0 議案説明

” 3 1 委員会付託

” 3 2 質疑、討論、採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

日程の追加

日程第30 議会案第4号 イラク問題の平和的解決を求める決議

〃 31 議案説明

〃 32 委員会付託

〃 33 質疑、討論、採決

日程の追加

議員派遣の件

再 開 午前 9 時 3 0 分

佐藤 清議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は渡辺成也議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、2月27日及び3月18日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第5号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 1、議第 3 号から日程第 25、請願第 1 号までの 25 案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第 26、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 11 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。本委員会に付託になりました案件は議第 18 号、議第 19 号、議第 20 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 18 号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「特別職の現在の報酬額と減額及び管理職手当減額はどのくらいになるのか」との問いがあり、「市長の報酬減額 10%で、年 110 万 4,000 円の減となります。助役は 5%、収入役、監査委員、教育長は 3%の減となり、管理職手当減額は 235 万 6,000 円で、減額の総額は 450 万円程度になります」との答弁がありました。

議第 18 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 19 号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「仕事の内容は何か」との問いがあり、当局より「医療職第 2 表の職種の方を対象にして、それぞれ道を開いていこうとするものです」との答弁がありました。

議第 19 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 20 号寒河江市手数料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 おはようございます。

文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 11 日及び 3 月 18 日、市議会第 4 会議室において 2 回開催いたしました。

初めに、3 月 11 日の審査について申し上げます。午前 9 時 30 分から委員 6 名全員出席、当局から教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 21 号、議第 25 号、議第 26 号、請願第 1 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 21 号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 21 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「寒河江市建設共同企業体について」の問いがあり、当局より「校舎の建設工事と同じで、代表者が高松木材で、伊藤建設、布施建設の 3 社であります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 25 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 26 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「飲用水供給施設の進捗状況について」の問いがあり、当局より「この事業は平成 17 年度までであるわけですが、地域住民の合意形成を図っている段階です」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 26 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号少人数学級を国の責任で制度化し、1 県 1 国立大学 1 教育学部の原則を維持するための意見書提出についてを議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑・意見などもなく、質疑・意見などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 1 号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、3 月 18 日の審査について申し上げます。

午後 1 時から委員 6 名全員出席、当局から教育長初め関係課長出席のもと開会いたしました。

3 月 17 日に議第 25 号寒河江市立醍醐小学校改築工事（屋内運動場建築工事）請負契約の締結についての議案の訂正が提出され、3 月 18 日に開催されました本会議で承認されましたので、再審査をすることに決し、議案の訂正理由の説明を省略し、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より「寒河江市建設共同企業体の代表者交代の経緯について」の問いがあり、当局より「議案上程後の 3 月 13 日に届け出があり、まだ議決がなされておりませんので、行政実例に基づいて議案の訂正をさせてい



ただいたということです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 25 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 おはようございます。

厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、3 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名中 5 名出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 5 号、議第 6 号、議第 22 号、議第 23 号の 4 案件であります。順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第 5 号平成 14 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護サービスの 2 億円減額の理由について」の問いがあり、当局より「老健施設の利用が少なく、施設サービスの給付額が見込みより少なかったためです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 5 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 6 号平成 14 年度寒河江市介護保険認定審査会共同設置特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容について申しあげます。

委員より「審査会の開催状況と回数が減った理由について」の問いがあり、当局より「当初予定は 205 回で、3 月までの見込みで 170 回となり、35 回減り、その主な理由は新規の認定件数が減ったことと、認定有効期間が 6 カ月から 12 カ月に延長になったためです」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 6 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 22 号寒河江市生活支援ホームヘルパー派遣に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「介護保険で自立となった方で、このサービスを受けている方の利用状況について」の問いがあり、当局より「現在 13 名おり、1 回 2 時間で週 2 回までとなっております」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 22 号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 23 号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「保険料改正の県内の状況について」の問いがあり、当局より「改正についてはまだ公表されている情報がなく、はっきりしたことはわかりません。14 年 10 月段階では、高いところで 3,600 円、安いところで 2,400 円となっており、本市は平均より低いところにあります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 23 号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3 月 12 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 4 号及び議第 24 号の 2 案件であります。

順次審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 4 号平成 14 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 24 号寒河江駅正面口駐輪場及び寒河江駅前交流センター新築工事請負契約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「JA 寒河江支所の解体がおくれた理由は」との問いがあり、当局より「新しい支所を建設する場所の物件解体がおくれ、支所の移転がおくれたこと、有線放送施設を移すに許可が必要で、その手続でおくれたことによるものです」との答弁がありました。

議第 24 号については、ほかに御報告する質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮征一予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3 月 4 日午後 2 時 45 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 3 号平成 14 年度一般会計補正予算（第 5 号）、議第 7 号平成 15 年度寒河江市一般会計予算、議第 8 号平成 15 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計予算、議第 9 号平成 15 年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第 10 号平成 15 年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第 11 号平成 15 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第 12 号平成 15 年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第 13 号平成 15 年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第 14 号平成 15 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第 15 号平成 15 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第 16 号平成 15 年度寒河江市立病院事業会計予算、議第 17 号平成 15 年度寒河江市水道事業会計予算であります。

12 案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第 7 号については、1．天童市営バスの現状の乗車人員、今後の見通しなどについて、1．合併協議会準備会への職員の配置、準備会の場所について、1．座談会の予算について、1．13 市等の公営選挙の内容について、1．市民パソコン学習講座開催委託料などについて、1．町会長報酬について、1．針灸マッサージの助成について、1．子供読書活動の取り組みについて、1．乳幼児からの本に親しむきっかけづくりの事業について、1．障害児通学支援事業について。

議第 8 号については、1．仮換地の状況について、1．店舗を構えていて廃業した場合の補償金についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第 3 号、議第 9 号から議第 17 号については、質疑はありませんでした。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行って一たん散会いたしました。

次に、3 月 18 日午前 9 時 35 分から、本議場において委員 23 名中 22 名出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

冒頭、都市計画課長より 3 月 4 日の質疑に関連して発言の申し出があり、これを許可し、都市計画課長より発言がなされました。

次に、議事日程に入り、日程第 1、議第 3 号から日程第 12、議第 17 号までの 12 案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第 3 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 7 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 8 号について、建設委員長の報告に対し質疑を求めたところ、委員より当局に対し質問が出され、一たん休憩いたしました。会議を再開し、議会運営委員会の審査結果に基づき当局に対する質疑を許可いたしました。

委員より1. 駅前区画整理事業区域内で事業をやめて補償金を受け、区域外に出た件数と補償額について、1. 事業をやめた際、店舗等建物の補償等営業補償について、1. 営業補償がある場合、区域外に出て同種の事業をやりながら、区域内では個人でやっていたものを有限会社等の経営に形態が変わった場合の問題についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第8号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第14号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第15号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第16号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第17号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について、報告を終わります。

## 質疑、討論、採択

佐藤 清議長 日程第 27、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第 3 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 3 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 3 号は原案のとおり可決されました。

議第 4 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 4 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 4 号は原案のとおり可決されました。

議第 5 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 5 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 5 号は原案のとおり可決されました。

議第 6 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。



これより議第 9 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 9 号は原案のとおり可決されました。

議第 10 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 10 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 10 号は原案のとおり可決されました。

議第 11 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 11 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 11 号は原案のとおり可決されました。

議第 12 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 12 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 12 号は原案のとおり可決されました。

議第 13 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 13 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 13 号は原案のとおり可決されました。

議第 14 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 14 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 14 号は原案のとおり可決されました。

議第 15 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 15 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 15 号は原案のとおり可決されました。

議第 16 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 16 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 16 号は原案のとおり可決されました。

議第 17 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 17 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 17 号は原案のとおり可決されました。

議第 18 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 18 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 18 号は原案のとおり可決されました。

議第 19 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 19 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 19 号は原案のとおり可決されました。

議第 20 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 20 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 20 号は原案のとおり可決されました。

議第 21 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 21 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 21 号は原案のとおり可決されました。

議第 22 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 22 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 22 号は原案のとおり可決されました。

議第 23 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 23 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第 23 号は原案のとおり可決されました。

議第 24 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 24 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 24 号は原案のとおり可決されました。

議第 25 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 25 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 25 号は原案のとおり可決されました。

議第 26 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 26 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 26 号は原案のとおり可決されました。

請願第 1 号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 1 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 1 号は採択することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 13 分

再 開 午前 10 時 40 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

本日、川越孝男議員外 3 名から議案第 4 号イラク問題の平和的解決を求める決議案が提出されました。

この際、議案第 4 号を日程第 29 の次に追加して、日程第 30 とし、議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、この際、議案第 4 号を日程第 29 の次に追加して日程第 30 とし議題とすることは可決されました。

なお、日程第 30、議案説明以下を順次 1 番ずつ繰り下げることといたします。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 28 議案第 2 号から日程第 30、議案第 4 号までの 3 案件を一括議題といたします。



## 議案説明

佐藤 清議長 日程第 31、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委員会付託

佐藤 清議長 日程第 32、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 2 号から議会案第 4 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 33、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 2 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 3 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 4 号は原案のとおり可決されました。

## 日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件を日程に追加し、議題とすることは可決されました。

## 議員派遣の件

佐藤 清議長 議員派遣の件を議題といたします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付しております文書のとおり、派遣することにいたしたいと思っております。

これより議員派遣の件を採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件について、原案のとおり派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては原案のとおり派遣することに決しました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

## 発言の申し出

佐藤 清議長 この際、井上勝・議員、佐藤穎男議員、伊藤昭二郎議員、伊藤 諭議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

井上勝・議員。

井上勝・議員 ただいま議長から貴重な時間をいただきまして、皆様に御礼のごあいさつを申しあげる機会を与えていただいたことに対して、心からありがたく御礼を申し上げます。

また、今議会も全議案御可決なりまして打ち上げされましたこと、皆さんとともに心からお喜びを申し上げます。

今期で議員を辞任することに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

3 期 12 年間の議員生活を皆様の御厚情により有意義に過ごさせていただきましたことに感謝を申し上げます。思えば市職員として約 30 年、引き続き議員としての 12 年、いろいろな面でよい経験をさせていただきました。

本市も、2 年後の市町村合併に向けた検討会や大きな課題が山積みであります。次代を担う若者もお年寄りも市民みんなが住んでよかったと言われる寒河江市になりますように、皆様におかれましては、今こそ襟をただし足元を見詰め直すときだと思えます。長い物に巻かれろ、事なかれ主義にならないよう、責任ある議会運営とともに市民の負託に十分こたえていただきたいと存じます。

皆様におかれましては 4 月の統一選で御健闘なされ、この議場で市民のための議論に火花を散らしていただきますよう御祈念申しあげ、皆様の御厚情に対する感謝の気持ちとさせていただきます。

これからは一市民として外より軽口を申しあげると思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに、寒河江市議会のますますの発展と寒河江市の御繁栄を心からお祈り申しあげ、お礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

佐藤 清議長 佐藤穎男議員。

佐藤穎男議員 平成 3 年に議会に出させていただきまして以来、よき先輩や同僚に恵まれまして、3 期 12 年の充実した議会活動をさせていただいたものと感謝をいたしているところであります。今期をもちまして議員を辞することになりました。

今日まで、多くの皆様方から御教示を賜りました。市当局を初めとする、そして同僚議員の皆様方、多くの市民の皆様方に対して改めて厚く御礼を申しあげたいというふうに思います。

今、まさに 21 世紀の初頭にあり、大きな変革の次代を迎えておるわけであります。一方、世の中は先の見えない不況の中で、市民は雇用や生活不安が増大をいたしております。そのようなことで、市政に対する市民の目線も一層厳しくなることであろうと、このように思われるわけでありますが、賢明なる幹部職員の皆様方におかれましては、時代の流れや風を真摯に受けとめられて自己改革に進まれておることとお察しいたしますが、これまで以上に責任感と緊張感を持って職務に頑張っていただきたいと、このように念願をいたすものであります。

市町の合併の山は動きました。そして寒河江市の発展をする扉は開かれたと思うのであります。幹部職員の皆様方の役割は重大であります。これまでの経験を生かしながら、そしてこの歴史的な大事業に十分活躍をしていただきたい、このように思います。取り組みに当たっては、自信と確信を持って事業の完成に御努力をいただきたい、このように念願をいたすものであります。

終わりに、市勢のさらなる発展と合併の成功を御祈念申し上げますとともに、本日までお世話をいただきま

した多くの皆様方、議員の皆様方に改めて御礼を申しあげさせていただきます、感謝の言葉と御礼にさせていただきますたいと、このように思います。

ありがとうございました。(拍手)

佐藤 清議長 伊藤昭二郎議員。

伊藤昭二郎議員 おはようございます。

私は今期限りで引退することにいたしました。したがって、3月定例議会は最後の議会になるわけでございます。この貴重な時間に、私たちに対して発言の機会を与えていただきましたことを、身に余る光栄と思っているところであります。

私は昭和50年の4月の選挙で初当選をいたしました。四半世紀にわたって、いろいろと皆さんからの御指導を賜りながら今日まできたことに対して、心から感謝と敬意を表するものであります。

昭和50年の時代というものは、どのくらいの程度だったのかなということを今振り返って見ているのでございますけれども、日本の経済というものも成長の過程に入っておりまして、私が昭和50年のときの当初予算が大体30億円ぐらいではなかったかなというふうに記憶しているものであります。そして、私たちの報酬が12万円ぐらいのときでありました。それからの経済の伸びというものは破竹の勢いで進んできたのであります。したがって、国民総生産も非常に年々向上しておりまして、あり余ってこのバブルの経済に移り、それが今度は崩壊の時期に来て、今デフレというふうな、経済のいろいろの経験というものを二十数年間のうちに経験してまいりました。大変、私の人生にとってもいい勉強であったなというふうに考えているところであります。

せっかく皆さんからこういう機会を与えていただきましたので、私は行政に入ったときに、50年のときには、学校建設等については陵東と陵南がようやくでき上がったばかりでありまして、50年に入って寒河江小学校の分離問題とかそういうものが出てきまして、それから14校のうちに12校というものが、今回の醍醐の学校までに、2年半に1校ぐらいの割合で進んできたというものを今思い出したときに、ああ、日本の経済というものは非常にいい時期もあったのだなということを改めて思っているところでございます。

今の下水道なんかも昭和52年に先進地に視察に行ったのを記憶しております。そして今日の下水道というものが立派にでき上がったのだなと、今思っているところであります。考えて見ますと、いい時期に市会議員をさせてもらったなということを今思っているところであります。

これからもまだまだ大変なところもありますけれども、皆さんから、これからも寒河江市を背負って立っていただくのでございますけれども、よろしく願いを申しあげておきたいと思っております。

最後でございますけれども、今日まできたこの二十数年間というものは、本当に有権者に対しても神様だなということを今初めて、ちょっとの間まではそういうことは余り考えなかったのですけれども、つくづくとやめる機会に当たって、有権者に対して改めて御礼を申しあげますとともに、議員の皆さんからも大変お世話になりました。市当局の方々からもいろいろしていただきまして、大過なく24年間務めたことに対して、心から皆さんに対して御礼を申しあげたいと思っております。

最後に、寒河江市の発展と寒河江市議会の発展を心から御祈念を申しあげ、ごあいさつにかえる次第でございます。

ありがとうございました。(拍手)

佐藤 清議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 貴重な時間をいただき、ごあいさつをする機会をいただいたことに御礼をまず申しあげたいと思っております。

3期12年間、市長を初め当局の皆さん、そして同僚議員の皆さんには大変お世話になったことに心から感謝を申しあげたいと思っております。

私はこの12年間、市民の声を市政に反映させるため、全力を挙げ頑張ってきたつもりであります。この熱意の余り、聞きづらい言葉もあったかもしれませんが、これもひとえに市勢発展を願っての発言とお許しをいただきたいと思います。

私は、今回、新しい道に進むべく、4月4日で職を辞する決意を固めたところであります。長い間お世話になったことに心から感謝を申しあげ、市勢発展と議会の活性化を心から祈念を申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

大変長い間、お世話になりました。

ありがとうございました。(拍手)

佐藤 清議長 この際、市長からも発言の申し出があります。佐藤市長。

佐藤誠六市長 当会議が皆様の今任期中の最後の定例議会となりますので、議員の皆様にごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方からは、平成11年4月の市議会議員選挙御当選以来4年間の任期中に市勢発展に向けての積極的な御意見と御協力を賜り、まことにありがとうございました。

4年間を振り返って見ますと、この期間には本市の100年の礎を築いたと言って過言ではないような、大きな事業を推進することができました。

平成11年には山形自動車道寒河江サービスエリアのオープン、白岩バイパスの開通。平成12年は駅前中心市街地整備事業の起工式、寒河江バイパスの4車線の供用開始。また、平成13年には、本市のまちづくりに対し緑化推進運動功労者内閣総理大臣賞を受賞したのであります。さらに昨年春早くに新寒河江駅舎の完成を見たところであります。昨年の6月には本市のまちづくりのキャッチフレーズである花と緑・せせらぎで彩る寒河江の集大成とも言うべき第19回全国都市緑化やまがたフェアが開催され、市民総参加の取り組み、目標をはるかに超える76万余の方々に入場いただき、大成功をおさめることができました。これとあわせて、一大プロジェクトであるクア・パークが公的な事業としての公園整備がほぼ完成されるとともに、民活事業のオープンも見るすることができました。

しかし、昨今の日本の社会経済を取り巻く環境は大変厳しいものであり、国においては現在国庫補助、地方交付税、税源移譲のあり方を三位一体で検討しており、今後特に地方交付税の大幅な見直しが予想されます。

このような中、地方分権をより確実なものとするためにも、市民一体となって今後合併に前向きな町とともに広域的な見地に立ち、将来の展望を見据えたまちづくりを進めていかなければならないものと思っております。今、本市にとってこうした大事な時期であります。

今回、御勇退なされます議員におかれましては、長年にわたり市勢の発展と市民福祉の向上に注がれました御尽力に、深く敬意と感謝を申しあげる次第であります。どうか御健康に留意されまして、今後とも変わらぬ御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、再出馬を予定されている皆様方には、来る4月27日の選挙において、全員が御当選の榮譽を得て、市の将来が大きく転換が予想される市政へ再び参加され、御指導、お力添えをいただきますよう御祈念申しあげ、御礼の言葉とさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)



平成 15 年 3 月第 1 回定例会

閉 会 午前 1 1 時 0 2 分

佐藤 清議長 これにて平成 15 年第 1 回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 佐藤 清

会議録署名議員 石川 忠義

同 上 伊藤 昭二郎